

(復興特別所得税の還付の請求はできません。)

[illegible]

純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付について次のとおり請求します。

還 付 請 求 金 額
(下の還付請求金額の計算書の②の金額)

純損失の金額の生じた年分	年分	還付の請求が、事業の廃止、相当期間の休止、事業の全部又は重要部分の譲渡、相続によるものである場合は右の欄に記入してください。	請求の事由（該当する文字を○で囲ってください。）	左の事実の生じた年月日 ・ ・ ・ 休 止 期 間 ・ ・ ・ 相 続	この純損失の金額について、既に繰戻しによる還付を受けた事実の有無 ・ ・ ・ 有 ・ 無
純損失の金額を繰り戻す年分 (純損失の金額の生じた年の前年分を書きます。)	年分		事業の { 廃 止 休 止 譲 渡		

還付請求金額の計算書 ()

				金 額						金 額	
純損失の金額 年分の	A 純損失の金額	総所得	変 動 所 得	①	円	B Aに繰り戻す 前年金額	総所得	変 動 所 得	④	円	
			そ の 他	②				そ の 他	⑤		
			山 林 所 得					③	山 林 所 得		⑥
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	前年分の税額	C 課税所得金額	総 所 得	⑦		繰戻し控除後の税額	E 繰戻される所得金額	総 所 得	⑮		
			山 林 所 得	⑧				山 林 所 得	⑯		
			退 職 所 得	⑨				退 職 所 得	⑰		
		D Cに対する税額	⑦に対する税額	⑩		F Eに対する税額	⑮に対する税額	⑱			
			⑧に対する税額	⑪			⑯に対する税額	⑲			
			⑨に対する税額	⑫			⑰に対する税額	⑳			
			計 (100 円未満の端数は切り捨ててください。)	⑬			計 (100 円未満の端数は切り捨ててください。)	㉑			
		源泉徴収税額を差し引く前の所得税額			⑭		純損失の金額の繰戻しによる還付金額 (「㉑-㉒」と㉓のいずれか少ない方の金額)			㉒	

還付される税金 の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 金庫・組合 農協・協協	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金 口座番号	貯金口座の 記号番号 (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税務署 整理欄	通信日付印の年月日		確 認	整 理 番 号						一 連 番 号
	年 月 日			0						
	番号確認	身元確認	確 認 書 類							
		☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()							

書 き 方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

(注) 復興特別所得税の還付の請求はできません。

- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号（マイナンバー）の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。

- (1) 「**年分の純損失の金額**」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「**年分の純損失の金額**」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「**A 純損失の金額**」①～③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

ハ 「**B Aのうち前年分に繰り戻す金額**」④～⑥欄の各欄

「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

- (2) 「**前年分の税額**」⑦～⑭欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「**C 課税される所得金額**」⑦～⑨欄及び「**D Cに対する税額**」⑩～⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前

年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「**源泉徴収税額を差し引く前の所得税額**」⑭欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額の中に、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額が含まれている場合は、外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額又は分配時調整外国税相当額控除額（復興特別所得税の額から控除される金額は含みません。）を差し引いた金額になります。

- (3) 「**繰戻し額控除後の税額**」⑮～⑳欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「**E 繰戻し後の課税される所得金額**」⑮～⑰欄の各欄

「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「**F Eに対する税額**」⑱～㉑欄の各欄

「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署にお尋ねください。

- (4) 「**還付される税金の受取場所**」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。



災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

年 月 日 税 務 署 長	住 所	電話 () -
	連 絡 先	電話 () -
	刀 片 氏 名	

災害損失特別勘定の繰入れの対象とした修繕等が令和____年12月31日までに完了できない事情にありますので、所得
税基本通達36・37共一7の9に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の年分において、当
該年分の年末の災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請します。

記

被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分			令 和 年 分		
本 年 末 の 災 害 損 失 特 別 勘 定 の 残 額	①	円	本年分において総収入金額 に 算 入 す べ き 金 額 (①-②)	③	円
修 繕 費 用 等 の 見 込 額 (⑦の合計額)-(⑧の合計額)	②		延長の対象となる本年末 における災害損失特別勘定残高 (①-③)	④	

翌年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細

被災資産	名 称 及 び 種 類 又は共通費用の費目				
	被災資産の所在地				
	構 造 、 設 備 の 種 類 及 び 細 目				
翌年分以後に完了 すると見込まれる修繕等 の工事の名称等		⑤			
同上の修繕等の工事期間		⑥			
同上の修繕等の工事に 係る翌年分以後の 修繕費用等の見込額		⑦	円	円	円
翌年分以後の 保険金等の見込額		⑧			
本年末までに修繕 が完了しなかった理由					
申請をした修繕完了年分 に修繕が完了すると 見込まれる事情等					

関与税理士
(TEL - -)

税 務 署 整 理 欄	整 理 番 号	関係部門 連 絡	A	B	C		
	通 信 日 付 印 の 年 月 日		確 認				
	年 月 日						

災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書

この延長確認申請書は、所得税基本通達36・37共一7の9（（修繕等が遅れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額の算入の特例））に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした方が、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により災害があった日の属する年（以下「被災年」といいます。）の翌年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失特別勘定の残額（災害損失特別勘定への繰入額から同日までに取り崩した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。以下同じ。）を有している場合において、所轄税務署長の確認を受けて、修繕完了年分（被災事業資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分をいいます。以下同じ。）において、当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金額を総収入金額に算入することを申請する場合に記載します。

この申請書は、災害があった日の属する年分（以下「被災年分」といいます。）の翌年分の確定申告書の提出期限までに提出してください。

○ 記載要領

- (1) 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分」欄には、所轄税務署長の確認を受けようとする修繕完了年分を記載します。
- (2) 「①」欄には、被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の（「⑩」欄―「⑥」欄）に相当する金額を記載します。
- (3) 「②」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の金額として、「⑦」欄の合計額から「⑧」欄の合計額を控除した残額を記載します。
- (4) 「③」欄には、「①」欄の金額から「②」欄の金額を控除した残額を記載します。

なお、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の「⑨」欄の金額に含めて記載します。

- (5) 「翌年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。

イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産を資産の種類ごとに区切り、その区分ごとに合計額を「⑦」欄及び「⑧」欄に記載することができます。

ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。

- (イ) 「⑤」欄には、複数の工事のうち主なものを「〇〇工事等」と記載します。
- (ロ) 「⑥」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- ハ 「⑦」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる「⑤」欄の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。

- (イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
 - (ロ) 災害により土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
 - (ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）
 - (ニ) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用
- ニ 「⑧」欄には、被災年の翌々年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その他これらに類するもの（以下「保険金等」といいます。）により補填されると見込まれる金額がある場合に、当該補填されると見込まれる金額（被災年の翌年中に収受した保険金等のうち「⑦」欄の修繕費用等の額に充てることとしている金額を含みます。）を記載します。

所得の内訳書（書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。）

住所

氏名

(年分)

提出用

所得の種類	種 目	所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号	所得の基となる資産の数	収入金額 (源泉徴収額を差し引いた金額)	源泉徴収税額	支払確定年 又は支払 受けた年	月
		(電話)		円内	円	年	月
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					
		(電話)					

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面又は添付書類台紙に貼ってください。

添付書類
(国民年金保険料の支払証明書など)

所得の内訳書（書き方については、控用の内訳書の裏面を読んでください。）

住 所

氏 名

(年分)

控用

[illegible]

○この用紙は **控用** です。申告には、必ず **提出用** を使ってください。

書 き 方

○ この所得の内訳書は、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない所得がある場合に使用します。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

- (1) 「**所得の種類**」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利子、配当、給与、雑などと書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。
- なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないように揃えて書いてください。

※ 特定口座に受け入れられた利子及び配当については、所得の種類を区分せず、まとめて「利子・配当」と記載しても差し支えありません。

- (2) 「**種目**」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

(所得の種類) (種 目)

営 業 等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など

不 動 産……地代、家賃、貸間代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など

利 子……公社債の利子など

配 当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など

給 与……給料、俸給、賞与、歳費など

雑 ……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利子（貸金業者のものを除く。）など

- (3) 「**所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号**」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号などを、次のように書いてください。

(所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号)

営 業 等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

不 動 産……貸地、貸家などの所在地など

利 子……利子などの支払者の名称、所在地・法人番号、電話番号など

配 当……株式などを発行している会社の名称、所在地・法人番号、電話番号など

給 与……給料などの支払者の氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

雑 ……原稿料や印税などを支払った出版社などの氏名・名称、住所・所在地・法人番号、電話番号など

- (4) 「**所得の基因となる資産の数量**」欄……不動産所得、利子所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利子所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄ごとの株式数などを書いてください。

- (5) 「**源泉徴収税額**」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

- (6) 「**支払確定年月又は支払を受けた年月**」欄……無記名株式等の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式等の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

株 式 の 異 動 明 細 書

整理番号

住 所 (前住所)	()			フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業		関与税理士名 (電 話)	()

(令和 年分) 【銘柄： 】

① 異動年月日 (異動事由)	② 相手方の氏名・名称、 住 所 ・ 所 在 地 (相手方との関係)	③ 異動した株数	④ 取 得 又 は 譲 渡 の 単 価	⑤ 金 額 (③ × ④)	⑥ 異 動 後 の 株 式 の 総 数	⑦ 特 定 残 株 数	⑧ 1 株 当 た り の 取 得 費
・ ・ ・ ()	()	株	円	円	株	株	円
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						
・ ・ ・ ()	()						

(その他参考となるべき事項)

(令和元年分以降用)

記載要領等

この明細書は、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）、同法第37条の13の2第1項（特定投資株式が株式としての価値を失った場合の特例）、同条第4項（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算の特例）、同条第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除の特例）、同法第41条の19（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）（令和3年改正前震災特例法第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される場合を含みます。）又は平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3（特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、その特定投資株式の銘柄ごとにその特定投資株式と同一銘柄の株式も含めてその異動の状況について作成します。作成に当たっては、特定投資株式を発行した特定中小会社から交付を受けた「株式異動状況明細書」を参考にしてください。

- 1 「①異動年月日（異動事由）」欄のかつこ内には、株式の異動事由を、例えば次のように書いてください。
- 払込みによる取得・・・・・・・・・・払込（特定投資株式の場合には○で囲みます。）
- 相対取引による取得・・・・・・・・・・相対
- 相続（贈与・遺贈）による取得・・・・・・・・・・相続
- 株式の分割・・・・・・・・・・分割
- 株式無償割当て・・・・・・・・・・無償割当
- 譲渡・・・・・・・・・・譲渡
- 贈与・・・・・・・・・・贈与
- 株式の併合・・・・・・・・・・併合
- 特定投資株式を発行した株式会社が解散し（合併による解散を除きます。）、その清算が終了した場合・・・清算
- 特定投資株式を発行した株式会社が破産法の規定による破産宣告を受けた場合・・・・・・・・破産
- 2 「②相手方の氏名・名称、住所・所在地（相手方との関係）」欄には、株式の取得、譲渡などの場合の相手方の名称、所在地などを書いてください。また、かつこ内には、相手方との関係を、例えば「親族」、「雇用主」、「自己の事業の取引先」、「自己の事業の使用人」、「勤務する会社の取引先」のように書いてください。
- 3 「④取得又は譲渡の単価」欄には、取得又は譲渡した株式の単価を書いてください。
- （注）「異動事由」が、「相続」又は「贈与」の場合や著しく低い価額で取得した場合の株式の単価の記入については、税務署にお尋ねください。
- 4 「⑦特定残株数」欄には、次のイからロを控除した株数を書いてください。なお、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）のみの適用を受ける方は、この欄については記載する必要はありません。
- イ 払込みにより取得した特定投資株式の数の合計
- ロ 特定投資株式の払込みによる取得の時以後に譲渡又は贈与をした特定投資株式と同一銘柄株式の数
- なお、株式の分割や併合があった場合には、計算が異なりますので税務署にお尋ねください。
- 5 「⑧1株当たりの取得費」欄には、次の算式により計算した金額を書いてください。
- $$\frac{\{(\text{前回譲渡時の株式の総数}) \times (\text{前回譲渡時の1株当たりの取得費})\}}{(\text{前回譲渡時の株式の総数})} + \frac{((\text{前回譲渡後に})\text{取得した株式の取得費の合計})}{((\text{前回譲渡後に})\text{取得した株式の株数の合計})}$$
- ※ 上記算式の譲渡には、上記1の「清算」・「破産」の場合も含まれます。
- なお、株式の分割・併合等があった場合の1株当たりの取得費については、調整計算が必要ですので、税務署にお尋ねください。

先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書

(記載例については、裏面)を参照してください。

この明細書は、先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得について確定申告をする場合に使用します。なお、これらのうち2以上の所得があるときは、所得の区分ごとにこの明細書を作成します。詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』を参照してください。

いずれか当てはまるものを○で囲んでください。
 → 事業所得用
 譲渡所得用
 雑所得用

(年分)

氏 名 _____

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

		①	②	③	合 計 (①から③までの計)	
取 引 の 内 容	種 類					
	決 済 年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・		
	数 量	枚	枚	枚		
	決 済 の 方 法					
総 収 入 金 額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円	円	円	円	
	譲渡による収入金額(※) ②					
	その他の収入 ③					
	計 (①+③)又は(②+③) ④					
必 要 経 費 等	手数料等 ⑤					
	②に係る取得費 ⑥					
	その他の経費	⑦				
		⑧				
		⑨				
	小計 (⑦から⑨までの計) ⑩					
計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪						
所 得 金 額 (④-⑪) ⑫						

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの④収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑤)にそのまま転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑫(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの⑤)に「0」と書いてください。

- (※)カバードワラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。
- ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。
 - ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。
 - ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

（令和〇〇年分） いずれかを当てはめてください。 → {事業所得用
譲渡所得用
雑所得用}

		①	②	③	合 計 (①から③までの計)	
取引内容	種 類	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
	決 済 年 月 日	××・××・××	〇〇・〇〇・〇〇	△△・△△・△△		
	数 量	枚 40	枚 10	枚 30		
	決 済 の 方 法	仕 切	仕 切	仕 切		
総収入金額	差金等決済に係る利益又は損失の額 ①	円 2,620,000	円 △ 300,000	円 90,000	円 2,410,000	
	譲渡による収入金額(※) ②					
	その他の収入 ③					
	計 (①+③)又は(②+③) ④	2,620,000	△ 300,000	90,000	2,410,000	
必要経費等	手数料等 ⑤	166,000	83,000	240,000	489,000	
	②に係る取得費 ⑥					
	その他の経費	消費税等 ⑦	16,600	8,300	24,000	48,900
		⑧				
		⑨				
		小計 (⑦から⑨までの計) ⑩	16,600	8,300	24,000	48,900
計 (⑤+⑩)又は(⑤+⑥+⑩) ⑪	182,600	91,300	264,000	537,900		
所得金額 (④-⑪) ⑫	2,437,400	△ 391,300	△ 174,000	1,872,100		

申告書第三表(分離課税用)は「収入金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの④収入金額)に転記してください。

黒字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの④)にそのまゝ転記し、赤字の場合は、申告書第三表(分離課税用)の「所得金額」欄の⑦(申告書第四表(損失申告用)は「1損失額又は所得金額」欄のFの④)に「0」と書いてください。

(※)カバーダウンラント(金融商品取引法第2条第1項第19号に掲げる有価証券で一定のものをいいます。)の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

○ ①、④及び⑫欄は金額が赤字のときは、赤書き(△印)してください。

○ ①から③の各欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

○ ⑦本年の⑫欄の合計額が赤字のときにその赤字を翌年以降に繰り越す場合や、④本年の⑫欄の合計額が黒字のときに前年から繰り越された赤字を本年の黒字から差し引くときには、『____年分の所得税及び復興特別所得税の____申告書附表(先物取引に係る繰越損失用)』も併せて作成してください。

- 12

年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所

氏 名

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費（上記 1 以外）の明細

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	円	円
2 の 合 計			㊦	㊧

医 療 費 の 合 計	A	(㉗+㉘) 円	B	(㉙+㉚) 円
-------------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計)	円
保険金などで 補てんされる金額		
差引金額 ($\text{A} - \text{B}$)	(マイナスのときは0円)	
所得金額の合計額		
$\text{D} \times 0.05$	(赤字のときは0円)	
E と10万円のいずれか 少ない方の金額		
医療費控除額 ($\text{C} - \text{F}$)	(最高200万円、赤字のときは0円)	

A
B
C
D
E
F
G

申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。

(注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。

- ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
- ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
(特別控除前の金額)

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑨の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に記載された事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

- ※ 1 医療費通知とは、医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。
 - ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
 - ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称
- ※ 2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。
- ※ 3 医療費通知に保険者番号及び被保険者等記号・番号の記載がある場合、その番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

〔①医療費通知に記載された事項〕に記入したものについては、記入しないでください。〕

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが〇〇病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
〇〇病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☐ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	☐ 診療・治療 ☐ 医薬品購入 ☒ 介護保険サービス ☐ その他の医療費	1,560	円

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「① 医療費通知に記載された事項」に記入したものに限りです。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称（医療機関名等）を明細書の適宜の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年間ご自宅等で保存する必要があります。

◎ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の実施認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

◎ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

◎ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

◎ ストマ用装具の購入費用

ストマ用装具使用証明書

◎ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

◎ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

◎ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

住 所

氏 名

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取 組 内 容	☐ 健康診査	☐ 予防接種	☐ 定期健康診断
	☐ 特定健康診査	☐ がん検診	☐ ()
(2) 発 行 者 名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)			

※取組に要した費用（人間ドックなど）は、控除対象となりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		円	円
合 計		A	B

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

3 控除額の計算

支払った金額	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額			B
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)		C
医療費控除額 (C - 12,000円)	(最高8万8千円、赤字のときは0円)		D

(申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「区分」の□に「1」と記入します。

重 要 な お 知 ら せ

令和3年分の確定申告から「健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行ったことを明らかにする書類」の添付又は提示は必要なくなり、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付のみが必要となりました。
ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、当該書類はご自宅等で保管してください。

セルフメディケーション税制の明細書の記載要領

この明細書は、租税特別措置法第41条の17（セルフメディケーション税制による医療費控除の特例）の適用を受ける場合に使用します。
この控除を受ける方は、通常の医療費控除を受けることができませんので、ご注意ください。

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（※）を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

※ 特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費をいいます。

1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 「取組内容」欄

取組を行ったことを明らかにする書類（※）を確認し、該当する取組内容をいずれか一つチェックします。

※下記の「5年間保管が必要な書類」をご確認ください。

(2) 「発行者名」欄

取組を行ったことを明らかにする書類の発行者の名称を記入します。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

(1) 「薬局などの支払先の名称」欄

医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

領収書が複数ある場合は、購入先ごとにまとめて記入することができます。

(2) 「医薬品の名称」欄

購入した医薬品の名称を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、名称を並べて記入します。

(3) 「支払った金額」欄

医薬品の購入金額を記入します。

複数の医薬品を購入した場合は、購入金額の合計を記入します。

(4) 「(3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金がある場合に、その金額を記入します。

領収書の表示例

国 税 薬 局	
虎ノ門店 TEL: 03-****-**** 東京都千代田区麹町*****	
■ 領収書 ■	
XXXX年4月1日(土) 12:00	
★ゼイムEX	¥1,273
スツウヤク60	¥760
ハンドソープ	¥298
★カクテイ胃腸薬MN	¥881
小計 4点	¥3,222
合 計	¥3,222
内消費税	¥293
お預り	¥4,000
お 釣 り	¥778
★印はセルフメディケーション税制対象商品です	

領収書に控除の対象であることが記載されています。

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

記入例

(1) 薬局などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4) (3)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税薬局	ゼイムEX、カクテイ胃腸薬MN	2,164 円	円
□□ドラッグストア	〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇	13,753	
//	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

5年間保管が必要な書類

● 適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類

①氏名 ②取組を行った年 ③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- 市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- 職場で受けた定期健康診断の結果通知表(「定期健康診断」という名称又は「勤務先(会社等)名称」が記載されている必要があります。)
- 特定健康診査の領収書又は結果通知表(「特定健康診査」という名称又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)
- 人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表(「勤務先(会社等)名称」又は「保険者名(ご加入の健保組合等の名称)」が記載されている必要があります。)

※ 上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明を依頼し、証明書の交付を受ける必要があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

● 特定一般用医薬品等の領収書

**家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例
の適用を受ける場合の必要経費の額の計算書**
(裏面の2の(3)に当てはまる方は、この計算書を使用してください。)

(年分)

氏 名

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

事業所得	総 収 入 金 額	①	円
	特例適用前の必要経費の額	②	
雑所得	総 収 入 金 額 (公的年金等に係るものを 除きます。)	③	
給 与 所 得 の 収 入 金 額		④	
55 万 円 - ② - ④		⑤	(赤字のときは0)
55 万 円 - ③ - ④		⑥	(赤字のときは0)
特例適用後の必要経費の額	③がない場合	①と⑥との いずれか 少ない方の金額	⑦
	③が⑤より少ないか同額の場合		
	③が⑤より多い場合	②の金額	⑧
雑所得	③と⑤とのいずれか 少ない方の金額	⑨	

← 各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含めて書きます。

← 「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」を適用する前の必要経費の額（青色申告特別控除額は含みません。）を書きます。

・青色申告の場合は、青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

・白色申告の場合は、収支内訳書の「所得金額」欄に、上の①の金額から⑦又は⑧の金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

← 業務に係る雑所得の総収入金額から⑨の金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

(注) 事業所得の中に、営業等所得のほかに農業所得がある場合には、①及び②は、その合計額によって記載してください。この場合、⑦又は⑧の金額は、各所得の特例適用前の所得金額の比などによりあん分して、それぞれの事業所得の金額の計算上必要経費に算入してください。

雑所得の中に、業務に係る雑所得のほかにその他の雑所得がある場合には、⑨の金額を業務に係る雑所得の収入金額から控除し、控除しきれなかったときは、その他の雑所得の収入金額から控除します。その他の雑所得が赤字の場合は0円になります。

○この計算書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ

次の１に掲げる方（以下「家内労働者等」といいます。）の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の２に掲げる金額となります。

１ 特例の対象となる方

特例の対象となる方は、次のいずれにも当てはまる方です。

- (1) 事業所得又は雑所得を有する家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- (2) 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額と給与所得の収入金額との合計額が55万円に満たない方

(注) 1 「家内労働者」とは、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体、販売又はこれらの請負を業とする人から、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含みます。）について委託を受けて、物品の製造や加工、改造、修理、浄洗、選別、包装、解体に従事する方であって、その業務について同居の親族以外の人を使用しないことを常態とする方をいいます。

2 事業所得が赤字となる方及び公的年金等の雑所得以外の雑所得が赤字となる方で公的年金等の雑所得のある方は、税務署におたずねください。

２ 必要経費算入額

１に当てはまる方の事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、次の区分に応じて次のとおりです。

- (1) 事業所得がある場合で、業務に係る雑所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……事業所得の総収入金額（各種引当金・準備金等の繰戻額等の金額を含みます。以下同じ。）と55万円のいずれか少ない方の金額
- (2) 業務に係る雑所得がある場合で、事業所得の総収入金額及び給与所得の収入金額がないとき……業務に係る雑所得の総収入金額と55万円のいずれか少ない方の金額
- (3) 事業所得と業務に係る雑所得のいずれもある場合、又は給与所得の収入金額がある場合……**表面**の計算書により計算した金額

● 特例の適用を受けるための手続

i 2の(1)に当てはまる場合は、次の場合に依りそれぞれ次によります。

イ 青色申告の場合……青色申告決算書の「青色申告特別控除前の所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、青色申告決算書の青色申告特別控除後の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ロ 白色申告の場合……収支内訳書の「所得金額」欄に、総収入金額から2の(1)により計算した金額を控除した残額を書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

なお、申告書B第一表の「所得金額等」欄の営業等・農業には、収支内訳書の所得金額を転記しますが、その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

ii 2の(2)に当てはまる場合は、業務に係る雑所得の総収入金額から2の(2)により計算した金額を控除した残額を申告書第一表の「所得金額等」欄の業務に書いてください。その際、金額の頭部に㊦と書いてください。

iii 申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法27」と書いてください。

iv 2の(3)に当てはまる場合は、**表面**の計算書により必要経費の額を計算し、計算書は申告書と一緒に提出してください。

1 住所及び氏名

住所	郵便番号 -	整理番号	
	電話番号 ()	(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。	
フリガナ		フリガナ	
氏名		氏名	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

			家屋に関する事項				土地等に関する事項									
居 住 開 始 年 月 日			ア	平成 令和						イ	平成 令和					
契 約 日 区 分		区分	イ	平成 令和												
補助金等控除前の 取得対価の額			ウ							ク						
交付金を受ける 補助金の額			エ							ケ						
取得対価の額 (ウ - エ) (ク - ケ))			オ							コ						
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。			カ							サ						
うち 居住用部分 の (床) 面積			キ							シ						

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	(ス)	平成 令和			.			.		
契 約 日	(セ)	平成 令和			.			.		
補助金等控除前の増改築等の費用の額	(ソ)									
交付を受ける補助金等の額	(タ)									
増改築等の費用の額 (② - ③)	(チ)									
②のうち居住用部分の金額	(ツ)									
増改築等をした家屋の総床面積	(テ)									

[illegible]

4 家屋や土地等の取得対価の額

	① 家 屋	② 土 地 等	③ 合 計	④ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	① /	/		/
(㊦ , ㊧ , ㊨) × ① ※共有でない場合は、㊦、㊧、㊨を書いてください。	② (㊦ × ㊦ の ①)	(㊧ × ㊧ の ①)	(㊦ の ② + ㊧ の ②) 又は (㊧ の ② + ㊨ の ②)	(㊨ × ㊨ の ①)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	③			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (② - ③)	④			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に⑦、⑧に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		㉔ 住 宅 の み		㉕ 土 地 等 の み		㉖ 住宅及び土地等		㉗ 増 改 築 等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㉔								
連帯債務に係るあなたの負担割合 （付表）の㉔の割合	㉕								
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。									
住宅借入金等の年末残高 （付表）の㉕の金額	㉖								
※連帯債務がない場合には、㉔の金額を書きます。									
㉔と㉖のいずれか少ない方の金額	㉗								
居 住 用 割 合	㉘								
※90%以上である場合には、100.0%と書きます。									
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 （㉔ × ㉘）	㉙								
住宅借入金等の年末残高の合計額（㉔の㉙＋㉕の㉙＋㉖の㉙＋㉗の㉙）	㉚								
※ ㉚の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㉚」欄に転記します。									

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑬欄から⑯欄に増改築等の控除後の金額を请填写してください。これらの金額が50万円を超えたときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。		⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (⑫+⑭+⑮+⑯)	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (⑰又は⑭×Dの①)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 ①と②のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(密二画取得)に該当しない場合は、最高200万円。		
			⑲		

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家屋:1 増改築等:2	④又は⑤の金額 (10%に係る部分のみ)	㉑						円	重複適用 (の特例) を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㉓の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例				
			④の④又は⑤の④の金額 (10%に係る部分のみ)	㉒						円		㉓					

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の 交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。		要しない		整理欄										住民		台帳番号 一連番号	
---	--	------	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--------------	--

○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。○住宅借入金等に連帯債務がある場合には、併せて付表を使用します。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。

11

提出用	円 0
-----	--------

○
二面は一面と一緒に提出してください。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。											⑪	円
番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	番号	居住の用に供した日等		算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	円	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合 (2から8のいずれかを選択する場 合 を 除 きます。)	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ㉑ () ⑲の金額() $+ (\text{㉑} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	⑳	(最高12万5千円)	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
		平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
		平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
2	住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 =$	⑳		6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ㉑ () ⑲の金額() $+ (\text{㉑} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	⑳	(最高12万5千円)	
		平成19年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.004 =$	⑳				00				
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ㉑ () ⑲の金額() $+ (\text{㉑} - \text{⑲}) \times 0.01 =$	⑳	(最高12万5千円)	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
		平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
		平成24年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.012 =$	⑳	(最高60万円)	
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
		平成25年中に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\text{⑪} \times 0.01 =$	⑳				00				
(再び居住の用に供したことに係る事項)												
転居年月日 年 月 日 再居住開始年月日 年 月 日												
居住の用に供していない期間の家屋の用途 ☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()												
【再び居住の用に供した場合の再適用】 ☐ 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける												
【再び居住の用に供した場合の適用】 ☐ 初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける												

- ※ 1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。
- ※ 2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※ 3 (特別) 特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- ※ 4 「(再び居住の用に供したことに係る事項) 欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	㉓	円 〇〇
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑳の金額）の合計額を記載します。	㉓	円 〇〇

- ※ ②③欄の金額を一面の②③欄に転記します。

(1) (2) (3) (4)

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	—
	電話番号	()
フリガナ		
氏 名		

(共有者の氏名)

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

一面
住

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居 住 開 始 年 月 日	㊦ 平成 令和 . .	〔平成 令和 . .〕
契 約 日 契 約 区 分	㊩ 平成 令和 . .	
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額	㊷	㊫
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊵	㊬
取 得 対 価 の 額 (㊷ - ㊵ (㊷ - ㊬))	㊶	㊭
総 (床) 面 積 ※小数点以下第2位まで書きます。	㊲	㊳
う ち 居 住 用 部 分 の (床) 面 積	㊱	㊴

3 増改築等をした部分に係る事項

居 住 開 始 年 月 日	㊸ 平成 令和 . .
契 約 日	㊺ 平成 令和 . .
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額	㊻
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊼
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㊻ - ㊼)	㊽
㊽のうち居住用部分の金額	㊿
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積	㊾

不 動 産 番 号	家 屋					土 地					
-----------	-----	--	--	--	--	-----	--	--	--	--	--

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊰ 家 屋	㊱ 土 地 等	㊲ 合 計	㊳ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊰ /	/		/
(㊰, ㊱, ㊲) × ㊴	㊴ (㊰ × ㊰ の ㊴)	㊴ (㊱ × ㊱ の ㊴)	(㊰の㊴+㊱の㊴)又は(㊱の㊴+㊲の㊴)	㊴ (㊴ × ㊳ の ㊴)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㊶			
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊶ - ㊶)	㊷			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊽,㊾に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	円
--------	----	-----	--	---

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あり

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㊸ 住 宅 の み	㊹ 土 地 等 の み	㊺ 住宅及び土地等	㊻ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㊸			
連帯債務に係るあなたの負担割合(「付表」の㊼の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㊸			
住宅借入金等の年末残高(「付表」の㊼の金額) ※連帯債務がない場合には、㊸の金額を書きます。	㊸			
㊸と㊸のいずれか少ない方の金額	㊸			
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㊸ ÷ ㊸	㊸ ÷ ㊸		㊸ ÷ ㊸
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊸ × ㊸)	㊸			
住宅借入金等の年末残高の合計額(㊸の㊸+㊹の㊸+㊺の㊸+㊻の㊸) ※ ㊸の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊼」欄に転記します。				㊼

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊼欄から㊼欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	㊼ 高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊼ 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊼ 特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊼ 特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
㊼ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊼ 特 定 増 改 築 等 工 事 の 費 用 の 合 計 額 (㊼ + ㊼ + ㊼ + ㊼)	㊼ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊼又は㊼×㊼の㊼)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊼と㊼のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番 号	㊼	〇 〇
--	-----	---	-----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋 : 1 増改築等 : 2	㊼又は㊼の金額 (10%に係る部分のみ)	㊼	重復適用 (の特例) を受ける 場合は、右の該当する文字に ○をした上で、二面の㊼の金 額を転記してください。	重復適用	重復適用の特例	〇 〇
			㊼の㊼又は ㊼の㊼の金額 (10%に係る部分のみ)	㊼		㊼		

令和03年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。										⑪		円
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（2から8のいずれかを選択する場 合を除きます。）	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 =	⑫ (最高40万円) 円	5	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	⑮ (最高12万5千円) 円		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 =	⑫ (最高20万円) 円						⑮ (最高12万円) 円	
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 =	⑫ (最高20万円) 円						⑮ (最高12万円) 円	
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 =	⑫ (最高30万円) 円						⑮ (最高12万5千円) 円	
2	住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択した場合	平成20年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.004 =	⑫ (最高8万円) 円	6	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	⑮ (最高12万5千円) 円		
		平成19年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.004 =	⑫ (最高10万円) 円						⑮ (最高12万円) 円	
3	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 =	⑫ (最高50万円) 円	7	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑬() ⑭の金額() × 0.02 + (⑬ - ⑭) × 0.01 =	⑮ (最高12万5千円) 円		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 =	⑫ (最高30万円) 円						⑮ (最高12万5千円) 円	
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 =	⑫ (最高30万円) 円						⑮ (最高60万円) 円	
		平成24年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 =	⑫ (最高40万円) 円						⑮ (最高36万円) 円	
4	認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪ × 0.01 =	⑫ (最高50万円) 円	8	震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪ × 0.012 =	⑫ (最高48万円) 円		
			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪ × 0.01 =	⑫ (最高30万円) 円						⑫ (最高48万円) 円	
		平成25年中に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 =	⑫ (最高30万円) 円						⑫ (最高48万円) 円	
		平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合		⑪ × 0.01 =	⑫ (最高40万円) 円						⑫ (最高48万円) 円	
(再び居住の用に供したことに係る事項)												
転居年月日			年 月 日		再居住開始年月日		年 月 日					
居住の用に供していない期間の家屋の用途			☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他 ()		年 月 日 ~ 年 月 日							
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用			【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける ☐		【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける ☐							

- ※ 1 ⑫欄の金額を一面の⑫欄に転記します。
- ※ 2 ⑫欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※ 3 (特別) 特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8 %又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
- ※ 4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑫欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑫欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額（⑫の金額）の合計額（住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。）を記載します。	⑬		円
震災特例法の重複適用の特例を受ける場合	各明細書の控除額（⑫の金額）の合計額を記載します。	⑬		円

※ ⑬欄の金額を一面の⑬欄に転記します。

○ 不動産番号が第一面に書ききれない場合

(1)

(2)

(3)

(4)

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

令和 〇 3 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

住 所	郵便番号	—	整理番号						
	電話番号	()	(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。						
フリガナ			フリガナ			フリガナ			
氏 名			氏 名			氏 名			

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	㉗ 平成令和 . . .	(平成令和 . . .)
契約日	㉘ 平成令和 . . .	
契約区分		
補助金等控除前の取得対価の額	㉙	㉚
交付を受ける補助金等の額	㉛	㉜
取得対価の額(㉙ - ㉛(㉚ - ㉜))	㉝	㉞
総(床)面積※小数点以下第2位まで書きます。	㉟	㊱
うち居住用部分の(床)面積	㊲	㊳

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日	㉟ 平成令和 . . .
契 約 日	㊱ 平成令和 . . .
補助金等控除前の増改築等の費用の額	㊲
交付を受ける補助金等の額	㊳
増改築等の費用の額(㊲ - ㊳)	㊴
㊴のうち居住用部分の金額	㊵
増改築等をした家屋の総床面積	㊶

不 動 産 番 号	家 屋		土 地	
-----------	-----	--	-----	--

4 家屋や土地等の取得対価の額

	㊷ 家 屋	㊸ 土 地 等	㊹ 合 計	㊺ 増 改 築 等
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㊻			
(㊻, ㊼, ㊽) × ㊾	㊿ (㊻ × ㊷の㊾)	㋀ (㊼ × ㊸の㊾)	(㊿の㊾ + ㊼の㊾)又は(㊿の㊾ + ㊽の㊾)	㋁ (㊿ × ㊺の㊾)
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等	㋂			
あなたの持分に係る取得対価の額等(㊿ - ㋂)	㋃			

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	8%	10%	税率が10%の場合に㊿, ㊴に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	あり
--------	----	-----	---	----

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

	㋄ 住 宅 の み	㋅ 土 地 等 の み	㋆ 住宅及び土地等	㋇ 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㋈			
連帯債務に係るあなたの負担割合(「付表」の㊱の割合) ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㋉			
住宅借入金等の年末残高(「付表」の㊱の金額) ※連帯債務がない場合には、㋈の金額を書きます。	㋊			
㋈と㋊のいずれか少ない方の金額	㋋			
居 住 用 割 合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㋌	㋍		㋎
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(㋋ × ㋌)	㋏			
住宅借入金等の年末残高の合計額(㋅の㋏ + ㋆の㋏ + ㋇の㋏)				㋐
※ ㋐の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㋐」欄に転記します。				

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊱欄から㊱欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控除の裏面を参照してください。	㊱ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㊱ 断熱改修工事等の費用の額	㊱ 特定断熱改修工事等の費用の額	㊱ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
㊱ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㊱ 特定の増改築等工事の費用の合計額(㊱ + ㊱ + ㊱ + ㊱)	㊱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(㊱又は㊱ × ㊱の㊱)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(㊱と㊱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
			㊱	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱	㊱
--	----	---	---	---	---	---	---	---	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に○をした上で、10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	家 屋 : 1 増改築等 : 2	㊱又は㊱の金額 (10%に係る部分のみ)	㊱	重複適用(の特例)を受ける場合は、右の該当する文字に○をした上で、二面の㊱の金額を転記してください。	重複適用	重複適用の特例
			㊱の㊱又は ㊱の㊱の金額 (10%に係る部分のみ)	㊱		㊱	㊱

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。	要しない
---	------

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。

11

○この用紙は**控用**です。申告には、必ず**提出用**を使ってください。

※1 ⑳欄の金額を一面の㉔欄に転記します。

※2 ㉔欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 (特別)特定取得とは、家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※4 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の⑳欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉓欄に記載します。

※ ②3欄の金額を一面の②3欄に転記します。

(1) (2) (3) (4)

※（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、第一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1～8に留意して記載してください。併せて、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額の計算や手続の詳細については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご確認ください。

なお、連帯債務による住宅借入金等を有する場合は、「(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を併せて使用します。

- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等をした部分に係る事項」欄

- (1) 「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。

また、「土地等に関する事項」欄の「 $\frac{\text{平成}}{\text{令和}} \square\square.\square\square.\square\square$ 」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

- (2) ④「契約日・契約区分」の区分 $\square$ は、住宅の新築に係る契約の場合は「1」を記入し、新築住宅や中古住宅の購入に係る契約の場合は「2」を記入します。

- (3) 住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合、㊥欄、㊦欄又は㊧欄にその金額を書いてください。

※ 補助金等とは、平成23年6月30日以後に住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る契約を締結した場合におけるその住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。

なお、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定)断熱改修工事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、㊧欄にはこれらの補助金等の額の合計額を記入します。

また、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を受けたか明らかなでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額と、「土地等」に係る補助金等の額とに区分した金額をそれぞれ㊥欄又は㊦欄に転記してください。

i 「家屋」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \frac{\text{㊥欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊥欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る補助金等の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」の補助金等の額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」の補助金等の額} \times \frac{\text{㊦欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊦欄へ転記} \end{array}$$

- (4) 「不動産番号」欄には、登記事項証明書の不動産番号を記入してください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄

③欄は、住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例(以下これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受けた場合に書いてください。

なお、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合で、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てたときや家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかなでなく、かつ、共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額とに区分した金額をそれぞれ㊤の③欄又は㊦の③欄に転記してください。

i 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「家屋」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{㊥欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊤の③欄へ転記} \end{array}$$

ii 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

$$\begin{array}{l} \text{「土地等」に関し特例の適用を受けた金額} + \frac{\text{「家屋及び土地等」に関し特例の適用を受けた金額} \times \frac{\text{㊦欄の金額(円)}}{\text{㊥欄の金額(円)} + \text{㊦欄の金額(円)}}}{\text{(円)}} = \text{(円)} \\ \Rightarrow \text{㊦の③欄へ転記} \end{array}$$

3 「5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項」欄

家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等について、該当する文字を○で囲んでください。なお、同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%であるときには、「8%」及び「10%」の両方の文字を○で囲んでください。

4 「6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延」欄

令和2年9月30日までに住宅の新築に係る契約をした方、又は、令和2年11月30日までに新築住宅や中古住宅の購入に係る契約若しくは増改築等に係る契約をした方が、新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年12月31日までに当該家屋を居住の用に供することができず、令和3年中に居住の用に供した場合は、「あり」に○をしてください。

5 「7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

- (1) ⑤欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」（以下「証明書」といいます。）に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます（2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。）。
- なお、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等（一定の要件を満たすものに限り）の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 × $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$

- (2) ⑨欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。
- なお、⑤の⑨欄と⑥の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合の差が10%以内（⑨欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合（例えば、92.5%など）により比較します。）である場合には、それぞれ⑤欄の面積は「⑤×⑤の⑨」又は「⑤×⑧の⑨」とし、⑦の⑨欄は、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書いても差し支えありません。
- (3) ⑥の⑨欄の記入に当たって、⑤の⑨欄と⑦の⑨欄の割合又は⑦の⑨欄と⑧の⑨欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑨欄の割合又は⑧の⑨欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑩欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。
- i ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑤の④欄又は⑥の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}} \times \frac{\text{⑤の⑨欄又は⑧の⑨欄の割合(\%)}{100} = (円)$
- ii ⑥の⑧欄の金額(円) × $\frac{\text{⑥の④欄の金額(円)}}{\text{⑤の④欄の金額(円)}} \times \frac{\text{⑥の⑨欄の割合(\%)}{100} = (円)$
- (4) ⑪欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

居住の用に供した日	⑪欄の最高限度額			
	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5～7 (特定増改築等)
平成26年1月1日から 令和3年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1,000万円
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円	
平成20年中	2,000万円			
平成19年中	2,500万円			

※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が（特別）特定取得に該当しない場合
※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合

6 二面への転記

- 一面⑨欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。
- (1) ⑫欄の金額がある場合は、二面番号5の⑨欄へ転記
- (2) ⑫欄の金額がなく、⑬欄又は⑭欄の金額がある場合は、二面番号6の⑨欄へ転記
- (3) ⑫欄から⑭欄の金額がなく、⑮欄の金額がある場合は、二面番号7の⑨欄へ転記

7 「9（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額」欄

- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を計算し、⑳欄に転記します。
- なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。
- (1) 同一年中に、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等を行った場合で、当該住宅の取得対価の額又は増改築等の費用の額に含まれる消費税額等に係る消費税率が8%と10%である場合
「8%・10%同一年中取得」の欄に○をした上で、該当する番号を記載します。また、㉑欄には㉑欄又は㉑欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額について、㉒欄には④の①欄又は④の①欄の金額のうち、消費税率が10%である部分の金額についてそれぞれ記載します。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉓欄に記載します。
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を㉓欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

8 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
㉑（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等（例：令和3年10月13日居住開始（特別特定））を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
㉓（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除」に転記します。
また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等（例：平成24年4月10日居住開始）と後の取得等をした家屋又は増改築等をした部分に係る居住開始年月日等（例：令和3年2月13日居住開始（特別特定））のいずれもも記載します。

(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
 ○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名			①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①				円
		各共有者の共有持分 ②				
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④				円
		各共有者の共有持分 ⑤				
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥	円	円	円	
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦					
	各共有者の 自己資金負担額 ⑧					(A+B+C) 円
	借入金	各共有者の 単独債務による 当初借入金額 ⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑩				
		連帯債務による 当初借入金額 ⑪				円
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑦(増改築等の場合は3の⑦)及び2の⑧の金額をそれぞれ転記します。
 ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
 ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
 ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ⑭		%		%		%
※小数点以下第2位まで書きます。						100.00
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭) ⑮		円		円		円
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮) ⑯						

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
 ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

提出用

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
- 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分)

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名			①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①				円
		各共有者の共有持分 ②				
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④				円
		各共有者の共有持分 ⑤				
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥	円	円	円	
取得した資産に係る資金の状況	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦					
	各共有者の自己資金負担額 ⑧					(A+B+C) 円
	借入金	各共有者の 単独債務による 当初借入金額 ⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑩				
		連帯債務による 当初借入金額 ⑪				円
		当該債務に係る 住宅借入金等に 係る年末残高 ⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑦(増改築等の場合は3の⑦)及び2の⑧の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。))と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。))とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- ・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - ・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円	(赤字のときは0)	円
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ⑭		%		%		%
※小数点以下第2位まで書きます。						100.00
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭) ⑮		円		円		円
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮) ⑯						

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。

控
用

○この用紙は「控用」です。申告には、必ず「提出用」を使ってください。

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

(年分)

氏 名

提出用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	年 月 日
総 床 面 積	②	m ²
② の うち 居 住 用 部 分 の 床 面 積	③	
床面積1m ² 当たりの標準的な な かり 増 し 費 用 の 額	④	4 5 , 3 0 0 円
あ な た の 共 有 持 分	⑤	/

不 動 産 番 号	
-----------	--

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的ななかり増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居 住 用 割 合 (③ ÷ ②)	⑧	%
※ 小数点以下第1位まで書きます。		
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認 定 住 宅 限 度 額	⑩	650 万円・500 万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。
認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうち、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「新消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配 当 控 除	⑮	
投 資 税 額 等 控 除	⑯	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑰	
政 党 等 寄 附 金 等 特 別 控 除	⑱	
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除	⑲	
住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除	⑳	
(⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱ - ⑲)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫と㉑のいずれか少ない方の金額又は ⑬と㉑のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒ - ㉑)	㉓	

※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の書き方

○ 「3 税額控除限度額の計算等」欄

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、消費税率（8％又は10％）による消費税額等と消費税率（5％）による消費税額等の合計額からなる場合には、次の算式により、消費税率（8％又は10％）による消費税額等に対応する標準的な費用の額^㉔と消費税率（5％）による消費税額等に対応する標準的な費用の額^㉕との合計額^㉖を表面の⑪欄に転記してください。

1 消費税率が5％による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{消費税額等（5％）に対応する認定住宅の新築等に} \\ \text{係る対価の額又は費用の額} \\ \text{(円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額} \\ \text{(円)} \end{array}} = \text{㉔ (円)} \\ \text{※ 最高 500 万円}$$

2 消費税率が8％又は10％による消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の⑨欄の金額} \\ \text{(円)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{消費税額等（8％又は10％）に対応する認定住宅の新築等} \\ \text{に係る対価の額又は費用の額} \\ \text{(円)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額} \\ \text{(円)} \end{array}} = \text{㉕ (円)} \\ \text{※ 最高 650 万円}$$

3 合計額の計算

$$\text{㉔ (円)} + \text{㉕ (円)} = \text{㉖ (円)} \\ \text{※ 最高 650 万円}$$

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

(年分)

氏 名

控
用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ		フリガナ	
氏 名		氏 名	

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居 住 開 始 年 月 日	①	年 月 日
総 床 面 積	②	m ²
②のうち居住用部分の床面積	③	
床面積1m ² 当たりの標準的な増し費用の額	④	45,300 円
あなたの共有持分 ※ 共有の場合のみ書いてください。	⑤	/

「登記事項証明書」の床面積（区分所有建物の場合は、区分所有する部分の床面積）を書きます。

不動産番号	
-------	--

家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、⑬欄のみ記入します。

標準的な増し費用の額 (④ × ②)	⑥	円
あなたの持分に相当する費用の額 ⑥ 又は (⑥ × ⑤)	⑦	
居 住 用 割 合 (③ ÷ ②) ※ 小数点以下第1位まで書きます。	⑧	%
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑨	円
認 定 住 宅 限 度 額	⑩	650 万円・500 万円
⑨と⑩のいずれか少ない方の金額	⑪	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑪ × 10%)	⑫	(100円未満の端数切捨て)
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑬の金額)	⑬	

⑧欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と書きます。

該当する金額を○で囲んでください。
認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額（以下「消費税額等」といいます。）のうちに、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等（以下「新消費税額等」といいます。）が含まれる場合の認定住宅限度額は、650万円です。それ以外の場合の認定住宅限度額は、500万円です。

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等とその新消費税額等以外の額（以下「旧消費税額等」といいます。）の合計額から成る場合には、裏面の算式で計算した⑫の金額を⑪欄に転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑭	円
配 当 控 除	⑮	
投 資 税 額 等 控 除	⑯	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	⑰	
政党等寄附金等特別控除	⑱	
住宅耐震改修特別控除	⑲	
住宅特定改修特別税額控除	⑳	
(⑭－⑮－⑯－⑰－⑱－⑲－⑳)	㉑	(赤字のときは0)
認定住宅新築等特別税額控除額 (㉑と㉒のいずれか少ない方の金額又は ㉑と㉒のいずれか少ない方の金額)	㉒	
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (㉒－㉓)	㉓	
※ 前年に居住の用に供した住宅の場合は「0」となります。		

申告書A第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額又は申告書B第一表の「税金の計算」欄の㉑の金額を書きます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除等の「区分」欄に「3」を書き、控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この用紙は 控 用 です。申告には、必ず 提出用 を使ってください。

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

(年分) 氏 名

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

- Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合
Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		
(① - ②)	③		「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、⑤の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)	
不動産番号			「家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑦	年 月 日	共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	/	フリガナ 氏 名
不動産番号			フリガナ 氏 名

「家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)
あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当	
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
(⑫ - ⑬) ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)	⑯の金額が 2 以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑮	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑯		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑮ - ⑯) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	⑰		
⑰ 又は (⑰ × ⑧)	⑱		
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓		「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑱と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔		㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。
(㉔ × 10%)	㉕	(100 円未満の端数切捨て)	

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉗		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉖ - ㉗) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉘		
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙		
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚		「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛		㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㉛ × 10%)	㉜	(100 円未満の端数切捨て)	

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉛に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉜		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉛ - ㉜) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉝		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉞		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉞に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉟		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉞ - ㉟) ※50 万円を超える場合に限りです。	㊱		
(㉝ + ㊱)	㊲		
㊲ 又は (㊲ × ⑧)	㊳		
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㊴		「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㊳と㊴のいずれか少ない方の金額	㊵		㊴の金額が2以上ある場合には、㊴の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㊵ × 10%)	㊶	(100 円未満の端数切捨て)	

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④④	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④④ に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑤		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④④ - ④⑤) ※50 万円を超える場合に限りします。	④⑥		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑦		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑦ に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑧		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④⑦ - ④⑧) ※50 万円を超える場合に限りします。	④⑨		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤⑩		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤⑩ に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑤⑪		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑤⑩ - ⑤⑪) ※50 万円を超える場合に限りします。	⑤⑫		
(④⑥ + ④⑨ + ⑤⑫)	⑤⑬		
⑤⑬ 又は (⑤⑬ × ⑧)	⑤⑭		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	⑤⑮		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)③サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑤⑭ と ⑤⑮ のいずれか少ない方の金額	⑤⑯		← ⑤⑮ の金額が 2 以上ある場合には、⑤⑮ の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(⑤⑯ × 10%)	⑤⑰	(100 円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬ + ②⑤ + ③② + ④③ + ⑤⑰)	⑤⑱	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	----	---	--

住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

○この用紙は、**控 用**です。申告には、必ず**提出用**を使ってください。

控 用

(年分)

氏 名

この明細書は、次のⅠ又はⅡの場合に、住宅耐震改修特別控除額又は住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

Ⅰ 平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合

Ⅱ 高齢者等居住改修工事等、一般断熱改修工事等、多世帯同居改修工事等又は耐久性向上改修工事等（住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をした部分を平成 29 年 4 月 1 日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合

なお、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方のための『住宅耐震改修特別控除額の計算明細書』を、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合には、平成 29 年 3 月 31 日以前に居住の用に供した方のための『住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』を使用してください。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

Ⅰ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修の標準的な費用の額	①	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)①ア 当該住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	②		
(① - ②)	③		「増改築等工事証明書」の「3(3)①エ 当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④		
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、⑤の金額や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)	
不動産番号			「家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。

※住宅耐震改修証明書の場合は、上記に準じて転記してください。

Ⅱ 住宅特定改修特別税額控除額の計算

1 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日	⑦	年 月 日
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	⑧	/

共有者の氏名 ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

不動産番号		「家屋の「登記事項証明書」の不動産番号を転記してください。
-------	--	-------------------------------

2 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、⑨から⑪のいずれか該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が 50 歳以上（同居親族の方の場合は 65 歳以上）	⑨	該当	同居親族の方が⑨から⑪のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。 氏名 () 続柄 ()
障害者（⑨に該当する方を除きます。）	⑩	該当	
要介護認定又は要支援認定を受けている (⑨又は⑩に該当する方を除きます。)	⑪	該当	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	⑫	円	「増改築等工事証明書」の「3(3)②ア 当該高齢者等居住改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑬		
(⑫ - ⑬) ※ 50 万円を超える場合に限ります。	⑭		国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
⑭ 又は (⑭ × ⑧)	⑮		
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	⑯		「増改築等工事証明書」の「3(3)②エ 当該高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑮と⑯のいずれか少ない方の金額	⑰		
(⑰ × 10%)	⑱	(100 円未満の端数切捨て)	⑯の金額が 2 以上ある場合には、⑯の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	⑮	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)③ア 当該一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	⑯		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑮ - ⑯) ※ 50 万円を超える場合に限りです。	⑰		
⑰ 又は (⑰ × ⑧)	⑱		
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	㉓		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)③エ 当該一般断熱改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑱と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔		← ㉓の金額が2以上ある場合には、㉓の金額のうち最も高い断熱改修工事限度額が限度となります。
(㉔ × 10%)	㉕	(100 円未満の端数切捨て)	

4 多世帯同居改修工事等に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	㉖	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)④ア 当該多世帯同居改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
交付を受ける補助金等の合計額	㉗		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉖ - ㉗) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉘		
㉘ 又は (㉘ × ⑧)	㉙		
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	㉚		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)④エ 当該多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㉙と㉚のいずれか少ない方の金額	㉛		← ㉚の金額が2以上ある場合には、㉚の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㉛ × 10%)	㉜	(100 円未満の端数切捨て)	

5 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等のいずれかと併せて行う場合)

住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	㉛	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ア 当該対象住宅耐震改修又は当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉛に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉜		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉛ - ㉜) ※50 万円を超える場合に限りです。	㉝		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	㉞		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥エ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
㉞に関し交付を受ける補助金等の合計額	㉟		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(㉞ - ㉟) ※50 万円を超える場合に限りです。	㊱		
(㉝ + ㊱)	㊲		
㊲ 又は (㊲ × ⑧)	㊳		
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	㊴		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑥ク 当該対象住宅耐震改修及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
㊳と㊴のいずれか少ない方の金額	㊵		← ㊴の金額が2以上ある場合には、㊴の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(㊵ × 10%)	㊶	(100 円未満の端数切捨て)	

6 耐久性向上改修工事等に係る事項

(住宅耐震改修及び一般断熱改修工事等の両方と併せて行う場合)

住宅耐震改修の標準的な費用の額	④④	円	← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧ア 当該対象住宅耐震改修に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④④ に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑤		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④④ - ④⑤) ※50 万円を超える場合に限りです。	④⑥		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	④⑦		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧エ 当該対象一般断熱改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
④⑦ に関し交付を受ける補助金等の合計額	④⑧		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(④⑦ - ④⑧) ※50 万円を超える場合に限りです。	④⑨		
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	⑤⑩		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)⑧キ 当該耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
⑤⑩ に関し交付を受ける補助金等の合計額	⑤⑪		← 国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます。
(⑤⑩ - ⑤⑪) ※50 万円を超える場合に限りです。	⑤⑫		
(④⑥ + ④⑨ + ⑤⑫)	⑤⑬		
⑤⑬ 又は (⑤⑬ × ⑧)	⑤⑭		
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	⑤⑮		← 「増改築等工事証明書」の「3(3)③サ 当該対象住宅耐震改修、当該対象一般断熱改修工事等及び当該耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
⑤⑭ と ⑤⑮ のいずれか少ない方の金額	⑤⑯		← ⑤⑮ の金額が 2 以上ある場合には、⑤⑮ の金額のうち最も高い改修工事限度額が限度となります。
(⑤⑯ × 10%)	⑤⑰	(100 円未満の端数切捨て)	

7 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額 (⑬ + ②⑤ + ③② + ④③ + ⑤⑰)	⑤⑱	円	← 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」欄に「2」を書き、控除額を転記してください。 ⑥又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
--	----	---	--

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例により復興指定会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ」を読んでください。）。

（ 年分 ）

氏 名 _____

1 寄附金控除額の計算

寄 附 金 控 除 額 の 計 算	寄 附 金 の 区 分 等	適 用 対 象 額 (最 高 8 百 万 円 ※)	①	円
		① 以外の 寄 附 金 の 額	②	
		① + ②	③	
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	所 得 金 額 の 合 計 額		④	
	④ × 40 %		⑤	
	③ と ⑤ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		⑥	
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	寄 附 金 控 除 額 (⑥ - 2 千 円)		⑦	(赤 字 の と き は 0)
	⑤ - ②		⑧	(赤 字 の と き は 0)
	① と ⑧ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額		⑨	
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	取 得 費 の 調 整 対 象 額 (⑨ - 2 千 円)		⑩	(赤 字 の と き は 0)

「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を転記してください。
なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、まず、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄により適用対象額の合計を計算し、その金額を転記してください。
※適用対象額は、最高8百万円（令和2年12月31日までは、1千万円）です。なお、裏面の1の④に掲げる株式のうち令和3年3月31日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、1千万円を限度とします。

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額から①の金額を除いたものを記入してください。

(注) 申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の額と同額になります。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」欄の寄附金控除に転記してください。

控除対象特定新規株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、下の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」により、銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定 新規株式の銘柄		A		B		C		合 計 (A+B+C)	
		円		円		円		円	
適 用 対 象 額 （ 注 1 ）		⑪	円		円		円		円
取 得 費 の 調 整 対 象 額 の 計 算	各 控 除 対 象 特 定 新 規 株 式 の 適 用 対 象 額 の 合 計 に 占 め る 割 合	⑫	(⑪ の ⑪ / 合 計 の ⑪) %	⑬	(⑪ の ⑪ / 合 計 の ⑪) %	⑭	(⑪ の ⑪ / 合 計 の ⑪) %	100.00	%
	⑪ × ⑫	⑬	(⑪ × ⑫) 円	⑭	(⑪ × ⑫) 円	⑮	(⑪ × ⑫) 円	(⑬)	円
	2 千 円 控 除 の 内 訳 （ 注 2 ）	⑭						2,000	
	取 得 費 の 調 整 対 象 額 (⑬ - ⑭)	⑮	(赤 字 の と き は 0)		(赤 字 の と き は 0)		(赤 字 の と き は 0)	—	

(注) 1 ⑪欄には、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「3 控除対象特定(新規)株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を、控除対象特定新規株式の銘柄ごとに転記してください。

2 ⑭欄は、⑬から⑮の合計額が2,000円となるように記入してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

税務署整理欄

資産課税部門

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の１の①から⑥に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（以下「特定新規株式」といいます。）又は令和３年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第１３条の３（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる⑦に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といいます。）を払込み（その発行に際してするものに限り、以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式又は復興株式（その年１２月３１日において有するとされるものに限り、以下「控除対象特定新規株式」といいます。）の取得に要した金額（８００万円（令和２年１２月３１日までは１,０００万円）を限度とします。なお、１の④に掲げる株式のうち令和３年３月３１日までの間に指定を受けた指定会社により発行される株式又は復興株式を払込みにより取得した場合は、１,０００万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第３７条の１３（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

１ 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から⑥の株式会社をいい、特定新規株式とは①から⑥の区分に応じそれぞれ次の株式をいいます。

また、⑦の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業等経営強化法第６条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が１年未満のもの等、一定の株式会社に限り、以下「その株式会社」といいます。）により発行される株式
- ② 総合特別区域法第５５条第１項に規定する指定会社で平成３０年３月３１日までに同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式で、その指定の日から３年を経過する日までに発行されるもの
- ③ 内国法人のうち設立の日以後５年を経過していない株式会社（中小企業基本法第２条第１項各号に掲げる中小事業者に該当する会社であること等、一定の株式会社に限り、以下「その株式会社」といいます。）により発行される株式で、一定の投資事業有限責任組合に係る投資事業有限責任組合契約に従って取得されるもの又は一定の第一種少額電子募集取扱業務者が行う電磁募集取扱業務により取得されるもの
- ④ 内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第５７条の２第１項に規定する指定会社で平成２６年４月１日から令和４年３月３１日までの間に同項の規定による指定を受けたものにより発行される株式
- ⑤ 国家戦略特別区域法第２７条の５に規定する株式会社により発行されるもの
- ⑥ 内国法人のうち地域再生法第１６条に規定する事業を行う株式会社により発行される株式で平成３０年６月１日から令和４年３月３１日までの間に発行させるもの

なお、同会社のうち、平成２８年４月１日から平成３０年５月３１日までの間に認定地方公共団体の確認を受けた株式会社により、当該確認を受けた日から同日以後３年を経過する日までに発行される株式についても対象となります。

- ⑦ 東日本大震災復興特別区域法第４２条第１項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限り、以下「復興指定会社」といいます。）で令和３年３月３１日までに指定を受けたものにより発行される株式で、その指定の日から５年を経過する日までに発行されるもの

（注） 対象となる特定新規中小会社には都道府県知事、認定地方公共団体の長又は国家戦略特別区域担当大臣による確認書が発行されています。

２ 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）により、適用対象額を計算します。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といいます。）の「２ 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「１ 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

３ 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「１ 寄附金控除額の計算」欄の⑧から⑩で取得費の調整対象額を計算してください。

なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「２ 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の⑫から⑮で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。）を参照してください。

４ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになります。

- ③ １の①から⑦の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書

（注） １の①については都道府県知事が、②、⑥及び⑦については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事が、⑤については国家戦略特別区域担当大臣がそれぞれの会社に発行します。

- ④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
- ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況明細書
- ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署にお尋ねください。

特定（新規）中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

住 所 (前住所)	()	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)		職 業	関与税理士名 (電 話)

1 適用する特例の選択

- ☐ 租税特別措置法第37条の13第1項第__号__（特定投資株式の取得に要した金額の控除等）
- ☐ 租税特別措置法第41条の19第1項第__号__（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）
- ☐ 旧震災特例法（令和3年法律第11号による改正前の震災特例法をいいます。以下同じです。）第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により適用される租税特別措置法第41条の19

2 その年中の株式の異動の状況

【銘柄：】

その年中の払込みによる取得の状況		その年中の譲渡又は贈与による異動の状況	
年 月 日	株 数	年 月 日	株 数
・ ・	株	・ ・	株
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
・ ・		・ ・	
合 計	3①欄へ 株	合 計	3②欄へ 株

※ 特定（新規）中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

3 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算

① その年中に払込みにより取得をした特定（新規）株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定（新規）株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定（新規）株式の数（①－②）	（マイナスの場合は0と書いてください。） 株
④ ①の株式の取得に要した金額	円
⑤ 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額（(④／①)×③）（※適用対象額）	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。

なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される場合を含みます。以下同じです。）には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」の①欄に転記します（控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。）。

記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合又は同法第41条の19の規定を適用する場合に記載します。
- 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に☑してください。租税特別措置法第37条の13又は第41条の19を選択する場合（旧震災特例法第13条の3の規定により適用される租税特別措置法第41条の19を選択する場合を除きます。）は、下線部に該当する号数（租税特別措置法第37条の13第1項第2号に該当する場合は、イ又はロのいずれに該当するかの別を含みます。）を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは「株式等の譲渡所得等の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

（令和3年分以降用）

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名

旧租税特別措置法第10条の2第1項各号の該当号		①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
資 産 区 分	種 類	②					
	構 造、設 備 の 種 類 又 は 区 分	③					
	細 目	④					
	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額		⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取 得 価 額 の 合 計 額 (⑦の合計)		⑧	円	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑨と⑪のうち少ない金額)		⑫	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑧ × $\frac{7}{100}$)		⑨		調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額		⑬	
調 整 前 事 業 所 得 税 額		⑩		所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑫ - ⑬)		⑭	
本 年 税 額 基 準 額 (⑩ × $\frac{20}{100}$)		⑪					
機 械 設 備 等 の 概 要							

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2第3項に規定する所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「旧措法10の2」と記載してください。

なお、高度省エネルギー増進設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金等をもって取得等をしたものについては、この制度の適用はありません（旧措法第10条の2第5項）。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、高度省エネルギー増進設備等が旧措法第10条の2第1項各号のいずれに該当するかを記載します。
- (2) 「②」欄から「④」欄には、その高度省エネルギー増進設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii} \text{（※2）}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑧」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の2、令和3年改正法附則第26条

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称		①						
事業名		②						
資 産 区 分	種類	③						
	設備の名称	④						
	取得年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
	指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円	
所得税額の特別控除額の計算								
本 年 分	取得価額の合計額 (⑦の合計)	⑧	円	前 年 繰 越 分	差引本年税額基準額残額 (⑪－⑫)	⑮	円	
	税額控除限度額 (⑧×7/100)	⑨			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「 年分」)	⑯		
	調整前事業所得税額	⑩			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰		
	本年税額基準額 (⑩×20/100)	⑪			所得税額超過構成額	⑱		
	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			本年繰越税額控除額 (⑰－⑱)	⑲		
	所得税額超過構成額	⑬		所得税額の特別控除額 (⑭＋⑲)		⑳		
	本年税額控除額 (⑫－⑬)	⑭						
翌年繰越税額控除限度超過額の計算								
年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等		翌年繰越額 (㉑－㉒)				
	㉑	㉒		㉓				
年分 (前年分)	円	(⑰の金額) 円						
本年分	(⑨の金額)	(⑫の金額)						外 円
合 計								
設 備 の 概 要								

特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が令和3年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「旧措法10の5の2」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄には、令和3年改正前の租税特別措置法施行令第5条の6の2又は令和3年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の10に規定する事業名を記載します。
- (2) 「③」欄及び「④」欄には、経営改善設備の耐用年数省令別表第一に定める種類、構造の名称を記載します。
- (3) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑪」欄は、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。

ただし、措法第10条の3第3項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の金額を記載します。

- (6) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑱」欄のBの金額を記載します。

- (7) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第10条の3第3項及び第4項の規定の適用を受ける場合は、『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を、措法第10条の5の3第3項の適用を受ける場合は、『特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を、当該額から控除した後の額を記載します。

- (8) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄のBの金額を記載します。

- (9) 「㉓」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

- (10) 「設備の概要」欄には、その設備が経営改善設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の2、令和3年改正法附則第28条

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

事 業 種 目	①					
資 種 類	②					
産 設備等の種類又は区分	③					
区 細 目	④					
分 取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
指定事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額	⑦	円	円	円	円	円

所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算

取 得 価 額 の 合 計 額 (⑦ の 合 計)	⑧	円	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑪ - ⑫)	⑮	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑧ × 10 / 100)	⑨		繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (⑮ の 「 年分 」)	⑯	
調 整 前 事 業 所 得 税 額	⑩		同 上 の う ち 本 年 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 (⑮ と ⑯ の う ち 少 ない 金 額)	⑰	
本 年 税 額 基 準 額 (⑩ × 20 / 100)	⑪		調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑱	
本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑨ と ⑪ の う ち 少 ない 金 額)	⑫		本 年 繰 越 税 額 控 除 額 (⑰ - ⑱)	⑲	
所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑬				
本 年 税 額 控 除 額 (⑫ - ⑬)	⑭		所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑭ + ⑲)	⑳	

前年繰越分

翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算

年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌 年 繰 越 額 (㉑ - ㉒)
	㉑	㉒	㉓
年 分 (前 年 分)	円	(⑰ の 金 額) 円	
本 年 分	(⑨ の 金 額)	(⑫ の 金 額)	外 円
合 計			

機 械 設 備 等 の 概 要

--

特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 3 第 3 項又は第 4 項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 3」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、特定経営力向上設備等の耐用年数省令別表第一に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※ 1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※ 2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※ 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※ 2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (4) 「⑪」欄には、「⑩」欄の金額に $\frac{20}{100}$ を乗じた額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額を控除した後の額を記載します。

- (5) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑩」欄の B の金額を記載します。

- (6) 「⑮」欄は、「⑪」欄の金額から「⑫」欄の金額を控除した額を記載します。

ただし、措法第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項並びに措法第 10 条の 5 の 2 第 3 項及び第 4 項の規定の適用を受ける場合は、当該額から『中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額並びに『特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書』の「⑫」欄の金額及び「⑰」欄の金額を控除した後の額を記載します。

- (7) 「⑱」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄の B の金額を記載します。

- (8) 「㉓」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて記載します。

- (9) 「機械設備等の概要」欄には、その設備が特定経営力向上設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 3

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

雇用者給与等支給額		①	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (付表⑬)		⑮	円
比較雇用者給与等支給額 (⑳)		②		雇用者給与等支給増加額 (③-⑮)		⑯	(マイナスのときは0)
調整前雇用者給与等支給増加額 (①-②)		③	(マイナスのときは0)	所得 税 額 控 除 限 度 額 の 特 別 の 計 算 額 の 計 算	⑭ ≥ 0.2 又は⑪=⑬ > 0 の場合 (⑯ $\times \frac{20}{100}$)	⑰	
継続雇用者給与等支給増加割合の計算	継続雇用者給与等支給額 (③の1)	④				同上以外の場合 (⑯ $\times \frac{15}{100}$)	⑱
	継続雇用者比較給与等支給額 (③の2)	⑤					
	継続雇用者給与等支給増加額 (④-⑤)	⑥	(マイナスのときは0)				
	継続雇用者給与等支給増加割合 (⑥ $\div$ ⑤) (⑤=0の場合は0)	⑦					
国内に係る設備投資	国内設備投資額	⑧	円		税額控除限度額 (⑰又は⑱) (⑦ < 0.03 又は⑧ $< ⑩$ の場合は0)	⑲	
	本年償却費総額	⑨					
	本年償却費総額の95%相当額 (⑨ $\times \frac{95}{100}$)	⑩					
教育訓練費増加割合の計算	教育訓練費の額	⑪			調整前事業所得税額	⑳	
	比較教育訓練費の額 (③)	⑫			本年税額基準額 (⑳ $\times \frac{20}{100}$)	㉑	
	教育訓練費増加額 (⑪-⑫)	⑬	(マイナスのときは0)	本年税額控除可能額 (⑲と㉑のうち少ない金額)	㉒		
	教育訓練費増加割合 (⑬ $\div$ ⑫) (⑫=0の場合は0)	⑭		調整前事業所得税額超過構成額	㉓		
				所得税額の特別控除額 (㉒-㉓)	㉔		
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
適用年の前年分	適用年の前年分の 国内雇用者に対する 給与等の支給額			$\frac{12}{\text{㉕の月数}}$		比較雇用者給与等支給額 (㉕ $\times$ ㉖)	
㉕	㉖			㉗		㉘	
年 分		円		$\frac{12}{\text{}}$		円	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
		継続雇用者給与等支給額の計算		継続雇用者比較給与等支給額の計算			
		適用年		適用年の前年分			
		1		2			
年 分	㉙						
雇用者給与等支給額	㉚	(①の金額) 円		(②の金額) 円			
同上のうち継続雇用者に係る金額	㉛						
$\frac{12}{\text{「2の㉙」の月数}}$	㉜			$\frac{12}{\text{}}$			
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (㉛又は(㉛ $\times$ ㉜))	㉝	円		円			
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 計 算							
年 分	教育訓練費の額			$\frac{12}{\text{㉞の月数}}$		改定教育訓練費の額 (㉞ $\times$ ㉟)	
㉞	㉟			㊱		㊲	
年分(前年分)	円			$\frac{12}{\text{}}$		円	
年分(前々年分)				$\frac{12}{\text{}}$			
計							
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (㊲の計) $\div 2$						㊳	

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の4第1項に規定する給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の4」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「15」欄には、『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』の「13」欄の額を記載します。

(2) 「20」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

(3) 「23」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』の「19」欄のBの金額を記載します。

(4) 「27」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（25の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「26」欄の金額を「28」欄に転記します。

(5) 「2の32」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「2の31」欄の金額を「2の33」欄に転記します。

(6) 「36」欄は、各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「35」欄の金額を「37」欄に転記します。

(7) 「38」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される教育訓練費の額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の4

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

(年分) 氏 名

調整前事業所得税額超過額の計算

本年税額控除可能額	①	(③のA) 円	所得税の額から控除される特別控除額 (①と③のうち少ない金額)	④	円
本年分の調整前事業所得税額	②				
本年税額基準額 ②× $\frac{90}{100}$	③		調整前事業所得税額超過額 (①-④)	⑤	

調整前事業所得税額超過構成額の明細

措法第10条の6 第1項各号の該当号	年 分			本年税額控除可能額	調整前事業所得税額超過構成額
				A	B
第1号又は第2号	本 年 分		⑥	円	円
第3号	本 年 分		⑦		
旧第4号	本 年 分		⑧		
第4号	前年繰越分	年分	⑨		
	本 年 分		⑩		
第5号	本 年 分		⑪		
第6号	本 年 分		⑫		
第7号	本 年 分		⑬		
			⑭		
第8号	前年繰越分	年分	⑮		
	本 年 分		⑯		
旧第9号	前年繰越分	年分	⑰		
	本 年 分		⑱		
第9号	本 年 分		⑲		
第10号	本 年 分		⑳		
第11号	本 年 分		㉑		
第12号	本 年 分		㉒		
			㉓		
			㉔		
旧第13号	本 年 分		㉕		
第13号					
震災特例法第10条 第3項若しくは第4項、第10条の2 第3項若しくは第4項又は第10条の2の2第3項若しくは第4項	前年繰越分	年分	㉖		
		年分	㉗		
		年分	㉘		
		年分	㉙		
		計	㉚		
	本 年 分		㉛		
震災特例法第10条 の3第1項、第10条の3の2第1項 又は第10条の3の3第1項	本 年 分		㉜		
合計			㉝		(⑤の金額)

所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書

この明細書は、個人が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の6の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この規定の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「調整前事業所得税額超過構成額B」欄の各欄には、「調整前事業所得税額超過額⑤」の金額が控除可能期間（措法第10条の6第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に同項に規定する調整前事業所得税額超過額を構成する部分の金額を記載します。
- (2) 「本年税額控除可能額A」の各欄は次の金額を記載します。
 - ⑥ 「試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄又は「中小事業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ⑦ 「特別試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の⑨欄の金額
 - ⑧ 「高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑨ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑩ 「中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑪ 「地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑫ 「地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑭欄の金額
 - ⑬ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑭ 「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ⑮ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑯ 「特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑰ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑰欄の金額
 - ⑱ 「特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑲ 「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ⑳ 「中小事業者が給与等の引上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑱欄の金額
 - ㉑ 「認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑫欄の金額
 - ㉒ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑯欄の金額
 - ㉓ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑮欄の金額
 - ㉔ 「事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑳欄の金額
 - ㉕ 「革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ㉖ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ㉗ 「特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑬欄の金額
 - ㉘ 「特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書」の⑩欄の金額

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の6、震災特例法第10条の4第1項 等

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

革新的情報産業活用設備の名称		①					
資 産 区 分	種 類	②					
	設 備 の 種 類 又 は 区 分	③					
	細 目	④					
	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑦の合計)		⑧	円		調整前事業所得税額	⑩	円
継続雇用者給与等支給額 (②④のA)		⑨			本年税額基準額 (⑩ × $\frac{20 \text{ 又は } 15}{100}$)	⑪	
継続雇用者比較給与等支給額 (②④のB)		⑩					
継続雇用者給与等支給増加額 (⑨－⑩) (マイナスの場合は0)		⑪					
継続雇用者給与等支給増加割合 ⑪÷⑩ (⑩＝0の場合は0)		⑫			本年税額控除可能額 (⑪と⑫のうち少ない金額)	⑬	
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	⑫ ≥ 3% の 場 合 ⑧ × $\frac{5}{100}$	⑬			調整前事業所得税額超過構成額	⑭	
	⑫ < 3% の 場 合 ⑧ × $\frac{3}{100}$	⑭					
	税 額 控 除 限 度 額 (⑬又は⑭)	⑮			所得税額の特別控除額 (⑬－⑭)	⑯	
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
		継続雇用者給与等支給額の計算			継続雇用者比較給与等支給額の計算		
		A適用年			B適用年の前年		
雇 用 者 給 与 等 支 給 額	⑰	円			円		
同上のうち継続雇用者に係る金額	⑱						
$\frac{12}{B \text{ の 月 数 }}$	⑲						
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (⑱又は⑱×⑲)	⑳						
設備の概要							

革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告書を提出する個人が令和2年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の5の5第3項の規定の適用を受ける場合に使用します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「旧措法10の5の5」と記載してください。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄、「③」欄及び「④」欄には、革新的情報産業活用設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、設備等の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑫」欄の割合が、3%以上である場合には「⑬」欄で税額控除限度額の計算し、3%未満である場合には「⑭」欄で税額控除限度額の計算します。
- (4) 「⑯」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法（以下「所法」といいます。）95）、非居住者に係る外国税額控除（所法165条の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑰」欄には、「⑫」欄の割合が3%以上である場合には「又は15」を消し、3%未満である場合には「20又は」を消します。
- (6) 「⑲」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑮」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「㉔」欄には、「㉑」欄の雇用者給与等支給額のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額から継続雇用制度対象者に係る金額を差し引いた金額を記載します。
- (8) 「㉔」欄のBの月数には、適用年の前年において事業を営んでいた期間の月数を記載します。
- (9) 「設備の概要」欄には、その設備が革新的情報産業活用設備に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条の5の5、令和2年改正法附則第58条

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

事 業 種 目		①					
資 産 区 分	種 類	②					
	構造、用途、設備の種類又は区分	③					
	細 目	④					
	取 得 年 月 日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額又は製作価額		⑦	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
取得価額の合計額 (⑦の合計)		⑧	円	本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)		⑫	円
税 額 控 除 限 度 額 (⑧ × $\frac{15}{100}$)		⑨		調整前事業所得税額超過構成額		⑬	
調 整 前 事 業 所 得 税 額		⑩		所得税額の特別控除額 (⑫ − ⑬)		⑭	
本 年 税 額 基 準 額 (⑩ × $\frac{20}{100}$)		⑪					
機 械 設 備 等 の 概 要							

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の5の5第3項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の5の5」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「②」欄から「④」欄には、生産性向上設備等の耐用年数省令別表第一、別表第二又は別表第三に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。
- (2) 「⑦」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (3) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{i + ii \text{（※2）}}$$

i …事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii …総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法165の5の3）、非居住者に係る外国税額控除（所法165の6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑬」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。
- (5) 「機械設備等の概要」欄には、減価償却資産に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第10条の5の5

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

租税特別措置法第10条の5の6 第7項から第9項までの該当項			①	第 項	第 項	第 項	第 項	第 項		
事 業 種 目			②							
情報技術事業適応設備及び生産 工程効率化等設備等の明細	資 産 区 分	種 類	③							
		構造、用途、設備 の種類又は区分	④							
		細 目	⑤							
		取 得 年 月 日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
		事業の用に供した 年 月 日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・		
	取得価額又は製作価額		⑧		円		円		円	
事業適応繰延 資産の明細	支 出 年 月 日	⑨	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・			
	支 出 し た 金 額	⑩		円		円		円		
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算										
調 整 前 事 業 所 得 税 額			⑪		円	事業適応繰延資産	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑪ と ⑫ の うち 少 ない 金 額)	⑬		円
情 報 技 術 事 業 適 応 設 備	取 得 価 額 の 合 計 額 (⑧ の うち 情 報 技 術 事 業 適 応 設 備 に 係 る 額 の 合 計 額)		⑫			生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等	調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額	⑭		
	⑫ の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 し 得 る 情 報 技 術 事 業 適 応 の 用 に 供 し る も の に 係 る 額		⑬				本 年 税 額 控 除 額 (⑬ - ⑭)	⑮		
	税 額 控 除 限 度 額 (⑫ - ⑬) × $\frac{3}{100}$ + ⑬ × $\frac{5}{100}$		⑭				取 得 価 額 の 合 計 額 (⑧ の うち 生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 に 係 る 額 の 合 計 額)	⑯		
	本 年 税 額 基 準 額 (⑪ × $\frac{20}{100}$)		⑮				⑯ の うち エ ネ ル ギ ー の 利 用 に よ る 環 境 へ の 負 荷 の 低 減 に 著 し く 資 し 得 る も の に 係 る 額	⑰		
	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑭ と ⑮ の うち 少 ない 金 額)		⑯				生 産 工 程 効 率 化 等 設 備 等 税 額 控 除 限 度 額 (⑯ - ⑰) × $\frac{5}{100}$ + ⑰ × $\frac{10}{100}$	⑱		
	調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額		⑰				本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑪ × $\frac{20}{100}$ - ⑯ - ⑱)	⑲		
事 業 適 応 繰 延 資 産	本 年 税 額 控 除 額 (⑯ - ⑰)		⑲			所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑲ + ⑳ + ㉑)	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑱ と ⑲ の うち 少 ない 金 額)	㉒		
	支 出 し た 金 額 の 合 計 額 (⑩ の 合 計)		⑲				調 整 前 事 業 所 得 税 額 超 過 構 成 額	㉓		
	⑲ の うち 産 業 競 争 力 の 強 化 に 著 し く 資 し 得 る 情 報 技 術 事 業 適 応 を 実 施 す る た め に 利 用 す る ソ フ ト ウ ェ ア の そ の 利 用 に 係 る 費 用 の 額		⑲				本 年 税 額 控 除 額 (㉒ - ㉓)	㉔		
	繰 延 資 産 税 額 控 除 限 度 額 (⑲ - ⑲) × $\frac{3}{100}$ + ⑲ × $\frac{5}{100}$		㉑				所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑲ + ⑳ + ㉑)	㉕		
	本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑪ × $\frac{20}{100}$ - ⑲)		㉒							
機 械 設 備 等 の 概 要										

事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小事業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 5 の 6 第 7 項から第 9 項に規定する事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法 10 の 5 の 6」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当項を記載します。
- (2) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、事業適応設備等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等の種類、細目等を記載します。
- (3) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※1）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i + ii（※2）}}$$

i … 事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前金額になります。）

ii … 総合課税の長期譲渡所得の 2 分の 1 の金額と一時所得の 2 分の 1 の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、分配時調整外国税相当額控除（所法 93）、外国税額控除（所法 95）、非居住者に係る分配時調整外国税相当額控除（所法 165 の 5 の 3）、非居住者に係る外国税額控除（所法 165 の 6）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 10 条から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (5) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑳」欄の B の金額を記載します。
- (6) 「㉔」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉓」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「㉑」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「㉔」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が事業適応設備等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 5 の 6

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書

(年分)

氏 名

賃貸し た資 産の明細	共同住宅又は長屋の所在地建物番号・名称	①			
	共同住宅又は長屋の全体の戸数	②	戸	戸	戸
	公募の対象とした独立部分	③	戸	戸	戸
			号室、	号室、	号室、
			号室、	号室、	号室、
			号室、	号室、	号室、
			号室、	号室、	号室、
			号室、	号室、	号室、
			号室、	号室、	号室、
公募の方法	④				
公募年月日又は期間	⑤	. . ~ ~ . .	. . ~ ~ . .	. . ~ ~ . .	
公募を実施した地域	⑥				
募集期間	⑦	. . ~ . .	. . ~ . .	. . ~ . .	
応募者の範囲	⑧				
賃借人の選定方法	⑨				
備考					

被災者向け優良賃貸住宅の賃貸が公募要件に該当する事実を明らかにする明細書

この明細書は、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法令」といいます。）第13条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸が同項第5号に規定する公募の方法により行われた旨を明らかにする場合に使用します。

この明細書は、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- (2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- (3) 「③」欄には、公募の対象とした被災者向け部分の戸数及び室番号を記載します。
- (4) 「④」欄には、その独立部分について行った公募の方法（東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及びその独立部分の床面積が50㎡未満の場合にあつては東日本大震災の被災者に優先して賃貸すること及び単身者に優先して賃貸することが明らかにされているものに限ります。）を、例えば「テレビ広告」、「インターネット広告」、「新聞広告」、「雑誌広告」、「車内広告」、「折込広告」などのように具体的に記載します。
- (5) 「⑥」欄には、その共同住宅又は長屋について実施した公募対象地域を、例えば、「宮城県内全域」などのように具体的に記載します。
- (6) 「⑧」欄には、応募者の範囲につき制限をしている場合に、その制限の内容を記載するとともに、その制限をしている理由を「備考」欄に記載します。
- (7) 「⑨」欄には、貸借の申込みを受理した件数が、公募を行った独立部分の戸数を超えるような場合における賃借人の選定方法について、例えば「東日本大震災の被災者を優先して賃貸」や、独立部分の床面積が50㎡未満である場合にあつては「単身者に優先して賃貸」などのように具体的に記載します。
- (8) 「備考」欄には、上記(6)による記載事項のほか、1回の公募で募集を行った戸数を満たす数の賃借人が選定されなかった場合又は賃借人を選定した後において賃借人が入居しなかった場合若しくは退去した場合の賃借人の募集方法（これらの場合の募集も公募の方法による必要があります。）を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧震災特例法第11条の2、旧震災特例法令第13条の2、令和3年改正法附則第90条、令和3年改正震災特例法令附則第5条

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法
によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

(年分)
氏 名 _____

賃貸した資産の明細	共同住宅 又は長屋の 所在地 建物番号・名称	①						
	共同住宅 又は長屋の 全体の戸数	②	戸			戸		

適正家賃要件に該当する事実の明細	被災者向け 賃貸住宅に 係る 部屋番号	国土交通大臣 が定める方法 によって算出 された額	各独立部分 ごとの 家賃の額	被災者向け 賃貸住宅に 係る 部屋番号	国土交通大臣 が定める方法 によって算出 された額	各独立部分 ごとの 家賃の額
	③	④	⑤	③	④	⑤
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円
	号室	円	円	号室	円	円

備 考

被災者向け優良賃貸住宅の家賃の額が適正な家賃の計算方法 によって算定された額を超えないことを明らかにする明細書

この明細書は、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「旧震災特例法令」といいます。）第13条の2第2項に規定する共同住宅又は長屋に係る各独立部分の賃貸に係る家賃の額が同項第6号に規定する国土交通大臣が定める方法（平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えない旨を明らかにする場合に使用します。

この明細書は、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) この明細書は、共同住宅又は長屋ごとに別行で記載します。
- (2) 「②」欄には、その共同住宅又は長屋の全体の独立部分の戸数を記載します。
- (3) 「適正家賃要件に該当する事実の明細」の各欄は、次により記載します。
 - i 「③」欄には、被災者向けに賃貸する各独立部分の部屋番号を記載します。
 - ii 「④」欄には、被災者向けに賃貸する各独立部分ごとに、次の方法により算出した金額を記載します。

イ 共同住宅又は長屋の建設に要する費用(※)(当該費用につき国又は地方公共団体の補助を受けた場合にあっては、当該補助に係る費用を除きます。以下「建設費」といいます。)を期間35年、利率年5%で毎年元利均等に償却するものとして算出した額(以下「償却費」といいます。)、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補填するための引当金(以下「引当金」といいます。)並びに公租公課を合計した金額に12分の1を乗じた金額を算出します。

この場合の償却費、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、引当金及び公租公課は、それぞれ次の金額となります。

- (イ) 償却費…建設費に6.056%を乗じた額
- (ロ) 修繕費…建設費に1.2%を乗じた額
- (ハ) 管理事務費…建設費に0.48%を乗じた額
- (ニ) 損害保険料…建設費に0.023%を乗じた額
- (ホ) 地代に相当する額…共同住宅又は長屋の敷地の用に供する土地の時価に2%を乗じた額
- (ヘ) 公租公課…共同住宅若しくは長屋又はその敷地に対する公租公課の額
- (ト) 引当金…(イ)から(ヘ)により算出した額の合計額に2%を乗じた額

※ 共同住宅又は長屋の建設に要する費用からは、被災者向け優良賃貸住宅の要件を満たさない部分に要する費用を除きます。具体的には、次の算式により計算を行います。

$$\begin{array}{l} \text{共同住宅又は長屋の} \\ \text{建設に要する費用} \end{array} = \begin{array}{l} \text{被災者向け優良賃貸住宅の要件} \\ \text{を満たす部分の床面積の合計} \end{array} \times \frac{\text{建設に要した費用の総額}}{\text{共同住宅又は長屋の延べ床面積}}$$

ロ イで算出した金額を各独立部分の床面積(専用面積)で按分し、各独立部分ごとの家賃上限額を算出します。

(注) イ及びロの計算に当たっては、国土交通省ホームページに掲載されている「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令112号）第13条の2第2項第6号及び第18条の2第2項第6号の国土交通大臣の定める方法による家賃上限額の算定について」により算出することが可能です。

- iii 「⑤」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分につき、その賃貸に係る家賃の額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧震災特例法第11条の2、旧震災特例法令第13条の2、令和3年改正法附則第90条、令和3年改正震災特例法令附則第5条

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

被災者向け優良賃貸住宅の種類		①	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備		
適 用 要 件 等	家屋の構造又は設備の名称	②					
	細目及び耐用年数	③	(年)	(年)	(年)		
	同上の所在地	④					
	取得等年月日	⑤	・ ・	・ ・	・ ・		
	新築等の後、最初に賃貸の用に供した年月日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・		
	建物全体の床面積	⑦	m ²	m ²	m ²		
	貸家部分の床面積 (⑦に占める割合)	⑧	m ² %	m ² %	m ² %		
	被災者向け優良賃貸住宅の床面積 (⑦に占める割合)	⑨	m ² %	m ² %	m ² %		
	建物全体の取得価額	⑩	円	円	円		
	貸家部分の取得価額	⑪					
	3. 3平方メートル当たりの取得価額 ($\frac{⑩}{⑧m^2} \times 3.3$)	⑫					
	家屋及び建築物の区分	⑬	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物	共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物		
	各独立部分ごとの床面積	⑭	m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
			m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
			m ² 戸	m ² 戸	m ² 戸		
	生活用設備の有無	⑮	有・無	有・無	有・無		
	被災者向け優先公募の有無	⑯	有・無	有・無	有・無		
	単身者向け優先公募の有無	⑰	有・無	有・無	有・無		
	適正家賃要件	⑱	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当		
該当する独立部分の戸数	⑲	戸	戸	戸			
⑲のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数	⑳						
償 却 費 の 計 算	建物全体の償却費の計算	建物全体の取得価額 (償却保証額)	㉑	円 ()	円 ()	円 ()	
		償却の基礎となる金額	㉒				
		償却の方法	㉓				
		償却率又は改定償却率	㉔	0.	0.	0.	
		使用期間	㉕	月 12	月 12	月 12	
		建物全体の償却費	貸家部分 (㉒×㉔×㉕×⑧%)	㉖	円	円	円
			上記以外 (㉒×㉔×㉕×(1-⑧%))	㉗			
	割増償却部分の計算	被災者向け優良賃貸住宅の償却費 (㉒×㉔×⑨%)	㉘				
		割増償却率	㉙	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	
		割増償却期間	㉚	月 12	月 12	月 12	
		割増償却可能額 (㉘×㉙×㉚)	㉛	円	円	円	
		前年から繰り越された割増償却可能額 (前年分の㉛)	㉜				
		本年分割増償却可能額計 (㉛+㉜)	㉝				
		本年必要経費に算入した割増償却費	㉞				
		翌年に繰り越した割増償却可能額	㉟				
	普通償却費の額	$㉖ \times (1 - \frac{⑨m^2}{⑧m^2})$	㉞				
		$㉘ \times (㉚ - ㉛)$	㉟				
		本年分の償却費の額 (㉛+㉞+㉟)	㊱				
	参 考	建物全体の償却費の累計 (㉗+㊱+前年までの償却費の累積額)	㊲				
本年末の未償却残高 (㉑ - ㊲)		㊳					
その他参考となる事項		㊴					

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却に関する明細書

この明細書は、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第11条の2に規定する被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の適用を受ける場合に使用します。

なお、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この割増償却の適用はありません。この明細書は、この割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- (3) 「③」欄には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、() 内には新築の時の耐用年数を記載します。
- (4) 「④」欄には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している特定激甚災害地域(東日本大震災により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に規定する激甚災害を受けた地域として令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(以下「令和3年旧震災特例法令」といいます。)第13条の2第1項で定める地域で、東日本大震災復興特別区域法第7条第1項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第4条第2項第4号ロに規定する復興居住区域を除きます。)の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。
- (5) 「⑫」欄には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。
- (6) 「⑭」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。
- (7) 「⑮」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (8) 「⑯」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (9) 「⑰」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法(単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。また、賃貸住宅が地方公共団体に貸し付けられ、その地方公共団体が賃貸する場合を含みます。)により行われたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。
- (10) 「⑱」欄には、この割増償却の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法(平成23年12月国土交通省告示第1288号)によって算定された額を超えないものに該当するかどうかに応じ、いずれかを○で囲みます。
- (11) 「⑲」欄には、令和3年旧震災特例法令第13条の2第2項に規定する要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。また、「⑳」欄には、「⑲」欄の戸数のうち、その床面積が50平方メートル以上のものの戸数を記載します。
- (12) 「㉑」欄の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における法定耐用年数及び取得等の時期の区分に応じ、次の表の割増償却率を記載します。

取得等の時期 法定耐用年数	平成29年3月31日以前	平成29年4月1日以後 平成31年3月31日以前	平成31年4月1日以後 令和3年3月31日以前
35年未満	150	140	120
35年以上	170	156	128

- (13) 「㉓」欄には、「㉑」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。
- (注) 「㉒」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

令和3年旧震災特例法第11条の2、平成29年旧震災特例法第11条の2、令和3年改正法附則第90条、平成29年改正法附則第96条

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(年分)

氏 名 _____

税額控除に関する規定の該当条		①	震災特例法第10条・震災特例法第10条の2・震災特例法第10条の2の2 (令和3年旧震災特例法第10条、令和3年旧震災特例法第10条の2、令和元年旧震災特例法第10条の2)				
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出があった日等又は避難等指示が解除された日等		②					
資 産 区 分	種 類	③					
	構造、設備の種類又は区分	④					
	細 目	⑤					
	取 得 年 月 日	⑥	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	⑦	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額		⑧	円	円	円	円	円
所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算							
本 年 分	取 得 価 額 の 合 計 額 (⑧の合計)	⑨	円	前 年 繰 越 分	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑫－⑬)	⑮	円
	税 額 控 除 限 度 額	⑩			繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (⑫の計)	⑯	
	本年分の事業所得等に係る所得税額	⑪			同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑮と⑯のうち少ない金額)	⑰	
	本 年 税 額 基 準 額 (⑪× $\frac{20}{100}$)	⑫			調整前事業所得税額超過構成額	⑱	
	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑩と⑫のうち少ない金額)	⑬			本 年 繰 越 税 額 控 除 額 (⑰－⑱)	⑲	
	調整前事業所得税額超過構成額	⑭			所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑬＋⑲)	⑳	
	本 年 税 額 控 除 額 (⑬－⑭)	⑮					
	翌 年 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算						
年 分	前 年 繰 越 額 又 は 本 年 税 額 控 除 限 度 額	②②	本 年 控 除 可 能 額 等	②③	翌 年 繰 越 額 (②②－②③)	②④	
年分 (4年前の年分)	円		円				
年分 (3年前の年分)				外			円
年分 (前々年分)				外			
年分 (前年分)				外			
計			(⑲の金額)				
本 年 分	(⑩の金額)		(⑬の金額)		外		
合 計							
機 械 設 備 等 の 概 要							

特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条第3項若しくは第4項に規定する特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の2第3項若しくは第4項に規定する企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除又は同法第10条の2の2第3項若しくは第4項に規定する避難解除区域等において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」に、それぞれ「震法10」、「震法10の2」又は「震法10の2の2」と記載してください。

1 記載要領

(1) 「①」欄は、適用を受ける規定に応じて、該当する条を○で囲みます。

(2) 「②」欄には、次により記載します。

イ 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する認定地方公共団体の名称及び同項の表の各号のいずれかの区域の名称を記載します。

ロ 震災特例法第10条の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する提出企業立地促進計画等の提出のあった日（企業立地促進区域等（同項に規定する企業立地促進区域等をいいます。）の変更により新たに企業立地促進区域等に該当することとなる区域にあつては、当該変更について提出のあった日）及び福島復興再生特別措置法第4条第4号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日を記載します。

ハ 震災特例法第10条の2の2第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合には、事業の内容、同条第1項に規定する避難等指示が解除された日又は福島復興再生特別措置法第4条第4号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日（認定特定復興再生計画の変更の認定により、当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合は、当該再生計画の当初の認定があつた日及び変更の認定があつた日）を記載します。

(3) 「③」欄、「④」欄及び「⑤」欄には、震災特例法第10条第1項に掲げる特定機械装置等又は同法第10条の2第1項若しくは同法第10条の2の2第1項に掲げる特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類、構造等を記載します。

(4) 「⑧」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。

(5) 「⑩」欄の税額控除限度額は、資産の種類、取得等の時期の区分に応じ、「⑧」欄の資産の取得価額×税額控除率で計算した金額となります。税額控除率は以下のとおりです。

イ （特定）復興産業集積区域において機械等を取得した場合

資産の種類	平成29年3月31日まで	平成29年4月1日～平成31年3月31日	資産の種類	平成31年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月31日
令和元年旧震災特例法10の2⑤一に規定する機械及び装置	15/100		令和3年旧震災特例法10⑤一イに規定する機械及び装置	15/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一口に規定する機械及び装置	15/100		令和3年旧震災特例法10⑤一口に規定する機械及び装置	15/100	
			令和3年旧震災特例法10⑤一ハに規定する機械及び装置	10/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ハに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		令和3年旧震災特例法10⑤一二に規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一二に規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100		令和3年旧震災特例法10⑤一ホに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	8/100	
			令和3年旧震災特例法10⑤一ヘに規定する建物及びその附属設備並びに構築物	6/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ホに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100		令和3年旧震災特例法10⑤一トに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	
令和元年旧震災特例法10の2⑤一ヘに規定する被災者向け優良賃貸住宅	—	8/100	令和3年旧震災特例法10⑤一チに規定する被災者向け優良賃貸住宅	8/100	6/100

資産の種類	令和3年4月1日～令和6年3月31日
建物及びその附属設備並びに構築物	8/100
上記以外	15/100

ロ 企業立地促進区域等及び避難解除区域等において機械等を取得した場合

資産の種類	税額控除率
建物及びその附属設備並びに構築物	8/100
上記以外	15/100

(6) 「⑪」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

総所得金額に係る所得税額（※1）× $\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii}} \text{（※2）}$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所法93）、外国税額控除（所法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

※3 震災特例法第10条第3項又は第4項の規定の適用を受ける場合において、事業の用に供した減価償却資産が不動産所得の基因となる資産であるとき、又は不動産所得及び事業所得の基因となる資産であるときは、それぞれ上記算式の分子を「不動産所得」又は「不動産所得及び事業所得」として計算します。

(7) 「⑭」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑨」欄のBの金額を記載します。

(8) 「⑰」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。

(9) 「㉔」欄の外書きには、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「調整前事業所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法10、10の2、10の2の2、令和3年旧震災特例法10、10の2、令和3年改正法附則83、84、令和元年旧震災特例法10の2、令和元年改正法附則88

特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
 企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(
 年分
)
 氏 名

被災雇用者等を雇用した場合	認定地方公共団体の指定を受けた日	①	.	.	所得	税 額 控 除 限 度 額 $\left((③ \times \text{控除率}) \text{ 又は } (⑥ \times \text{控除率}) \right)$	⑦	円
	本年の適用期間内における被災雇用者等に対して支給する給与等の額	②		円	税 額	本年分の事業所得に係る所得税額	⑧	
	同上のうち必要経費に算入される額	③			の 特 別	本 年 税 額 基 準 額 $\left(⑧ \times \frac{20}{100} \right)$	⑨	
避難対象雇用者等を雇用した場合	福島県知事等の認定、指定又は確認を受けた日	④	.	.	控 除	本 年 税 額 控 除 可 能 額 (⑦と⑨のうち少ない金額)	⑩	
	本年の適用期間内における避難対象雇用者等に対して支給する給与等の額	⑤		円	額 の 計	調整前事業所得税額超過構成額	⑪	
	同上のうち必要経費に算入される額	⑥			算	所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 (⑩－⑪)	⑫	

**特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、
企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は
避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除に関する明細書**

この明細書は、個人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第10条の3第1項に規定する特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除、震災特例法第10条の3の2第1項に規定する企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除又は震災特例法第10条の3の3第1項に規定する避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、適用を受ける特別控除に応じて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、それぞれ「震法10の3」、「震法10の3の2」又は「震法10の3の3」と記載してください。

1 記載要領

- (1) 「⑦」欄は、震災特例法第10条の3第1項の規定の適用を受ける場合は「又は(⑥×控除率)」を抹消し、控除率を「10/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

ただし、令和3年改正法附則第86条第2項に規定する平成31年4月1日から令和3年3月31日の間に旧被災雇用者等に対して支給する一定の給与等がある場合は、③のうち当該給与等の支給額に相当する部分については、控除率を「7/100」として計算される税額控除限度額を記載します。

また、震災特例法第10条の3の2第1項又は第10条の3の3第1項の規定の適用を受ける場合には「(③×控除率) 又は」を抹消し、次の認定等を受けた個人に応じ、控除率を計算した税額控除限度額を記載します。

個人	控除率
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第1号の第1欄に掲げる個人	20/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第2号の第1欄に掲げる個人	10/100
震災特例法第10条の3の2第1項の表の第3号の第1欄に掲げる個人	15/100
震災特例法第10条の3の3第1項の福島県知事の承認を受けた個人	20/100

- (2) 「⑧」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額 (※1)} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{i} + \text{ii} \text{ (※2)}}$$

i…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ii…総合課税の長期譲渡所得の2分の1の金額と一時所得の2分の1の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の3の2）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定NPO法人等寄附金特別控除（措法41の18の2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の3）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の3）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の4）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び震災特例法第10条から第10条の4までの所得税額の特別控除の規定などを適用しないで計算した額です。

※2 上記の算式中の分母の「i + ii」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

- (3) 「⑩」欄には、『所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書』の「⑫」欄のBの金額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

震災特例法第10条の3、第10条の3の2、第10条の3の3、令和3年改正法附則第86条

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(租税特別措置法の適用を受ける場合)

(年分)

氏名 _____

資 産 の 種 類		①	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	被災代替資産 被災区域内供用資産	
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類		②	()	()	()	
対象資産の構造又は名称		③				
取得等年月日		④	・ ・	・ ・	・ ・	
事業の用に供した年月日		⑤	・ ・	・ ・	・ ・	
滅失等をした資産の用途		⑥	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
被災代替資産の用途		⑦	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
取得価額 (償却保証額)		⑧	円	円	円	
償却の基礎になる金額		⑨				
耐用年数		⑩	年	年	年	
償却方法		⑪	定額率法 ()	定額率法 ()	定額率法 ()	
償又は改定償却率		⑫	0.	0.	0.	
償却期間		⑬	____月 12	____月 12	____月 12	
普通 償却 費	算出償却費 (⑨×⑫×⑬)	⑭	円	円	円	
	増加償却費	⑮				
	計 (⑭+⑮)	⑯				
特 別 償 却 費	事業の 用に供 した年	特別償却の対象と なる部分の取得価額	⑰			
		特 別 償 却 率	⑱	____ 100	____ 100	____ 100
		特別償却限度額 (⑰×⑱)	⑲	円	円	円
		必要経費に算入し た 特 別 償 却 額	⑳			
		翌年への繰越額 (⑲-㉑)	㉑			
	事業の 用に供 した年 の翌年	前年からの繰越額 (前年分の㉑)	㉒			
		必要経費に算入し た 特 別 償 却 額	㉓			
償 却 費 合 計 額 (⑯+㉑又は㉓)		㉔				
未 償 却 残 高		㉕				
その他参考となるべき事項		㉖				

被災代替資産等の特別償却に関する明細書 (租税特別措置法の適用を受ける場合)

この明細書は、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、租税特別措置法施行令第 6 条第 2 項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表 10 の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表 10 の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
 ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
 イ （ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑬」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
 ア 「⑰」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
 (ア) 被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち滅失等をした建物の床面積の 1.5 倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
 (イ) 上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
 イ 「⑱」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	発災後三年経過日前		発災後三年経過日以後	
	中小事業者（※ 1）	左記以外の個人	中小事業者（※ 1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%

※ 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人をいいます。

- (8) 「㉔」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された滅失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 11 条の 2

被災代替資産等の特別償却に関する明細書
(震災特例法の適用を受ける場合)

(年分)

氏名 _____

資 産 の 種 類		①	被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産	被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産	被 災 代 替 資 産 被災区域内供用資産	
(耐用年数表の番号) 対象資産の種類		②	()	()	()	
対象資産の構造又は名称		③				
取 得 等 年 月 日		④	・ ・	・ ・	・ ・	
事業の用に供した年月日		⑤	・ ・	・ ・	・ ・	
滅失等をした資産の用途		⑥	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
被災代替資産の用途		⑦	(m ²)	(m ²)	(m ²)	
取 得 価 額 (償却保証額)		⑧	円	円	円	
償却の基礎になる金額		⑨				
耐 用 年 数		⑩	年	年	年	
償 却 方 法		⑪	定 額 法 ()	定 額 法 ()	定 額 法 ()	
償 又 は 改 定 償 却 率		⑫	0.	0.	0.	
償 却 期 間		⑬	<u> </u> 月 12	<u> </u> 月 12	<u> </u> 月 12	
普通 償却 費	算 出 償 却 費 (⑨×⑫×⑬)	⑭	円	円	円	
	増 加 償 却 費	⑮				
	計 (⑭+⑮)	⑯				
特 別 償 却 費	事業の 用に供 した年	特別償却の対象と なる部分の取得価額	⑰			
		特 別 償 却 率	⑱	<u> </u> 100	<u> </u> 100	<u> </u> 100
		特別償却限度額 (⑰×⑱)	⑲	円	円	円
		必要経費に算入し た 特 別 償 却 額	⑳			
		翌年への繰越額 (⑲-㉑)	㉑			
	事業の 用に供 した年 の翌年	前年からの繰越額 (前年分の㉑)	㉒			
		必要経費に算入し た 特 別 償 却 額	㉓			
償 却 費 合 計 額 (⑯+㉑又は㉓)		㉔				
未 償 却 残 高		㉕				
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		㉖				

被災代替資産等の特別償却に関する明細書

（震災特例法の適用を受ける場合）

この明細書は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第 11 条の 2 第 1 項に規定する被災代替資産等の特別償却の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄は、その被災代替資産等が、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第 13 条の 2 第 2 項各号に掲げる資産（以下「被災代替資産」といいます。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれに該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- (2) 「②」欄には、減価償却資産の耐用年数に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第一の「種類」又は耐用年数の適用等に関する取扱通達（以下「耐用年数通達」といいます。）付表 10 の「設備の種類」を記載しますが、その適用対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表 10 の番号を（ ）内に記載します。
- (3) 「③」欄には、適用対象資産が建物である場合にはその構造を、それ以外のものである場合にはその設備等の名称を記載します。
- (4) 「⑥」欄及び「⑦」欄には、「①」欄の「被災代替資産」を○で囲んだ資産について、次により記載します。
 ア 用途は、「事務所用」、「工場用」などと記載しますが、被災代替資産が機械及び装置である場合には、耐用年数省令別表第二の「設備の種類」を記載します。
 イ （ ）内には、被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。）である場合に、建物全体の床面積を記載します。
- (5) 「⑧」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (6) 「⑮」欄には、通常の使用期間を超えて使用した機械及び装置について、所得税法施行令第 133 条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。
- (7) 「特別償却費」の各欄は、次によります。
 ア 「⑰」欄は、次の区分に応じ次の金額を記載します。
 （ア）被災代替資産である建物（その附属施設を含みます。）・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）のうち滅失等をした建物の床面積の 1.5 倍に相当する床面積の部分に対応する取得価額
 （イ）上記以外の被災代替資産等・・・その取得価額（「⑧」欄の金額）
 イ 「⑱」欄には、適用対象資産の種類、取得等の時期及び中小事業者等の区分に応じ、次の表の特別償却率を記載します。

取得等の時期等 資産の種類	平 23. 3. 11～平 28. 3. 31		平 28. 4. 1～令 5. 3. 31	
	中小事業者（※1）	左記以外の個人	中小事業者（※1）	左記以外の個人
(1) 建物又は構築物	18%	15%	12%	10%
(2) 機械及び装置	36%	30%	24%	20%
(3) 船舶、航空機（※2）又は車両及び運搬具（※3）	36%	30%	24%	20%

※1 中小事業者とは、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人をいいます。

※2 資産の種類(3)の航空機は、平成 28 年 3 月 31 日までに取得等した場合に対象となります。

※3 資産の種類(3)の車両及び運搬具は、令和 3 年 3 月 31 日までに取得等した場合に対象となります。

- (8) 「㉔」欄には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域、被災代替資産である構築物又は機械及び装置の規模又は機能並びに代替された滅失等をした資産の規模又は機能などこの特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

震災特例法第 11 条の 2

令和 年 月 日 令和 0 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 A

令和五年一月から申告書Aは廃止され、申告書Bに一本化されます。

第一表 (令和三年分用)

住 所 (又は居所)	〒											個人番号 (マイナンバー)																				
											フリガナ																					
											氏名																					
										世帯主の氏名										世帯主との続柄												
令和 年 1 月 1 日 の 住 所											生年 月 日											電話 番号	自 宅 ・ 勤 務 先 ・ 携 帯 — —									

										(単位は円)										整理 番号									
収入金額等	給 与	区 分	⑦											税 金 の 計 算	課税される所得金額 (⑧ - ⑳)	②⑥	0 0 0												
	雑	公的年金等	①												上の②⑥に対する税額	②⑦													
		業 務	区 分	②											配 当 控 除	②⑧													
		そ の 他	区 分	③											(特定増改築等) 住宅借入金等 特別 控 除	②⑨	0 0												
	配 当	④											政党等寄附金等特別控除		③⑩ ～③⑫														
一 時	⑤											住宅耐震改修 特別 控 除 等	③⑬ ～③⑮																
所得金額等	給 与	区 分	①											差 引 所 得 税 額 (②⑦ - ②⑧ - ②⑨ - ③⑩ - ③⑪)	③⑯														
	雑	公的年金等	②											災 害 減 免 額	③⑰														
		業 務	③											再 差 引 所 得 税 額 (基 準 所 得 税 額) (③⑱ - ③⑲)	③⑳														
		そ の 他	④											復興特別所得税額 (③⑳ × 2.1%)	④①														
	②から④までの計	⑤											所得税及び復興特別所得税の額 (③⑳ + ④①)	④②															
配 当	⑥											外国税額控除等	④③ ～④④																
一 時	⑦											源 泉 徴 収 税 額	④⑤																
合 計 (① + ⑤ + ⑥ + ⑦)	⑧											申告納税額	④⑥	0 0															
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑨											納める税金	④⑦	0 0														
	小規模企業共済等掛金控除	⑩											還付される 税 金	④⑧	△														
	生命保険料控除	⑪											そ の 他	公的年金等以外の 合 計 所 得 金 額	④⑨														
	地震保険料控除	⑫												配偶者の合計所得金額	④⑩														
	寡婦、ひとり親控除	区 分	⑬ ～⑭	0 0 0 0										雑所得・一時所得の 源泉徴収税額の合計額	④⑪														
	勤労学生、障害者控除	⑮ ～⑯	0 0 0 0											未納付の源泉徴収税額	④⑫														
	配偶者 (特別)控除	区 分 1	⑰ ～⑱	0 0 0 0										延 納 の 届 出	申 告 期 限 ま で に 納 付 す る 金 額	⑤①	0 0												
	扶 養 控 除	区 分	⑲	0 0 0 0											延 納 届 出 額	⑤②	0 0 0												
	基 礎 控 除	⑲	0 0 0 0																										
	⑨ から ⑲ までの計	⑲																											
	雑 損 控 除	⑲																											
	医 療 費 控 除	区 分	⑳																										
	寄 附 金 控 除	㉑																											
	合 計 (⑲ + ㉑ + ㉒ + ㉓)	㉑																											

③⑨・④①・④②又は④⑤の記入をお忘れなく。

税 理 士
署 名
電 話 番 号

税理士法第30条
33条の2

還受 付 取 る 税 金 の 所	銀行・金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所
郵便局 名 等	預 金 種 類	普通 当座 納税準備 貯蓄
口座番号 記号番号		

整 理 欄	区 分 異 動	A B C D E F G H I J K	年 月 日
管 理	通 信 日 付 印		
補 完	確 認		
納 管	事 績	住 民	検 算
	一 連 番 号		

令和 00 年分の 所得 税 及 び 復興特別所得 税 の確定申告書 A

第一表 ○この用紙は控用です。

整理番号

③⑨・④⑦・④④又は④⑤の記入をお忘れなく。

還付される税金の受取場所			銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
	郵便局 名 等		預 金 種 類		普通	当座	納税準備	貯蓄
	口座番号 記号番号							

(税 理 士
署 名
電 話 番 号)

税理士法書面提出	
30条	33条の2

令和 00 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

整理番号

F A 2 1 0 1

住所
フリガナ氏名

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
			円	円
(43) 源泉徴収税額の合計額			円	

○ 一時所得に関する事項 (7)

収 入 金 額	支 出 金 額	差 引 金 額
円	円	円

○ 本人に関する事項 (13～16)

寡 婦	ひとり親	勤 労 学 生	障 害 者	特 別 障 害 者
☐ 死別 ☐ 離婚	☐ 生死不明 ☐ 未 帰 還	☐ 年調以外かつ 専修学校等		

○ 寄附金控除に関する事項 (24)

寄附先の 名 称 等	寄附金	円
---------------	-----	---

○ 配偶者や親族に関する事項 (16～19)

氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	障 害 者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	明・大 昭・平	障 特障	国外 年調	同 別居	調整
			明・大 昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大 昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大 昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大 昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
			明・大 昭・平・令	障 特障	国外 年調	16 別居	調整

○ 住民税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の の特例	配当割額控除額	特定配当等の 全部の申告不要	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円			円	円	円	円

上記の配偶者・親族のうち 別居の者の氏名・住所	氏名	住所
----------------------------	----	----

一連
番号

第二表 (令和三年分用) ○第二表は第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

控
住 所

令和 〇〇 年分の 所得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の

申告書 B

第一表

(令和三年分以降用)

④④・④⑤・④⑨・⑤①又は⑤②の記入をお忘れなく。

納 管
 事 業
 住 民
 資 産
 総 合
 分 離
 検 算
 通 信
 日 付 印
 年 月 日
 ・ ・
 一 番 連 号

[illegible]

第一表 ○この用紙は控用です。

[illegible]

(税理士名
署 電話番号)

税理士法書面提出	
30条	33条の2
	

令和 〇〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号

F A 2 3 0 1

住所
フリガナ

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種 目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	源泉徴収税額
			円	円

(48) 源泉徴収税額の合計額 円

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
譲渡(短期)	円	円	円
譲渡(長期)			
一 時			

特例適用条文等

配偶者や親族に関する事項 (20～23)

氏 名	個 人 番 号

事業専従者に関する事項 (55)

事業専従者の氏名	個 人 番 号

住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等	非居住者の 特 例	配当割額 控 除 額	株式等譲渡 所得割額控除額	特定配当等・特定 株式等譲渡所得の 全部の申告不要	給与、公的年金等以外の 所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収 自分で納付	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

事業税	非課税所得など	番 号	所得 金額	円	損益通算の特例適用前の 不 動 産 所 得	円	前年中の 開(廃)業	開始・廃止 月 日	他都道府県の事務所等	円
	不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など					円

上記の配偶者・親族・事業専従者の うち別居の者の氏名・住所	氏 名	住 所	所得税で控除対象配偶者 などとした専従者	氏 名	給 与	円	一連 番号
----------------------------------	-----	-----	-------------------------	-----	-----	---	----------

社会保険料控除等に関する事項 (13～16)

	保 険 料 等 の 種 類	支 払 保 険 料 等 の 計	う ち 年 末 調 整 等 以 外
⑬ 社会保険料控除		円	円
⑭ 小規模共済等 掛金控除		円	円
⑮ 生命保険料控除	新 生 命 保 険 料	円	円
	旧 生 命 保 険 料		
	新 個 人 年 金 保 険 料		
	旧 個 人 年 金 保 険 料		
	介 護 医 療 保 険 料		
⑯ 地震保険料控除	地 震 保 険 料	円	円
	旧 長 期 損 害 保 険 料		

本人に関する事項 (17～20)

☐ 死別 ☐ 離婚	☐ 生死不明 ☐ 未 帰 還	☐ ひとり親	☐ 勤労学生 ☐ 年調以外かつ 専修学校等	☐ 障害者	☐ 特別障害者
---	--	-------------------------------	--	------------------------------	--------------------------------

雑損控除に関する事項 (26)

損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円

寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の 名 称 等	寄 附 金
	円

第二表は、第一表と一緒に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

令和 〇〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

控

住所
屋号
フリガナ氏名

社会保険料控除等に関する事項 (13~16)

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
13 社会保険料控除		円	円
14 小規模企業共済等掛金控除		円	円
15 生命保険料控除	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
	介護医療保険料		
16 地震保険料控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (17~20)

寡婦 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 生死不明 ☐ 未帰還	ひとり親 ☐ 年調以外かつ専修学校等	勤労学生 ☐ 勤労学生	障害者	特別障害者
---	--	---------------------------------------	-----	-------

雑損控除に関する事項 (26)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
損害金額	円	円

寄附金控除に関する事項 (28)

寄附先の名称等	寄附金
---------	-----

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円

48 源泉徴収税額の合計額 円

総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (11)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡(短期)	円	円	円
譲渡(長期)			
一時			

特例適用条文等

--

配偶者や親族に関する事項 (20~23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
	※ 個人番号は複写されません	配偶者	明・大昭・平 . .	障 特障	国外 年調	同一 別居	調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平・令 . .	障 特障	国外 年調	16 別居	調整

事業専従者に関する事項 (55)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平 . .		円
	※ 個人番号は複写されません		明・大昭・平 . .		

住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	円	特別徴収 自分で納付	円	円	円	円

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	円	損益通算の特例適用前	円	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額				事業用資産の譲渡損失など				

上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所	氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与	円
------------------------------	----	----	---------------------	----	----	---

住所 (又事業所など)		フリガナ 氏 名	
〇 修正前の課税額 (単位は円)		整理番号	一連番号
総合課税の所得金額等	事業等①		
	業農②		
	不動産③		
	利子④		
	配当⑤		
	給与区分		
	雑公的年金等⑦		
	業務⑧		
	その他⑨		
	⑦から⑨までの計⑩		
	総合譲渡・一時⑪		
	合計⑫ (①から⑥までの計+⑩+⑪)		
※			
※			
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除⑮		
	小規模企業共済等掛金控除⑯		
	生命保険料控除⑰		
	地震保険料控除⑱		
	寡婦、ひとり親控除区分		
	勤労学生、障害者控除⑳		
	配偶者(特別)控除区分		
	扶養控除区分		
	基礎控除㉔		
	⑮から㉔までの計㉕		
	雑損控除㉘		
	医療費控除区分		
税金の計算	寄附金控除㉓		
	合計㉔ (㉕+㉘+㉓)		
	課税される所得金額		
	⑫対応分㉕		
	⑬対応分㉖		
	⑭対応分㉗		
	⑫対応分㉘		
	⑬対応分㉙		
	⑭対応分㉚		
	計(㉘+㉙+㉚)		
	配当控除㉛		
	区分		
政党等寄附金等特別控除㉜			
住宅耐震改修特別控除等区分			
差引所得税額 (⑮-⑱-㉕-㉘-㉓)			
災害減免額㉙			
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉙-㉙)			
復興特別所得税額 (㉙×2.1%)			
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉙)			
外国税額控除等区分			
源泉徴収税額㉚			
申告納税額 (㉚-㉚-㉚-㉚)			
予定納税額 (第1期分・第2期分)			
第3期分の税額			
納める税金			
還付される税金			
修正申告により増加する税額等			
申告納税額の増加額㉛			
第3期分の税額の増加額㉜			
修正申告によって異動した事項			
所得金額に関する事項			
所得の種類	種目・支払者の名称等	収入金額	必要経費
異動の理由			
事業専従者に関する事項			
氏名	氏名		
控除額等	異動前	異動後	
所得から差し引かれる金額に関する事項			
所得控除の種類	所得控除額	異動の理由	
税金の計算に関する事項			
税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由	
住民税・事業税に関する事項			
住	非上場株式の少額配当等		
民	非居住者の特例		
税	配当割額控除額		
事	株式等譲渡所得割額控除額		
業	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要		
税	寄附金	都道府県、市区町村	
税	税額控除	同募金、日赤共	
事	非課税所得など	番号	
業	損益通算の特例適用前		
税	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額		
税	事業用資産の譲渡損失など		
異動の理由			
整理	申告区分	申告等年月日	所得種類
欄	特例適用文	法の	条の
	申告期限	年	月

令和 〇〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表)

第五表

○この用紙は控用です。

住所 （事業所など 又は事務所 居所など）		フリガナ 氏 名	
〇 修正前の課税額 (単位は円)		整理番号	
総合課税の所得金額等	事業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与区分	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
	その他	⑨	
	⑦から⑨までの計	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計 (①から⑥までの計+⑩+⑪)	⑫	
※	⑬		
※	⑭		
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑮	
	小規模企業共済等掛金控除	⑯	
	生命保険料控除	⑰	
	地震保険料控除	⑱	
	寡婦、ひとり親控除区分	⑲～⑳	
	勤労学生、障害者控除	㉑～㉒	
	配偶者(特別)控除区分1区分2	㉓～㉔	
	扶養控除区分	㉕	
	基礎控除	㉖	
	⑮から㉖までの計	㉗	
	雑損控除	㉘	
	医療費控除区分	㉙	
寄附金控除	㉚		
合計 (㉗+㉘+㉙+㉚)	㉛		
税金の計算	課税される所得金額	㉜対応分	㉜
		㉝対応分	㉝
		㉞対応分	㉞
	税額	㉟対応分	㉟
		㊱対応分	㊱
		㊲対応分	㊲
	計(㉟+㊱+㊲)	㊳	
	配当控除	㊴	
	区分	㊵	
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除区分1区分2	㊶	
	政党等寄附金等特別控除	㊷～㊸	
	住宅耐震改修特別控除等区分	㊹～㊺	
税金の計算		差引所得税額 (㉜-㉝-㉞-㉟-㊱-㊲-㊳-㊴-㊵-㊶-㊷-㊸-㊹-㊺)	㊻
税金の計算		災害減免額	㊼
税金の計算		再差引所得税額 (基準所得税額) (㊼-㊽)	㊾
税金の計算		復興特別所得税額 (㊾×2.1%)	㊿
税金の計算		所得税及び復興特別所得税の額 (㊿+㊽)	①
税金の計算		外国税額控除等区分	②～③
税金の計算		源泉徴収税額	④
税金の計算		申告納税額 (②-③-④-⑤)	⑥
税金の計算		予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑦
税金の計算		第3期分の税額納める税金	⑧
税金の計算		還付される税金	⑨
○ 修正申告により増加する税額等		申告納税額の増加額	⑩
○ 修正申告により増加する税額等		第3期分の税額の増加額	⑪
○ 修正申告によって異動した事項		○ 所得金額に関する事項	
所得の種類		種目・支払者の名称等	収入金額必要経費 円円
異動の理由			
○ 事業専従者に関する事項			
氏名		氏名	
控除額等異動前円		控除額等異動前円	
控除額等異動後円		控除額等異動後円	
○ 所得から差し引かれる金額に関する事項			
所得控除の種類		所得控除額	異動の理由 円
○ 税金の計算に関する事項			
税額控除等の種類		税額控除額等	異動の理由 円
○ 住民税・事業税に関する事項			
住民税		非上場株式の少額配当等	円
		非居住者の特例	
		配当割額控除額	
		株式等譲渡所得割額控除額	
		特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	
		寄附金	円
		都道府県、市区町村(特例控除対象)	円
		共同募金、日赤その他	円
		番号	所得金額円
事業税		非課税所得など	円
		損益通算の特例適用前の不動産所得	円
		不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	
		事業用資産の譲渡損失など	
異動の理由			

書き方とご注意

- 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第五表（修正申告用・別表）に、修正申告額を申告書B第一表に書いてください。
- 分離課税の所得がある場合は、併せて申告書第三表（分離課税用）も使用します。
- この申告書第五表（修正申告用・別表）の各欄は、次により書いてください。
 - 「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書（別表）」欄の〇〇に、修正申告の対象となる年分を書いてください。
 - 「修正前の課税額」の各欄は、修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから該当する欄の金額を転記してください。
 - ⑬又は⑭の各欄は、次の所得がある場合に、その所得の種類の略称とその所得金額を書いてください。
 なお、これらの所得が2つ以上ある場合は、イからチの順に書いてください。
 また、イからチの所得が数多くあるなど⑬又は⑭の欄に書ききれないときは、欄を融通して書いてください。
 - イ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得があるときは「分離短期譲渡所得」
 - ロ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得があるときは「分離長期譲渡所得」
 - ハ 一般株式等の譲渡所得等があるときは「一般株式等の譲渡所得等」
 - ニ 上場株式等の譲渡所得等があるときは「上場株式等の譲渡所得等」
 - ホ 分離課税の上場株式等の配当所得等があるときは「上場株式等の分離配当所得等」
 - ヘ 分離課税の先物取引の事業所得、譲渡所得又は雑所得があるときは「先物取引の分離事業所得」、
「先物取引の分離譲渡所得」又は「先物取引の分離雑所得」
 - ト 山林所得があるときは「山林所得」
 - チ 退職所得があるときは「退職所得」
 - 上記（注1）ハ及びニの両方の所得がある場合の「課税される所得金額」欄については、ハ及びニの課税される所得金額を合計して、ハの所得の対応分の欄に書いてください。
 - 「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額の増加額⑥〇」欄には、申告書B第一表の「申告納税額④9」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「申告納税額⑤⑥」欄の金額を差し引いた金額を書き、
「第3期分の税額の増加額⑥①」欄には、申告書B第一表の「納める税金⑤①」欄又は「還付される税金⑤②」欄の金額からこの申告書第五表（修正申告用・別表）の「納める税金⑤⑧」欄又は「還付される税金⑤⑨」欄の金額を差し引いた金額を書いてください。
 - 「修正申告によって異動した事項」の各欄は、修正申告によって異動したもののみを書き、併せてその異動理由を書いてください。
- 申告書B第一表の各欄は、次により書いてください。
 - 「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の申告書B」欄の〇〇に、修正申告の対象となる年分を書き、空白に「修正」と書いてください。
 - 「種類」の欄の「修正」を○で囲んでください。
 - 「収入金額等」、「所得金額等」、「所得から差し引かれる金額」、「税金の計算」及び「その他」の各欄には、修正申告額を書いてください。
- 納付すべき税額は、修正申告書（申告書B第一表、申告書第五表（修正申告用・別表））を提出する日までに納付してください。
 また、納付すべき税額には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
 なお、一時に納付が困難なときは、税務署にご相談ください。

◎ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額		延滞税の割合 (注)		期間（日数）		延滞税の額
10,000円未満の 端数切捨て	×		×	確定申告期限の翌日 から完納の日まで	=	100円未満の 端数切捨て
365						

(注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで … 年「7.3%」と「延滞税特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後 … 年「14.6%」と「延滞税特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、延滞税特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 確定申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

令和__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表

（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

受付印

住所又は事業所事務所居所など

フリガナ氏名

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項（特定投資株式（いわゆるエンジェル税制の対象となる株式）に係る譲渡損失の損益の計算）又は第7項（特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除）の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

- 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の作成をしてください。
- 1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算
- （赤字の金額は、△を付けなくて書きます。2面の2も同じです。）
- 「①一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②特定投資株式に係る譲渡損失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)及び(2)の記載は要しません。また、「⑦本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。

(1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面のAの金額）	①	円
特定投資株式に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面のBの金額）	②	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面のCの金額）	③	
上場株式等に係る譲渡損失の金額（損失の金額がない場合には0と書いてください。） （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面のDの金額（※））	④	

※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面のDの括弧書の金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑤	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑥	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	a 申告書第三表1へ	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 （a－b）（赤字の場合には0と書いてください。）		⑦

（注） 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算前の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合）」の1面の「上場株式等」の13欄の金額）（赤字の場合には0と書いてください。）	⑧	円
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額（⑧－⑤） （⑤欄の金額≥⑧欄の金額の場合には0と書いてください。）	⑨	計算明細書の「上場株式等」の15へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額（⑤－⑧） （⑤欄の金額≤⑧欄の金額の場合には0と書いてください。）	⑩	△をつけて、申告書第三表19へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 （⑤欄の金額と⑧欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	⑪	計算明細書の「上場株式等」の14へ

（令和2年分以降用）

(5) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥ー⑦) (⑥欄の金額≤⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑫	△をつけて、申告書第三表 ⑩ へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦ー⑥) (⑥欄の金額≥⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	⑬	申告書第三表 ⑪ へ

(注)

1 面の⑩欄、

2 面の⑫欄及び

⑭から⑰欄の金額は、

翌年の確定申告の際に使用します

(翌年に株式等の売却がない場合でも、

譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成____年分 令和____年分)	④ (特定投資株式に係る金額) 円	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
		⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
		③ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 2年前分 (平成____年分 令和____年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑭ (④ー⑥ー⑧)
		⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑮ (⑤ー①ー③)
		③ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年の 前年分 (平成____年分 令和____年分)	④ (特定投資株式に係る金額)	⑥ (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑯ (④ー⑥ー⑧)
		⑧ (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
	⑤ (上場株式等に係る金額)	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	⑰ (⑤ー①ー③)
		③ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑧+①)		⑱ 計算明細書の「一般株式等」の⑯へ	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑧+①+③)		⑲ 計算明細書の「上場株式等」の⑯へ	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+③+⑤)		⑳ 計算明細書の「上場株式等」の⑰へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (③+⑤+⑦)		㉑ 申告書第三表 ㉑ へ	
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資株式及び上場株式等) に係る譲渡損失の金額 (⑩+⑫+⑭+⑮+⑯+⑰)		㉒ 申告書第三表 ㉒ へ	円

※ 「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の年に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」から先に控除します。

また、「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (特定投資株式に係る金額)」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式及び特定投資株式分がある場合)」の「一般株式等」の⑮欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「上場株式等」の⑮欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) の合計額を限度として、まず一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除します。そして、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額 (上場株式等に係る金額)」内においては、特定投資株式に係る金額を控除した後の「上場株式等」の⑮欄の金額 (赤字の場合には0とみなします。) 及び「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額

○ 「⑬本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑬ー㉑)	㉓	申告書第三表 ㉓ へ 円
---	---	-----------------

※ ㉓欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の㉓欄の金額が同㉑欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

令和 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確定 申告 書 付 表 (上場 株式 等 に 係 る 譲 渡 損 失 の 損 益 通 算 及 び 繰 越 控 除 用)

受付印

住 所
(又 は 事業 所 事務所 居所 など)

フリガナ
氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
(赤字の金額は、△を付けずに書きます。2面の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額)	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の金額)	②	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	③	

※ ②欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額（「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の⑨欄の括弧書の金額）のみを記載します。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	円	円
合 計	申告書第三表⑤へ a	b
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (a－b) (赤字の場合には0と書いてください。)	④	

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③－④) (③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。) (2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	⑤	△を付けて、申告書第三表⑦へ 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④－③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (1)の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	⑥	申告書第三表⑦へ

○ この付表は、申告書と一緒に提出してください。

84

(令和2年分以降用)

R3.11

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※1)	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の 3年前分 (平成 年分 令和 年分)	(A) (前年分の付表の⑦欄の金額) 円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 円 (E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(本年の3年前分の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越すことはできません。)
本年の 2年前分 (平成 年分 令和 年分)	(B) (前年分の付表の⑧欄の金額)	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (B - F - G) 円
本年の 前年分 (平成 年分 令和 年分)	(C) (前年分の付表の⑤欄の金額)	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑧ (C - H - I)
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (D + F + H)	⑨	計算明細書の「上場株式等」の⑫へ	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 (E + G + I)	⑩	申告書第三表⑳へ	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤ + ⑦ + ⑧)			⑪ 申告書第三表㉑へ (※2) 円

(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用します(翌年に株式等の売却がない場合でも、上場株式等に係る譲渡損失の金額をその年の翌年以後に繰り越すための申告が必要です。)

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の①面の「上場株式等」の⑪欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

○ 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 (※) (⑥ - ⑩)	⑫	申告書第三表㉒へ 円
--	---	------------

※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉒欄の金額が同⑫欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

○ 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

死亡した者の____年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

受付印

1 死亡した者の住所・氏名等																	
住所	(〒 -)					氏名	フリガナ					死亡年月日	年 月 日				
2 死亡した者の納める税金又は還付される税金 [第3期分の税額] (還付される税金のときは頭部に△印を付けてください。) 円… A																	
3 相続人等の代表者の指定 [代表者を指定されるときは、右にその代表者の氏名を書いてください。] 相続人等の代表者の氏名																	
4 限定承認の有無 [相続人等が限定承認をしているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。] 限定承認																	
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	(〒 -)				(〒 -)				(〒 -)				(〒 -)			
	(2) 氏名(署名)	フリガナ				フリガナ				フリガナ				フリガナ			
	(3) 個人番号																
	(4) 職業及び被相続人と続柄	職業				続柄				職業				続柄			
	(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日				明・大・昭・平・令 年 月 日				明・大・昭・平・令 年 月 日				明・大・昭・平・令 年 月 日			
	(6) 電話番号	- -				- -				- -				- -			
	(7) 相続分…B	法定・指定 _____				法定・指定 _____				法定・指定 _____				法定・指定 _____			
	(8) 相続財産の価額	円				円				円				円			
6 納める税金等	Aが黒字のとき 各人の納付税額 A × B (各人の100円未満の端数切捨て)	00 円				00 円				00 円				00 円			
	Aが赤字のとき 各人の還付金額 (各人の1円未満の端数切捨て)	円				円				円				円			
7 還付される税金の受取場所	銀行等の預金口座に振り込みを希望する場合	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協			銀行 金庫・組合 農協・漁協			銀行 金庫・組合 農協・漁協			銀行 金庫・組合 農協・漁協					
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所			本店・支店 出張所 本所・支所			本店・支店 出張所 本所・支所			本店・支店 出張所 本所・支所						
	預金の種類	預 金			預 金			預 金			預 金						
	口座番号																
	ゆうちょ銀行の郵便局等の窓口	貯金口座の記号番号	-			-			-			-					
	郵便局名等																

○この付表は、申告書と一緒に提出してください。

(注) 「5 相続人等に関する事項」以降については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

税務署欄	整理番号	0				0				0				0			
	番号確認	身元確認		☐ 済 ☐ 未済		☐ 済 ☐ 未済		☐ 済 ☐ 未済		☐ 済 ☐ 未済		☐ 済 ☐ 未済		☐ 済 ☐ 未済		☐ 済 ☐ 未済	

一連番号

書 き 方

〔死亡した人の確定申告書の書き方〕

死亡した人の確定申告書の書き方は、「確定申告の手引き」などにならって書きますが、次の点に留意して書いてください。

1 『令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A（以下「確定申告書A」といいます。）』を使用する場合には、申告書の上余白に「正確」と表示し、「令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B（以下「確定申告書B」といいます。）』を使用する場合には、標題の余白部に「正確定」と書いてください。

2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように書いてください。

(1) 上段には、死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。

(2) 下段には、相続人や包括受遺者について書いてください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を書くとともに、相続人や包括受遺者の氏名を書く場合にその氏名の頭部に「相続人」と書いて、署名してください。

3 死亡した人の確定申告書の提出に当たっては、全ての相続人や包括受遺者の個人番号（12桁）の記入及び本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書上部余白に書いてください。

また、相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、申告書付表「5 相続人等に関する事項」欄の「個人番号」欄に各相続人や包括受遺者の個人番号を書いてください。

(注) 死亡した人の個人番号を記入する必要はありません。

〔申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）の書き方〕

4 「死亡した者の 〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」の標題の「 〇〇年分」欄
死亡した人の確定申告書の年分と同じ年分を書いてください。

5 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄

死亡した人の確定申告書の「住所」欄に書いた住所を書いてください。

6 「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄

死亡した人の確定申告書の「申告納税額」欄（確定申告書Aを使用する場合）又は「第3期分の税額」欄（確定申告書Bを使用する場合）の金額を転記してください。

7 「3 相続人等の代表者の指定」欄

相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。

8 「5 相続人等に関する事項」欄

一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について書いてください。

(1) 「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所を書いてください。

(2) 「氏名（署名）」欄

この申告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名してください。署名のない方が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく開示請求を行った場合、確定申告書及び申告書付表の内容は開示されません。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「申告せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に確定申告書と申告書付表を提出することになりますから、その人に申告内容を連絡してください。

(3) 「個人番号」欄

相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、相続人や包括受遺

者の個人番号（12桁）を書いてください。

(4) 「相続分…B」欄

法定相続分（民法第900条、第901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。

なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。

(注) 1 法定相続分により財産を取得している人は、次の割合となります。

イ 相続人が子と配偶者の場合…子は1/2、配偶者は1/2

ロ 相続人が配偶者と直系尊属の場合…配偶者は2/3、直系尊属は1/3

ハ 相続人が配偶者と兄弟姉妹の場合…配偶者は3/4、兄弟姉妹は1/4

ニ 子や直系尊属、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合…各人の相続分は均等

なお、イとハの相続人の子や兄弟姉妹が相続開始前に死亡している場合にこれらの人に子があるときは、その子が代襲して相続しますが、この場合のその子の法定相続分は、相続開始前に死亡したその子の親である子や兄弟姉妹の相続分となります。

2 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(5) 「相続財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の時価を書いてください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（5(7)「相続分…B」）に記入されている各人の割合を乗じて求めた金額をそれぞれ書いてください。

9 「6 納める税金等」欄

(1) 「各人の納付税額」欄

「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が黒字の場合に書く欄です。

この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の納める税金に各人の相続分（5(7)「相続分…B」）に記入されている各人の割合を乗じて求めた金額（100円未満の端数切捨て）を書いてください。

(2) 「各人の還付金額」欄

「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄が赤字の場合に書く欄です。

この欄には、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」欄の還付される税金が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその割合により請求できる還付金額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分（民法第900条から第903条）に応じて求めた金額（1円未満の端数切捨て）を書いてください。

なお、相続人や包括受遺者が受領すべき還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合には、この申告書付表とは別に、還付金の受領に関する委任状の提出が必要になります。

10 「7 還付される税金の受取場所」欄

「6 納める税金等」欄の「各人の還付金額」欄に記載がある場合に書く欄です。

この欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
該当する項目に記入してください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

○ この申告書付表は、死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者（死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいます。）が確定申告をするときに使用するものです。

○ この申告書付表を書く前に、確定申告書で死亡した人の納める税金又は還付される税金（第3期分の税額）を計算してください。

○ 死亡した人の所得税及び復興特別所得税について相続人や包括受遺者が提出する確定申告書とこの付表は、相続の開始があったことを知った日の翌日から起算して4か月を経過した日の前日（例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日）までに提出してください。

なお、死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の所得税及び復興特別所得税（その年1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分を除きます。）が無申告であったことにより提出する確定申告書と申告書付表については、上の4か月の申告期間の特例の適用はありませんから、早めに提出してください。

○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、一緒に申告してください。この場合、使用する確定申告書と申告書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りる。相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。

なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に確定申告書と申告書付表を提出することになります。

○ 申告書付表の控えを保管する場合においては、その控えには相続人や包括受遺者の個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取り扱いには十分ご注意ください。

○ この申告書付表の書き方についてお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

令和 0 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

住 所				フリガナ氏 名				事務所所在地			
事業所所在地				電 話 番 号	(自 宅) (事業所)			氏 名 (名称)			
業 種 名			屋 号			加 入 団 体 名			電 話 番 号		

提出用
(令和二年分以降用)

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

整理番号

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金額		旅費交通費	
売上(収入)金額		通 信 費	
家事消費		広告宣伝費	
その他の収入		接待交際費	
計 (①+②+③)		損害保険料	
売上原価		修 繕 費	
期首商品(製品)棚卸高		消 耗 品 費	
仕入金額(製品製造原価)		福利厚生費	
小 計 (⑤+⑥)		の	
期末商品(製品)棚卸高		の	
差引原価 (⑦-⑧)		の	
差 引 金 額 (④-⑨)		の	
経費		の	
給料賃金		の	
外注工賃		の	
減価償却費		の	
貸倒金		の	
地代家賃		の	
利子割引料		の	
その他の経費		の	
租税公課		の	
荷造運賃		の	
水道光熱費		の	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数		⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必要 経 費 算 入 額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年 齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

【税務署整理欄】

①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	
⑦	
⑧	
⑨	
⑩	
⑪	
⑫	
⑬	
⑭	
⑮	
⑯	
⑰	
⑱	
⑲	
⑳	
㉑	
㉒	
㉓	
㉔	
㉕	
㉖	
㉗	
㉘	
㉙	
㉚	
㉛	
㉜	
㉝	
㉞	
㉟	
㊱	
㊲	
㊳	
㊴	
㊵	
㊶	
㊷	
㊸	
㊹	
㊺	
㊻	
㊼	
㊽	
㊾	
㊿	



整理番号

F A 7 0 5 0



(令和二年分以降用)

○売上（収入）金額の明細

売 上 先 名	所 在 地	売 上（収入）金 額
		円
上 記 以 外 の 売 上 先 の 計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ①

○仕入金額の明細

仕 入 先 名	所 在 地	仕 入 金 額
		円
上 記 以 外 の 仕 入 先 の 計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産 の 名 称 等 (繰延資産を含む)	面 積 又 は 数 量	取 得 年 月	① 取 得 価 額 (償却保証額)	② 償 却 の 基 礎 に なる 金 額	償 却 方 法	耐 用 年 数	③ 償 却 率 又 は 改定償却率	④ 本年中 の償却 期 間	⑤ 本 年 分 の 普 通 償 却 費 (②×③×④)	⑥ 特 別 償 却 費	⑦ 本 年 分 の 償 却 費 合 計 (⑤ + ⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
		年 月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	賃 借 物 件	本 年 中 の 賃 借 料 ・ 権 利 金 等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円 権更 賃	円
		円 権更 賃	

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	期 末 現 在 の 借 入 金 等 の 金 額	本 年 中 の 利 子 割 引 料	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額
	円	円	円

◎本年中における特殊事情



令和 〇〇 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

控
用

記帳と帳簿書類の保存義務について

- 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
 - 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

住 所		フリガナ氏 名		依頼 税理士等	事務所所在地	
事業所所在地		電 話 番 号	(自 宅) (事業所)		氏 名 (名称)	
業 種 名		屋 号		加 入 団 体 名	電 話 番 号	

令和 年 月 日 (自 〇〇 月 〇〇 日 至 〇〇 月 〇〇 日)

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入		経 費	
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㊟	
家事消費 ②		通 信 費 ㊱	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㊲	
計 (①+②+③) ④		接待交際費 ㊳	
期首商品(製品)棚卸高 ⑤		損害保険料 ㊴	
仕入金額(製品製造原価) ⑥		修 繕 費 ㊵	
小 計(⑤+⑥) ⑦		消 耗 品 費 ㊶	
期末商品(製品)棚卸高 ⑧		福利厚生費 ㊷	
差引原価(⑦-⑧) ⑨		の ⑸	
差 引 金 額(④-⑨) ⑩		の ⑹	
給 料 賃 金 ⑪		経 費 ⑺	
外 注 工 賃 ⑫		の ⑻	
減 価 償 却 費 ⑬		費 ⑼	
貸 倒 金 ⑭		雑 費 ㊸	
地 代 家 賃 ⑮		小 計 (㊸～㊻までの計) ⑰	
利 子 割 引 料 ⑯		経 費 計 (⑪～⑯までの計+⑰) ⑱	
租 税 公 課 ㊿		専従者控除前の所得金額 (⑱-⑳) ㉑	
荷 造 運 賃 ㊾		専 従 者 控 除 ㉒	
水道光熱費 ㊿		所 得 金 額 (㉑-㉒) ㉓	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)	従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数		⑪	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	本 年 中 の 報 酬 等 の 金 額	左 の うち 必要 経 費 算 入 額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年 齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

整理番号

○売上(収入)金額の明細

売 上 先 名	所 在 地	売 上 (収 入) 金 額
		円
上 記 以 外 の 売 上 先 の 計		
右記①のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ①

○仕入金額の明細

仕 入 先 名	所 在 地	仕 入 金 額
		円
上 記 以 外 の 仕 入 先 の 計		
右記⑥のうち 軽減税率対象	うち	円 計 ⑥

○減価償却費の計算

減価償却資産 の 名 称 等 (繰延資産を含む)	面 積 又 は 数 量	取 得 年 月	① 取 得 価 額 (償却保証額)	② 償 却 の 基 礎 に なる 金 額	償 却 方 法	耐 用 年 数	③ 償 却 率 又 は 改定償却率	④ 本 年 中 の 償 却 期 間	⑤ 本 年 分 の 普 通 償 却 費 (③×④×⑤)	⑥ 特 別 償 却 費	⑦ 本 年 分 の 償 却 費 合 計 (⑤ + ⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘 要
		年 月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑬		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	賃 借 物 件	本 年 中 の 賃 借 料 ・ 権 利 金 等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円 権更 賃	円
		円 権更 賃	

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	期 末 現 在 の 借 入 金 等 の 金 額	本 年 中 の 利 子 割 引 料	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額
	円	円	円

◎本年中における特殊事情

○この用紙は
控
用
です。
申告には、必ず
提出用
を使
っ
て
く
だ
さ
い。

令和 0 年分収支内訳書（農業所得用）

あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名 称)
フリガナ氏 名	電 話 番 号		電 話 番 号

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

提出用
(令和二年分以降用)

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

整理番号

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
販 売 金 額 ①		修 繕 費 ⑪	
家 事 消 費 金 額 ②		動 力 光 熱 費 ⑫	
事 業 消 費 金 額 ③		作 業 用 衣 料 費 ⑬	
雑 収 入 ④		農 業 共 済 掛 金 ⑭	
小 計 (①+②+③) ⑤		荷 造 運 賃 手 数 料 ⑮	
農 産 物 の 期 首 ⑥		土 地 改 良 費 ⑯	
棚 卸 高 期 末 ⑦		⑰	
計 (④-⑤+⑥) ⑧		⑱	
雇 人 費 ⑨		⑲	
小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑩		⑳	
減 価 償 却 費 ⑪		㉑	
貸 倒 金 ⑫		雑 費 ㉒	
利 子 割 引 料 ⑬		農 産 物 期 首 ㉓	
租 税 公 課 ⑭		以 外 の 期 末 ㉔	
種 苗 費 ⑮		棚 卸 高 ㉕	
素 畜 費 ⑯		経 費 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ㉖	
他 ⑰		小 計 (⑭-⑯までの計+㉖) ⑳	
の ⑱		経 費 計 (⑧-⑬までの計+㉑) ㉒	
他 ㉓		専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (⑱-⑲) ㉔	
の ㉕		専 従 者 控 除 ㉕	
費 ㉖		所 得 金 額 (㉔-㉕) ㉖	
農 具 費 ㉗		㉗のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額 ㉘	
農 薬 費 ㉙			
衛 生 費 ㉚			
諸 材 料 費 ㉛			

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日 数	現 金 物	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
	延 日	円	円	円
その他 (人 分)				
計			⑧	

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 ・ 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年 齢)	続 柄	従 事 数 月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

【税務署整理欄】

㉙

○収入金額の明細

令和二年分以降用	農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高				農産物等の種類品名等	作付面積 (飼育頭羽数)	販売金額	家事消費金額	農産物の棚卸高				
					期首		期末						期首		期末		
					数量	金額	数量	金額					数量	金額	数量	金額	
					kg	円	kg	円					kg	円	kg	円	
田		a	円	円	kg	円	kg	円	特殊施設		m	円	円	kg	円	kg	円
										⑧小計							
										農産物計 (A + ⑧)	耕作面積 a					⑤	
畑									畜産物その他		頭羽			雑収入の内訳	区分		金額
																	円
										⑨小計							
	④小計								合計 (A + ⑧ + ⑨)		①	②			合計	③	

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の 償却期	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑧)	⑥ 特別 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等 の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	育成費用の明細				④ 本年中に成 熟したものの 取得価額	⑤ 翌年への 繰越額 (①+④-③)	⑥、⑦、⑧の 欄の金額の 計算法	◎本年における特殊事情
			② 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	③ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	④ 小計 (②+③)	⑤ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額				
		円	円	円	円	円	円	円		
計					⑦					

令和 0 年分収支内訳書（農業所得用）

（あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

控
用

記帳と帳簿書類の保存義務について

事業所得（農業所得）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。

○ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。

○ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名称)
フリガナ氏 名	電 話 番 号		電 話 番 号

令和 年 月 日 (白 月 日 至 月 日)

整理番号

○申告には、必ず提出用を使ってください。

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入		経 費	
販 売 金 額 ①		修 繕 費 ⑪	
家 事 消 費 金 額 ②		動 力 光 熱 費 ⑫	
雑 収 入 ③		作 業 用 衣 料 費 ⑬	
小 計 (①+②+③) ④		農 業 共 済 掛 金 ⑭	
農 産 物 の 期 首 ⑤		荷 造 運 賃 手 数 料 ⑮	
棚 卸 高 期 末 ⑥		土 地 改 良 費 ⑯	
計 (④-⑤+⑥) ⑦		⑰	
雇 人 費 ⑧		⑱	
小 作 料 ・ 賃 借 料 ⑨		⑲	
減 価 償 却 費 ⑩		⑳	
貸 倒 金 ⑪		雑 費 ㉑	
利 子 割 引 料 ⑫		農 産 物 期 首 ㉒	
租 税 公 課 ㉓		棚 卸 高 期 末 ㉔	
種 苗 費 ㉕		経 費 差 引 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用 ㉕	
素 畜 費 ㉖		小 計 (㉓-㉕までの計) ㉖	
肥 料 費 ㉗		経 費 計 (㉓-㉕までの計+㉖) ㉗	
飼 料 費 ㉘		専 従 者 控 除 前 の 所 得 金 額 (㉗-㉔) ㉘	
農 具 費 ㉙		専 従 者 控 除 ㉙	
農 薬 費 ㉚		所 得 金 額 (㉘-㉙) ㉚	
諸 材 料 費 ㉛		㉚のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日 数	現 金 物	合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
	延 日	円	円	円
その他 (人 分)				
計			⑧	

○小作料・賃借料の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	小 作 料 、 賃 借 料 等 の 別	面 積 ・ 数 量	支 払 額
		a・kg	円

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 数 月
(歳)		
(歳)		
(歳)		
(歳)		
延べ従事月数		

整理番号

○収入金額の明細

農産物等の 種類品名等		作付面積 (飼育 頭羽数)	販売金額	家事消費 金額	農産物の棚卸高				農産物等の 種類品名等		作付面積 (飼育 頭羽数)	販売金額	家事消費 金額	農産物の棚卸高				
					期首		期末							期首		期末		
					数	量	金	額						数	量	金	額	数
田		a	円	円	kg	円	kg	円	特殊施設		m ²	円	円	kg	円	kg	円	
										⑤小計								
										農産物計 (A + ⑤)	耕作面積 a					⑤		⑥
畑									畜産物その他		頭羽			雑収入の内訳	区分		金額	
																		円
										③小計								
④小計									合計 (A + ⑤ + ③)			①	②		合計	③		

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の 償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑧)	⑥ 特別 償却 費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12				⑩			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

◎本年における特殊事情

果樹・牛馬等 の名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額	育成費用の明細				④ 本年中に成 熟したものの 取得価額	⑤ 翌年への 繰越額 (①+④-③)	⑥、⑦、⑧の 欄の金額の 計算法	
			② 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	③ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	④ 小計 (②+③)	⑤ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額				
		円	円	円	円	円	円	円		
計					⑦					

○この用紙は
控
用
です。申告には、必ず
提出用
を使
つ
て
く
だ
さ
い。

令和 0 年分収支内訳書 (不動産所得用)

(あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

(令和二年分以降用)

令和 年 月 日
(自 月 日 至 月 日)

科 目		金 額 (円)			
収 入 金 額	賃 貸 料	①			
	礼金・権利金料	②			
	その他の名義書換料	③			
	小 計 (②+③)	④			
	計 (①+④)	⑤			
経 費	給 料 賃 金	⑥			
	減 価 償 却 費	⑦			
	貸 倒 金	⑧			
	地 代 家 賃	⑨			
	借 入 金 利 子	⑩			
	租 税 公 課	㊀			
	損 害 保 険 料	㊁			
	修 繕 費	㊂			
		㊃			
	雑 費	㊄			
	小 計 (㊀~㊄までの計)	㊅			
	経 費 計 (⑥~㊅までの計+㊅)	㊆			
	専従者控除前の所得金額 (⑤-㊆)	㊇			
	専 従 者 控 除	㊈			
	所 得 金 額 (㊇-㊈)	㊉			
	土地等取得のために要した負債の利子の額				

住 所	フリガナ氏 名	依 頼 税 理 士 等	事務所所在地
職 業	電 話 番 号		氏 名 (名称)
			電 話 番 号

整理番号

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

貸 家 賃 地 等 の 別	用 途 (住宅用、住宅用以外等の別)	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約 期 間	貸 面 付 積 防メートル	本 年 中 の 収 入 金 額				保 証 金 敷 金 (期末残高)
						賃 貸 料		礼 金 利 金 料	名 義 書 換 料 そ の 他	
						月 額	年 額			
				自 年 月		円	円	円	円	円
				自 .				円		
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
				自 .						
計				自 至			①	②	③	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)		従 事 月 数	給 料 賃 金 与 合 計	所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
		月	円	円
(歳)				
その他 (人分)				
計	延べ従事月数		⑥	

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
		延べ従事月数

【税務署整理欄】

○減価償却費の計算

令和二年分以降用

減価償却資産 の 名 称 等 (繰延資産を含む)	面 積 又 は 数 量	取 得 年 月	① 取 得 価 額 (償却保証額)	② 償 却 の 基 礎 に な る 金 額	償 却 方 法	耐 用 年 数	③ 償 却 率 又 は 改定償却率	④ 本 年 中 の 償 却 期 間	⑤ 本 年 分 の 普 通 償 却 費 (③×④×⑥)	⑥ 割 増 (特別) 償 却 費	⑦ 本 年 分 の 償 却 費 合 計 (⑤ + ⑥)	⑧ 貸 付 割 合	⑨ 本 年 分 の 必 要 経 費 算 入 額 (⑦ × ⑧)	⑩ 未 償 却 残 高 (期末残高)	摘 要
		年 月 ・	円 ()	円		年		12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑦		

（注）平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の借入金利子 円	左のうち必要経費算入額 円

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日 支払金額	左のうち必要経費算入額 円
		・・ 円	
		・・ 円	
		・・ 円	

○貸付不動産の保有状況（空家（空室）、空地を含めて記入してください。）

用途・種類等			数量	用途・種類等			数量	用途・種類等			数量
住宅用	建物	一戸建	棟	住宅用以外 （事務所・店舗等）	建物	一戸建	棟	駐車場	屋根付		台
		一戸建以外	室			一戸建以外	室				
	土地	契約件数	件	土地		契約件数	件		青空		
		総面積	m			総面積	m				

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況（借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。）

控
用

記帳と帳簿書類の保存義務について

- 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
- 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
 - 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。

令和 年 月 日

(自 月 日 至 月 日)

○申告には、必ず
提出用
を使ってください。

科 目		金 額 (円)					
収 入 金 額	賃 貸 料	①					
	礼金・権利金料	②					
	その他の名義書換料	③					
	小 計 (②+③)	④					
	計 (①+④)	⑤					
経 費	給 料 賃 金	⑥					
	減 価 償 却 費	⑦					
	貸 倒 金	⑧					
	地 代 家 賃	⑨					
	借 入 金 利 子	⑩					
	租 税 公 課	㊀					
	損 害 保 険 料	㊁					
	修 繕 費	㊂					
		㊃					
	雑 費	㊄					
	小 計 (㊀～㊄までの計)	㊅					
	経 費 計 (⑥～㊅までの計+㊅)	㊆					
専従者控除前の所得金額 (⑤-⑫)		⑬					
専 従 者 控 除		⑭					
所 得 金 額 (⑬-⑭)		⑮					
土地等を取得するために要した負債の利子の額							

令和 00 年分収支内訳書 (不動産所得用)

(あなたの本年分の不動産所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

住 所	フリガナ氏 名	依 頼 税 理 士 等	事務所所在地
職 業	電 話 番 号	氏 名 (名称)	電 話 番 号

整理番号 000000

○不動産所得の収入の内訳 (書ききれないときは、適宜の用紙に書いて内訳書に添付してください。)

貸 家 賃 地 等 の 別	用 途 (住宅用、 住宅用以 外等の別)	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約 期 間	貸 面 積	本 年 中 の 収 入 金 額				保 証 金 敷 金 (期末残高)
						賃 賃 料		礼 金 利 新 金 料	名義書換料 そ の 他	
						月 額	年 額			
				自 年 月	〒メートル	円	円	円	円	円
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
				自 .				円		
計						①		②	③	

○給料賃金の内訳

氏 名 (年齢)		従事月数	給 料 賃 金 与 賞	合 計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
(歳)		月	円	円	円
その他 (人分)					
計	延べ従事月数		⑥		

○事業専従者の氏名等

氏 名 (年齢)	続 柄	従 事 月 数
(歳)		月
(歳)		
延べ従事月数		

整理番号

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月	①取得価額 (償却保証額) 円	②償却の基礎 になる金額 円	償却方法	耐用年数	③償却率 又は 改定償却率	④本年中の償却期間 月	⑤本年分の普通償却費 (③×④×⑥) 円	⑦割増(特別) 償却費 円	⑧本年分の償却費合計 (⑤+⑦) 円	⑨貸付割合 %	⑩本年分の必要経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	()			年		12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑦		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の借入金金利子 円	左のうち必要経費算入額 円

○修繕費の内訳

支払先の住所・氏名	工事名又は 資材の品名	支払年月日 支払金額	左のうち必要経費算入額 円
		・・ 円	
		・・ 円	
		・・ 円	

○貸付不動産の保有状況 (空家 (空室)、空地を含めて記入してください。)

用途・種類等			数量	用途・種類等			数量	用途・種類等			数量
住宅用	建物	一戸建	棟	住宅用以外 (事務所 店舗等)	建物	一戸建	棟	駐車場	屋根付		台
		一戸建以外	室			一戸建以外	室				
	土地	契約件数	件	土地		契約件数	件		青空		
		総面積	m			総面積	m				

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況 (借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

○この用紙は
控
用
です。
申告には、必ず
提出用
を使
っ
て
く
だ
さ
い。

令和 0 年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所			フリガナ氏 名			依頼 税理士等	事務所所在地		
事業所所在地			電話番号 (自 宅) (事業所)				氏 名 (名称)		
業 種 名		屋 号		加 入 団体名			電 話 号		

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)整理番号

提出用

(令和二年分以降用)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
売上 原価	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	 	経	消耗品費 ⑰	 	各種 引当金・繰 入額等	貸倒引当金 ⑳	
	期首商品棚卸高 ②	 		減価償却費 ㉑	 			
	仕入金額(製品製造原価) ③	 		福利厚生費 ㉒	 			
	小 計 (②+③) ④	 		給料賃金 ㉓	 		計	
	期末商品棚卸高 ⑤	 		外注工賃 ㉔	 		専従者給与 ㉕	
	差引原価 (④-⑤) ⑥	 		利子割引料 ㉕	 		貸倒引当金 ㉖	
差 引 金 額 (①-⑥) ⑦	 	地代家賃 ㉗	 		 			
経 費	租 税 公 課 ⑧	 	費	貸 倒 金 ⑳	 	青色申告特別控除前の所得金額 (㉓+㉔-㉕) ㉖	 	
	荷 造 運 賃 ⑨	 			 	青色申告特別控除額 ㉗	 	
	水 道 光 熱 費 ⑩	 			 	所 得 金 額 (㉖-㉗) ㉘	 	
	旅 費 交 通 費 ⑪	 			 			
	通 信 費 ⑫	 			 			
	広 告 宣 伝 費 ⑬	 		雑 費 ㉙	 			
	接 待 交 際 費 ⑭	 		計 ㉚	 			
	損 害 保 険 料 ⑮	 		差 引 金 額 ㉛	 			
	修 繕 費 ⑯	 		(⑦-㉚) ㉜	 			

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

㉑	 	㉕	
㉒	 	㉖	
㉓	 	㉗	
㉔	 	㉘	

フリ ガナ
氏 名

氏 名

整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

提出用

(令和二年分以降用)

月	売上(収入)金額					仕入金額				
1	円					円				
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
家事消費等										
雑収入										
計										
うち軽減税率対象	円					円				

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

		金	額
個別評価による本年分繰入額 (「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑤欄の金額を書いてください。)		①	円
一括評価に よる本年分 繰入額	年末における一括評価による貸倒引当 金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②	
	本年分繰入限度額 (②×5.5% (金融業は3.3%))	③	
	本年分繰入額	④	
本年分の貸倒引当金繰入額 (① + ④)		⑤	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○給料賃金の内訳

氏 名		年 齢	従事 月数	支 給 額			所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
				給 料 賃 金	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	
その他 (人分)							
計	延べ従 事月数						

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	
計	延べ従 事月数						

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

		金 額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）		⑥（赤字のときは0）
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の③欄の金額を書いてください。）		⑦（赤字のときは0）
65万円又は55万円の 青色申告特別控 除を受ける場合	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる 青色申告特別控除額です。）	⑧
	青 色 申 告 特 別 控 除 額（「65万円又は55万円－⑧」と⑦の いずれか少ない方の金額）	⑨
上 記 以 外 の 場 合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる 青色申告特別控除額です。）	⑧
	青 色 申 告 特 別 控 除 額（「10万円－⑧」と⑦の いずれか少ない方の金額）	⑨

○減価償却費の計算

(令和二年分以降用)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑦ 割増(特別) 償却費	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑦)	⑨ 事業専 用割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨)	⑪ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12							

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

◎本年中における特殊事情

貸 借 対 照 表 (資 産 負 債 調)

(令和 年 月 日現在)

製造原価の計算

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

（令和二年分以降用）

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期 首)	月 日 (期 末)	科 目	月 日 (期 首)	月 日 (期 末)
現 金	円	円	支 払 手 形	円	円
当 座 預 金			買 掛 金		
定 期 預 金			借 入 金		
そ の 他 の 預 金			未 払 金		
受 取 手 形			前 受 金		
売 掛 金			預 り 金		
有 価 証 券					
棚 卸 資 産					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建 物 附 属 設 備					
機 械 装 置					
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金		
工 具 器 具 備 品					
土 地					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青色申告特別控除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

科 目			金 額
原 材 料 費	期首原材料棚卸高	①	円
	原 材 料 仕 入 高	②	
	小 計 (①+②)	③	
	期末原材料棚卸高	④	
	差引原材料費 (③-④)	⑤	
労 務 費		⑥	
そ の 他 の 製 造 経 費	外 注 工 賃	⑦	
	電 力 費	⑧	
	水 道 光 熱 費	⑨	
	修 繕 費	⑩	
	減 価 償 却 費	⑪	
		⑫	
		⑬	
		⑭	
		⑮	
		⑯	
		⑰	
		⑱	
	雑 費	⑳	
	計	㉑	
総 製 造 費 (⑤+⑥+㉑)		㉒	
期首半製品・仕掛品棚卸高		㉓	
小 計 (㉒+㉓)		㉔	
期末半製品・仕掛品棚卸高		㉕	
製品製造原価 (㉔-㉕)		㉖	

(注) ②⑥欄の金額は、1 ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

令和 〇〇 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住 所				フリガナ氏 名				依頼者事務所所在地			
事業所所在地				電話番号	(自 宅) (事業所)			氏 名 (名称)			
業 種 名		屋 号		加入団体名				電 話 番 号			

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

整理番号

控 用

〇申告には、必ず提出用

を使ってください。

科 目		金 額 (円)		科 目	金 額 (円)		科 目		金 額 (円)				
売上(収入)金額 (雑収入を含む)		①			繰上原価		繰戻額等 各種引当金・準備金等		繰戻額等				
売上原価	期首商品(製品)棚卸高	②		経費	消耗品費	⑬		繰戻額等 各種引当金・準備金等	貸倒引当金	⑭			
	仕入金額(製品製造原価)	③			減価償却費	⑮							
	小 計 (②+③)	④			福利厚生費	⑯							
	期末商品(製品)棚卸高	⑤			給料賃金	⑰							
	差引原価 (④-⑤)	⑥			外注工賃	⑱							
	差 引 金 額 (①-⑥)	⑦			利子割引料	⑲							
経費	租 税 公 課	⑧			地 代 家 賃	⑳					専 従 者 給 与	㉑	
	荷 造 運 賃	⑨			貸 倒 金	㉒					貸 倒 引 当 金	㉒	
	水 道 光 熱 費	⑩				㉓						㉓	
	旅 費 交 通 費	⑪				㉔						㉔	
	通 信 費	⑫		費		㉕				㉕			
	広 告 宣 伝 費	⑬				㉖					㉖		
	接 待 交 際 費	⑭				㉗					㉗		
	損 害 保 険 料	⑮			雑 費	㉘					㉘		
	修 繕 費	⑯			計	㉙					㉙		
					差 引 金 額 (⑦-⑳)	㉚						㉚	
								●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。					

令和 〇〇 年分

フリガナ
氏 名

整理番号

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

控
用

月	売 上 (収 入) 金 額	仕 入 金 額
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等		
雑収入		
計		
うち軽減税率対象	うち円	うち円

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。）

		金 額
個別評価による本年分繰入額 （「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑬欄の金額を書いてください。）		円
一括評価による本年分繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
	本年分繰入限度額 （②×5.5％（金融業は3.3％））	③
	本年分繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額 （①＋④）		⑤

（注） 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増（特別）償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○給料賃金の内訳

氏 名	年齢	従事月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
			給料賃金	賞 与	合 計	
	歳	月	円	円	円	円
その他（ 人分）						
計	延べ従事月数					

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計	延べ従事月数						

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

			金 額
本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）			⑥（赤字のときは0）円
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の⑬欄の金額を書いてください。）			⑦（赤字のときは0）
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
	青 色 申 告 特 別 控 除 額（「65万円又は55万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	
上記以外の場合	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
	青 色 申 告 特 別 控 除 額（「10万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間	⑤ 本年 分の普通 償却費 (③×④×⑧)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年 分の償却 費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年 分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12							

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額 円	本年中の 利子割引料 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更 賃	
		権更 賃	

◎本年中における特殊事情

○この用紙は
控用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

貸 借 対 照 表 (資 産 負 債 調)

(令和 年 月 日現在)

製造原価の計算

(原価計算を行っていない人は、記入する必要はありません。)

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期 首)	月 日 (期 末)	科 目	月 日 (期 首)	月 日 (期 末)
現 金	円	円	支 払 手 形	円	円
当 座 預 金			買 掛 金		
定 期 預 金			借 入 金		
そ の 他 の 預 金			未 払 金		
受 取 手 形			前 受 金		
売 掛 金			預 り 金		
有 価 証 券					
棚 卸 資 産					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建 物 附 属 設 備					
機 械 装 置					
車 両 運 搬 具			貸 倒 引 当 金		
工 具 器 具 備 品					
土 地					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

科 目			金 額
原 材 料 費	期首原材料棚卸高	①	円
	原 材 料 仕 入 高	②	
	小 計 (①+②)	③	
	期末原材料棚卸高	④	
	差引原材料費 (③-④)	⑤	
労 務 費		⑥	
そ の 他 の 製 造 経 費	外 注 工 賃	⑦	
	電 力 費	⑧	
	水 道 光 熱 費	⑨	
	修 繕 費	⑩	
	減 価 償 却 費	⑪	
		⑫	
		⑬	
		⑭	
		⑮	
		⑯	
		⑰	
		⑱	
	雑 費	⑳	
	計	㉑	
	総 製 造 費 (⑤+⑥+㉑)		㉒
期首半製品・仕掛品棚卸高		㉓	
小 計 (㉒+㉓)		㉔	
期末半製品・仕掛品棚卸高		㉕	
製品製造原価 (㉔-㉕)		㉖	

(注) ②⑥欄の金額は、1 ページの「損益計算書」の③欄に移記してください。

控
用

令和 00 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所		フリガナ氏 名		依頼税理士等	事務所所在地	
職 業		電 話 番 号		氏 名 (名称)		
				電 話 番 号		

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

整理番号

提出用
(令和二年分以降用)

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収入金額	賃 貸 料 ①			必要経費		⑬	
	礼金・権利金料 ②					⑭	
		③				⑮	
	計 ④					⑯	
必要経費	租 税 公 課 ⑤			その他経費	そ の 他 の 経 費 ⑰		
	損 害 保 険 料 ⑥				計 ⑱		
必要経費	修 繕 費 ⑦			差 引 金 額 (④－⑱)		⑲	
	減 価 償 却 費 ⑧			専 従 者 給 与 ⑳		㉔	
	借 入 金 利 子 ⑨			青色申告特別控除前の所得金額 (⑲－㉔)		㉕	
	地 代 家 賃 ⑩			青色申告特別控除額 (⑥5万円又は⑥5万円又は⑥10万円と㉕のいずれか少ない方の金額)		㉖	
	給 料 賃 金 ⑪			所 得 金 額 (㉕－㉖)		㉗	
		⑫		土地等取得のために要した負債の利子の額			

●下の欄には、書かないでください。

99

A

〔青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。〕

〔㉖欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうちに土地等取得のために要した負債の利子の額がある人は、その負債の利子の額を書いてください。〕

年分

F A 3 2 2 5

フリ ガナ
氏 名

--	--	--	--	--	--	--	--

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて決算書に添付してください。）

提出用

(令和二年分以降用)

[illegible]

○給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給額			特別復興税及び所得稅の源泉徴収稅額
			給料賃金	賞与	合計	
	歳	月	円	円	円	円
計	延べ従事月数					

○専従者給与の内訳

[illegible]

○減価償却費の計算

(令和二年分以降用)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間 月	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥) 円	⑥ 割増(特別) 償却費 円	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑥) 円	⑧ 貸付 割合 %	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧) 円	⑩ 未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	()			年		12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12							

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借 料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
	権更		
	賃		
	権更		
	賃		

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額 円	本年中の 借入金利子 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

貸借対照表

(資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

●65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

(令和二年分以降用)

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	借 入 金	円	円
普 通 預 金			未 払 金		
定 期 預 金			保証金・敷金		
その他の預金					
受 取 手 形					
未 収 賃 貸 料					
未 収 金					
有 価 証 券					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建物附属設備					
構 築 物					
船 舶					
工具 器具 備品					
土 地					
借 地 権					
公共施設負担金					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青色申告特別控除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注)「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

令和

--	--

 年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

住 所		フリガナ 氏 名		依 頼 税 理 士 等	事務所 所在地	
職 業		電 番 話 号			氏 名 (名称)	
					電 番 話 号	

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日至 月 日)

整理 番号						
----------	--	--	--	--	--	--

科 目		金 額 (円)	
収入金額	賃 貸 料 ①		
	礼 金 ・ 権 利 金 料 ②		
	計 ④		
必 要 費	租 税 公 課 ⑤		
	損 害 保 険 料 ⑥		
経 費	修 繕 費 ⑦		
	減 価 償 却 費 ⑧		
	借 入 金 利 子 ⑨		
	地 代 家 賃 ⑩		
	給 料 賃 金 ⑪		
		⑫	
		必 要 経 費	
		そ の 他 の 経 費 ⑬	
		計 ⑭	
		差 引 金 額 (④－⑭)	⑮
		専 従 者 給 与 ⑯	
		青色申告特別控除前の所得金額 (⑮－⑯)	⑰
		青 色 申 告 特 別 控 除 額 (65万円又は55万円又は10万円と⑳のいずれか少ない方の金額) ㉑	㉒
		所 得 金 額 (㉑－㉒)	㉓
		土地等取得のために要した負債の利子の額	

○申告には、必ず提出用を使ってください。

← 青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

②③ 欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうち土地等の取得する人は、その負債の利子の額を記入してください。

令和 〇〇 年分

フリガナ
氏 名

整理番号

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて決算書に添付してください。）

控
用

貸家 貸地 等の別	用途 〔住宅用、 住宅用以外等の別〕	不動産の所在地	賃借人の住所・氏名	賃貸契約 期 間	貸付面積	本 年 中 の 収 入 金 額					保 証 金 敷 金 （期末残高）
						賃 貸 料		礼 権 更 新 金 金 料	名義書換料		
						月 額	年 額		そ の 他		
				自 年 月 至 . .	平方メートル	円	円	円	円	円	
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
				自 . 至 .							
計											

○給料賃金の内訳

氏 名	年 齢	従月 事数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
			給 料 賃 金	賞 与	合 計	
	歳	月	円	円	円	円
計	延べ従 事月数					

○専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従月 事数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳		円	円	円	

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間 月	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥) 円	⑦ 割増(特別) 償却費 円	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑤+⑦) 円	⑨ 貸付 割合 %	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪ 未償却残高 (期末残高) 円	摘要
		年・月	()			年		12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12							

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借 料・権利金等 円	左の賃借料のうち 必要経費算入額 円
		権更	
		賃	
		権更	
		賃	

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額 円	本年中の 借入金利子 円	左のうち必要 経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額 円	左のうち必要 経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○この用紙は
控用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

貸借対照表 (資産負債調)

(令和 年 月 日現在)

◎本年中における特殊事情・保証金等の運用状況(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。)

控
用

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	円	円	借 入 金	円	円
普 通 預 金			未 払 金		
定 期 預 金			保証金・敷金		
その他の預金					
受 取 手 形					
未 収 賃 貸 料					
未 収 金					
有 価 証 券					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物					
建物附属設備					
構 築 物					
船 舶					
工具 器具 備品					
土 地					
借 地 権					
公共施設負担金					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青色申告特別控除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

令和 0 年分所得税青色申告決算書 (現金主義用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日

収 支 計 算 書
(自 月 日 至 月 日)

整理番号

提出用
(令和二年分以降用)

科 目		金 額 (円)
収入金額	売上 ①	
	家事消費等 ②	
	雑収入 ③	
	計 ④	
必要経費	仕入 ⑤	
	給料賃金 ⑥	
	利子割引料 ⑦	
	地代家賃 ⑧	
	減価償却費 ⑨	
	⑩	
費用	その他の経費 ⑪	
	計 ⑫	
差引金額 (④ - ⑫)		⑬
専従者給与等	専従者給与 ⑭	
	⑮	
	計 ⑯	
青色申告特別控除前の所得金額 (⑬ - ⑯)		⑰
青色申告特別控除額 ⑱		
所得金額 (⑰ - ⑱)		⑲

住 所		フリガナ氏 名		依頼事務所所在地	
事業所所在地		電 話 番 号 (自 宅) (事業所)		氏 名 (名称)	
業 種 名	屋 号	加 入 団 体 名		電 話 番 号	

○青色申告特別控除額の計算

		金 額
本年分の不動産所得の金額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	㉔	(赤字のときは0) 円
10万円と㉔のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)	㉕	
青色申告特別控除前の所得金額 (「収支計算書」の⑰欄の金額を書いてください。)	㉖	(赤字のときは0)
青 色 申 告 特 別 控 除 額 (「10万円-㉕」と㉖のいずれか少ない方の金額)	㉗	

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢 歳	従事月数 月	本 年 中 に 支 給 し た 金 額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
				給 料 円	賞 与 円	合 計 円	
計		延べ従事月数					

○給料賃金の内訳

氏 名	年齢 歳	従事月数 月	本 年 中 に 支 給 し た 金 額			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 円
			給料賃金 円	賞 与 円	合 計 円	
その他 (人分)						
計		延べ従事月数				

●下の欄には、書かないでください。

㉙		㉛		㉝	
㉚		㉜		㉞	

○減価償却費の計算

(令和二年分以降用)

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率 %	④ 本年 中の償却 期間 月	⑤ 本年 分の 普通償却費 (③×④×⑥) 円	⑦ 割増(特別) 償却費 円	⑧ 本年 分の 償却費合計 (⑤+⑦) 円	⑨ 事業専 用割合 %	⑩ 本年 分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪ 未償却残高 (年末残高) 円	摘要
		年・月	()	円		年		12	円	円	円		円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12							

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ③欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	年末現在の借入金等の金額 円	本年中に支出した利子割引料 円	左のうち必要経費算入額 円

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中に支出した報酬等の金額 円	左のうち必要経費算入額 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中に支出した賃借料・権利金等 円	左の賃借料のうち必要経費算入額 円
		権更	
		賃	
		権更	
		賃	

◎本年中における特殊事情

令和 〇〇 年分所得税青色申告決算書（現金主義用）

住 所				フリガナ氏 名				依頼税理士等	事務所所在地			
事業所所在地				電話番号	(自 宅) (事業所)				氏 名 (名称)			
業 種 名		屋 号		加 入 団 体 名					電 話 号			

令和 年 月 日

収 支 計 算 書
(自 月 日 至 月 日)

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

控 用

〇申告には、必ず提出用

を使ってください。

科 目		金 額 (円)									
収入金額	売 上 ①										
	家 事 消 費 等 ②										
	雑 収 入 ③										
	計 ④										
必要経費	仕 入 ⑤										
	給 料 賃 金 ⑥										
	利 子 割 引 料 ⑦										
	地 代 家 賃 ⑧										
	減 価 償 却 費 ⑨										
	⑩										
	そ の 他 の 経 費 ⑪										
	計 ⑫										
	差 引 金 額 (④－⑫) ⑬										
専従者給与等	専 従 者 給 与 ⑭										
	⑮										
	計 ⑯										
	青色申告特別控除前の所得金額 (⑬－⑯) ⑰										
	青 色 申 告 特 別 控 除 額 ⑱										
	所 得 金 額 (⑰－⑱) ⑲										

〇青色申告特別控除額の計算

								金 額	
本 年 分 の 不 動 産 所 得 の 金 額 (青色申告特別控除額を差し引く前の金額)								⑳	(赤字のときは0) 円
10万円と㉑のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。)								㉑	
青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (「収支計算書」の⑩欄の金額を書いてください。)								㉒	(赤字のときは0)
青 色 申 告 特 別 控 除 額 (「10万円－㉑」と㉒のいずれか少ない方の金額)								㉓	

〇専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢 歳	従事 月数 月	本 年 中 に 支 給 し た 金 額			所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額 円
				給 料 円	賞 与 円	合 計 円	
計		延べ従事月数					

〇給料賃金の内訳

氏 名	年齢 歳	従事 月数 月	本 年 中 に 支 給 し た 金 額			所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額 円
			給 料 賃 金 円	賞 与 円	合 計 円	
その他 (人分)						
計	延べ従事月数					

○減価償却費の計算

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年 中の償却 期間	⑤ 本年 分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年 分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (年末残高)	摘要
		年・月	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12							

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ③欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳（金融機関を除く）

支払先の住所・氏名	年末現在の借入金等の金額	本年中に支出した利子割引料	左のうち必要経費算入額
	円	円	円

○地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中に支出した賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
		権更 賃 円	円
		権更 賃 円	

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中に支出した報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

◎本年中における特殊事情

○この用紙は
控用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

令和 0 年分所得税青色申告決算書 (農業所得用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住 所	業 種 名	依 頼 税 理 士 等	事 務 所 所 在 地
	農 園 名		氏 名 (名 称)
フリガナ氏 名	電 話 番 号		電 話 番 号

整理番号	
------	--

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

提出用
(令和二年分以降用)

科 目			金 額 (円)			科 目			金 額 (円)			科 目			金 額 (円)		
収 入	販 売 金 額	①				経 費	作 業 用 衣 料 費	⑮				差 引 金 額					
	家 事 消 費 金 額	②					農 業 共 済 掛 金	⑯					(⑦ - ⑮)	⑳			
	雑 収 入	③					減 価 償 却 費	㉑					貸 倒 引 当 金	㉒			
	小 計 (① + ② + ③)	④					荷 造 運 賃 手 数 料	㉓						㉔			
	農 産 物 の 棚 卸 高	⑤					雇 人 費	㉕				各 種 引 当 金 ・ 繰 入 額 等	計	㉖			
金 額	期 首	⑥				費	利 子 割 引 料	㉗					専 従 者 給 与	㉘			
	期 末	⑦					地 代 ・ 賃 借 料	㉙					貸 倒 引 当 金	㉚			
	計	⑧					土 地 改 良 費	㉛						㉜			
	(④ - ⑤ + ⑧)	⑨						㉝					計	㉞			
経 費	租 税 公 課	⑩				費		㉟				所 得 金 額	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額	㊱			
	種 苗 費	⑪					雑 費	㊲					(㉞ + ㊱ - ㊲)	㊲			
	素 畜 費	⑫					小 計	㊳					青 色 申 告 特 別 控 除 額	㊳			
	肥 料 費	⑬					農 産 物 以 外 の 棚 卸 高	㊴					(㊱ - ㊳)	㊴			
	飼 料 費	⑭					期 首	㊵					㊴ の う ち 、 肉 用 牛 に つ い て 特 例 の 適 用 を 受 け る 金 額	㊵			
費	農 具 費	⑮				費	期 末	㊶				所 得 金 額	④⑧のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	㊶			
	農 薬 費	⑯					経 費 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用	㊷					●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。	㊷			
	諸 材 料 費	⑰					計 (㊳ + ㊴ - ㊵ - ㊶)	㊸					●下の欄には、書かないでください。	㊸			
	修 繕 費	⑱															
	動 力 光 熱 費	⑲															

⑨⑨						㊱		㊲			
----	--	--	--	--	--	---	--	---	--	--	--

フリ ガナ
氏 名

整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

提出用

(令和二年分以降用)

区 分		作付面積 (飼 育 頭羽数)	本 年 収 穫 量 (生産頭羽数)	農 産 物 の 高		販 売 金 額	家 事 消 費 事 業 消 費 金 額	農 産 物 の 高	
				期 首	期 末			卸 卸	金 額
畑		a	kg	kg	円	円	円	kg	円
畑	果								
	樹								
特殊施設		m							
農 産 物 計		耕作面積 a			⑤				⑥
畜産物その他		頭羽	頭羽						
合 計						①	②		

雑 収 入	区	分	金	額
	合	計	③	

⑧ 農産物以外の棚卸高の内訳（現金主義によっている人は、
現記入しないでください。）

区 分		期 首		期 末	
		数	量	数	量
未收穫農産物					
販売用動物					
種苗・餌・肥料・農薬・諸材料					
その他					
合 計			③②		③③

③ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現 金	現 物	合 計	
	延 日	円	円	円	円
その他(人分)					
計				22	

④ 専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従事 月数	支 給 額			所 得 税 及 び 復 興 特 別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	
計		延べ従 事月数				④	

(注) ①、②、③、⑤、⑥、②②、③②、③③、④①の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、②②、③②、③③、④①の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

(令和二年分以降用)

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の償却 期間	⑤ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑥)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の 償却費合計 (⑤ + ⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦ × ⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月	円	円		年		月	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑪		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	① 前年から の繰越額	育 成 費 用 の 明 細					② 本年中に成 熟したものの 取得価額	③ 翌年への 繰越額 (①+②-③)	④、⑤、⑥の欄の金額の 計 算 方 法
			⑦ 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	⑧ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	⑨ 小 計 (⑦ + ⑧)	⑩ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑪ 本年に取得 価額に加算する 金額(⑩-⑩)			
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					⑫					

⑦ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積 数	支払額
		a・kg	円

⑧ 利子割引料の内訳 (農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

⑨ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
	円	円	円

(注) ⑪、⑫の金額は、それぞれを1ページの⑪、⑫の欄に移記してください。

(令和 年 月 日現在)

(令和二年分以降用)

⑫ 青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

④ 本年中における特殊事情

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

令和 00 年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

住 所		業 種 名		依 頼 税 理 士 等	事務所所在地	
		農 園 名			氏 名 (名称)	
フリガナ氏 名		電 話 番 号			電 話 番 号	

令和 年 月 日 損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

控 用
○申告には、必ず提出用
を使ってください。

科 目			金 額 (円)			科 目			金 額 (円)			科 目			金 額 (円)		
収 入	販 売 金 額	①				経 費	作 業 用 衣 料 費	⑮				差 引 金 額 (⑦－⑳)	⑳				
	家 事 消 費 金 額	②					農 業 共 済 掛 金	⑯									
	雑 収 入	③					減 価 償 却 費	⑰					貸 倒 引 当 金	㉑			
	小 計 (①＋②＋③)	④					荷 造 運 賃 手 数 料	⑱						⑳			
	農 産 物 の 棚 卸 高	期 首	⑤					雇 人 費	㉒						㉓		
	期 末	⑥				利 子 割 引 料	㉔						㉕				
金 額	計	⑦				地 代 ・ 賃 借 料	㉖				繰 上 金 ・ 繰 入 金 等	計	㉗				
	(④－⑤＋⑥)					土 地 改 良 費	㉘					専 従 者 給 与	㉙				
							㉚					貸 倒 引 当 金	㉚				
							㉛						㉛				
							㉜						㉜				
経 費	租 税 公 課	⑧						㉝				計	㉞				
	種 苗 費	⑨						㉞				青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額 (㉞＋㉞－㉞)	㉞				
	素 畜 費	⑩						㉟				青 色 申 告 特 別 控 除 額	㉟				
	肥 料 費	⑪						㊱				所 得 金 額 (㉞－㉟)	㊱				
	飼 料 費	⑫					雑 費	㊱					㊱				
費	農 具 費	⑬					小 計	㊱				④⑧のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額 ●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告 特別控除」の項を読んでください。	㊱				
	農 薬 生 費	⑭					農 産 物 以 外 の 棚 卸 高	期 首	㊱								
	諸 材 料 費	⑮					期 末	㊱									
	修 繕 費	⑯					経 費 から 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用	㊱									
	動 力 光 熱 費	⑰					計 (㊱＋㊱－㊱－㊱)	㊱									

① 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

控
用

区 分		作付面積 (飼育) 頭羽数	本 年 収 穫 量 (生産頭羽数)	農 産 物 の 期 首 棚 卸 の 高		販 売 金 額	家 事 消 費 事 業 消 費 金 額	農 産 物 の 期 末 棚 卸 の 高	
				数 量	金 額			数 量	金 額
田		a	kg	kg	円	円	円	kg	円
畑	果 樹								
特殊施設		m							
農 産 物 計		耕作面積 a		⑤				⑥	
畜産物その他		頭羽	頭羽						
合 計					①	②			

雑 収 入	区 分		金 額	
			円	
	合 計		③	

② 農産物以外の棚卸高の内訳（現金主義によっている人は、記入しないでください。）

区 分	期 首 棚 卸 の 高		期 末 棚 卸 の 高	
	数 量	金 額	数 量	金 額
未收穫農産物		円		円
販売用動物				
種苗飼料肥料農薬諸材料				
その他				
合 計		③②		③③

③ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日 数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現 金	現 物	合 計	
	延 日	円	円	円	円
その他(人分)					
計				②②	

④ 専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従事 月数	支 給 額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給 料	賞 与	合 計	
		歳	月	円	円	円	円
計			延べ従 事月数			④①	

(注) ①、②、③、⑤、⑥、②②、③②、③③、④①の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、⑤、⑥、②②、③②、③③、④①の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得(成熟)年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③ 償却率 又は 改定償却率	④ 本年中の償却 期間	⑤ 本年分の普通償却費 (③×④×⑥)	⑥ 割増(特別) 償却費	⑦ 本年分の償却費合計 (⑤ + ⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦ × ⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
		年 月 ・	円 ()	円		年		月 12	円	円	円	%	円	円	
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
		・	()					12							
計								12					⑩		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	① 前年から の繰越額	育 成 費 用 の 明 細					② 本年中に成熟したものの 取得価額	③ 翌年への繰越額 (①+②-③)	④、⑤、⑥の欄の金額の 計 算 方 法
			① 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	② 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	③ 小 計 (① + ②)	④ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額	⑤ 本年に取得 価額に加算する 金額(②-④)			
		円	円	円	円	円	円	円	円	
計					④					

⑦ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積 量	支払額
		a・kg	円

⑧ 利子割引料の内訳 (農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年中の 利子割引料	左のうち必要 経費算入額
	円	円	円

⑨ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額	左のうち必要 経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収額
	円	円	円

(注) ⑩、④の金額は、それぞれを1ページの⑩、④の欄に移記してください。

○この用紙は
控
用
です。申告には、必ず
提出用
を使ってください。

貸借対照表（資産負債調）

(令和 年 月 日現在)

① 貸倒引当金繰入額の計算（現金主義によっている人は、記入しないでください。）

		金 額
個別評価による本年分繰入額 （「個別評価による貸倒引当金に関する明細書」の⑤欄の金額を書いてください。）		① 円
一括評価による本年分繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
	本年分繰入限度額 （② × 5.5 %）	③
	本年分繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額（①＋④）		⑤ ⑥

⑦ 青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

本年分の不動産所得の金額 （青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	⑦ (赤字のときは0)	円
青色申告特別控除前の事業所得の金額 （1 ページの「損益計算書」の⑥欄の金額を書いてください。）	⑧ (赤字のときは0)	
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑦のいずれか少ない方の金額 （不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑨
	青色申告特別控除額 （「65万円又は55万円－⑨」と⑧のいずれか少ない方の金額）	⑩ ⑪
上記以外の場合	10万円と⑦のいずれか少ない方の金額 （不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑫
	青色申告特別控除額 （「10万円－⑫」と⑧のいずれか少ない方の金額）	⑬ ⑭

⑮ 本年中における特殊事情

(注) ⑭、⑭の金額は、それぞれを1ページの⑭、⑭の欄に移記してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日(期首)	月 日(期末)	科 目	月 日(期首)	月 日(期末)
現 金	円	円	買 掛 金	円	円
普 通 預 金			借 入 金		
定 期 預 金			未 払 金		
そ の 他 の 預 金			前 受 金		
売 掛 金			預 り 金		
未 収 金					
有 価 証 券					
農 産 物 等					
未収穫農産物等					
未成熟の果樹 育成中の牛馬等					
肥料その他の貯蔵品					
前 払 金					
貸 付 金					
建 物 ・ 構 築 物			貸 倒 引 当 金		
農 機 具 等					
果 樹 ・ 牛 馬 等					
土 地					
土地改良事業 受益者負担金					
			事 業 主 借		
			元 入 金		
事 業 主 貸			青色申告特別控除 前 の 所 得 金 額		
合 計			合 計		

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】

【令和 年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この内訳書は、土地や建物の譲渡（売却）による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。）を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この内訳書や確定申告書などを作成することができます。

あなたの

現住所 (前住所)	()	フリガナ 氏名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡（売却）した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関与税理士名

(電話)

記載上の注意事項

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類（※）などは、この内訳書に添付して提出してください。
- ※ 譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類のうち、登記事項証明書については、その登記事項証明書に代えて「譲渡所得の特例の適用を受ける場合の不動産に係る不動産番号等の明細書」等を提出することもできます。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
 - 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受けない場合
……1面・2面・3面
 - 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
 - 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合
……1面・2面・3面・5面
(また、下記の 5面 に○を付してください。)
- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物（居住用）の償却率は次のとおりです。

区 分	木 造	木 骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物

「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5 面

(令和3年分以降用)

1 譲渡(売却)された土地・建物について記載してください。

(1) どの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。

所在地	所在地番
	(住居表示)

(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。

土地	☐ 宅 地 ☐ 田 ☐ 山 林 ☐ 畑 ☐ 雑種地 ☐ 借地権 ☐ その他 ()	(実測) m ² (公簿等) m ²	利 用 状 況 ☐ 自己の居住用 (居住期間) (年 月 ~ 年 月) ☐ 自己の事業用 ☐ 貸付用 ☐ 未利用 ☐ その他 ()	売 買 契 約 日 年 月 日
	建 物 ☐ 居 宅 ☐ マンション ☐ 店 舗 ☐ 事務所 ☐ その他 ()	m ²		引 き 渡 し た 日 年 月 日

○ 次の欄は、譲渡(売却)された土地・建物が共有の場合に記載してください。

あなたの持分		共 有 者 の 住 所 ・ 氏 名	共有者の持分	
土 地	建 物		土 地	建 物
		(住所) (氏名)	_____	_____
		(住所) (氏名)	_____	_____

(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。

(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。

買主	住 所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)	職 業 (業 種)	

① 譲 渡 価 額
円

【参考事項】

代 金 の	1 回 目	2 回 目	3 回 目	未 収 金
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日(予定)
受領状況	円	円	円	円

お 売 り に な っ た 理 由	☐ 買主から頼まれたため	☐ 借入金を返済するため
	☐ 他の資産を購入するため	☐ その他
	☐ 事業資金を捻出するため	()

「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記載方法

- 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上位に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
 - 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上位に「(円)×××円」と二段書きで記載してください。
 - 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には、税務署に記載方法をご確認ください。
 - 配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)」(※)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄に転記してください。
- ※ これらの様式は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。

2 譲渡（売却）された土地・建物の購入（建築）代金などについて記載してください。

(1) 譲渡（売却）された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入（建築）されましたか。

購入 建築 価額の内訳	購 入 （ 建 築 ） 先 ・ 支 払 先		購入 建築 年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
	住 所 （ 所 在 地 ）	氏 名 （ 名 称 ）		
土 地			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			小 計	(イ) 円
建 物			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
建 物 の 構 造	☐ 木造 ☐ 木骨モルタル ☐ （鉄骨）鉄筋 ☐ 金属造 ☐ その他		小 計	(ロ) 円

※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

(2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

建物の購入・建築価額(ロ) 償却率 経過年数 償却費相当額(ハ)
☐ 標準
 円 × 0.9 × × = 円

② 取得費 (イ) + (ロ) - (ハ) 円

※ 「譲渡所得の申告のしかた」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「☐ 標準」に☑してください。

※ 非業務用建物（居住用）の（ハ）の額は、（ロ）の価額の95%を限度とします（償却率は1面をご覧ください。）。

3 譲渡（売却）するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払 先		支払年月日	支 払 金 額
	住 所 （ 所 在 地 ）	氏 名 （ 名 称 ）		
仲 介 手 数 料			・ ・	円
収 入 印 紙 代			・ ・	円
			・ ・	円
			・ ・	円
			③ 譲渡費用	円

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円

※ ここで計算した内容（交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容）を「申告書第三表（分離課税用）」に転記します。

「交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」
この面（4面）は、交換・買換え（代替）の特例の適用を受ける場合（※）にのみ記載します。

※ 交換・買換え（代替）の特例の適用を受けた場合、交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額の計算は、その資産の実際の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 交換・買換（代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

物件の所在地	種類	面積	用途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・
		m ²		・ ・	・ ・	・ ・

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。

取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
土地		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
建物		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
④ 買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額			円

※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。

※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換（代替）資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え（代替）の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	特例適用 条文	F 収入金額	G 必要経費	H 譲渡所得金額 (F - G)
収用代替		① - ③ - ④	$② \times \frac{F}{① - ③}$	
上記以外		① - ④	$(② + ③) \times \frac{F}{①}$	
短期・長期	所・措・震 条の	円	円	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

区分	特例適用 条文	J 収入金額	K 必要経費	L 譲渡所得金額 (J - K)
① ≤ ④		① × 20% (※)	(② + ③) × 20% (※)	
① > ④		(① - ④) + ④ × 20% (※)	$(② + ③) \times \frac{J}{①}$	
短期・長期	措法 条の	円	円	円

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

【令和 年分】

現 住 所			
フリガナ 氏 名		電話番号 (連絡先)	

名簿番号

「被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合の記載事項」
この面(5面)は、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

7 被相続人居住用家屋及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

(1) 被相続人居住用家屋（一の建築物）及びその敷地等について、被相続人の氏名などを記載してください。

被 相 続 人	フリガナ 氏 名		死亡年月日	年 月 日	
	死亡の時にける住所				
	居 住 期 間	年 月 ~ 年 月			
		所 在 地	床面積・面積	あなたが相続又は遺贈により取得した持分	あなたが相続又は遺贈以外により取得した持分
被相続人居住用家屋	①		① m ²	—	—
被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地等	②		m ²	—	—
	③		m ²	—	—

(2) 相続の開始の直前(※)においてその土地が用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地であった場合の被相続人居住用家屋以外の建築物の種類などを記載してください。

特例対象となる部分とそれ以外の部分の金額の計算などについては、裏面の【参考事項】に記載してください。

一団の土地の面積	② m ²	一団の土地の面積のうち、あなたが被相続人から相続又は遺贈により取得し、譲渡した部分の面積			③ m ²
被相続人居住用家屋以外の建築物の種類・床面積	種 類	離 れ	倉 庫		床面積の合計
	床 面 積	m ²	m ²	m ²	④ m ²
上記の建築物の所有者	フリガナ 氏 名				
	住 所				
被相続人居住用家屋の敷地等に該当する部分	$\left(\textcircled{2} \times \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{1} + \textcircled{4}} \right) \times \frac{\textcircled{3}}{\textcircled{2}}$			m ²	

※ その土地が対象従前居住の用に供されていた被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地であった場合には、「特定事由により被相続人居住用家屋が被相続人の居住の用に供されなくなる直前」となります。

(3) あなた以外の居住用家屋取得相続人がいる場合又はあなたが適用前譲渡をしている場合には、相続人ごとに氏名などを記載してください。

居住用家屋 取得相続人	フリガナ 氏 名						
	住 所						
相続の開始の時にける被相続人居住用家屋又はその敷地等の持分	① 家屋	② 敷地等	③ 敷地等	① 家屋	② 敷地等	③ 敷地等	
	—	—	—	—	—	—	
適用前 譲 渡	譲渡年月日	年 月 日			年 月 日		
	譲渡の対価の額	円			円		

※ あなたが適用前譲渡をしている場合には、「適用前譲渡」欄の譲渡年月日と譲渡の対価の額のみを記載してください。

(令和元年分以降用)

【参考事項】

- 2以上の建築物のある一団の土地であった場合（5面の「7」(2)の建築物がある場合）

【計算過程等】

	合 計	内 訳			
		被 相 続 人 居住用家屋 (特例対象)	左 記 以 外 の 建 築 物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左 記 以 外 の 敷 地 等 (特例対象外)
① 譲 渡 価 額 (収入金額)	円	円	円		円
② 取 得 費	円	円	円		円
③ 譲 渡 費 用	円	円	円		円
④ 差 引 金 額 (①－(②＋③))	円	円	円		円
⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額				円	円
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円	

※ 「合計」欄の①～⑥の金額を、3面の「4」のA～Dにそれぞれ転記します。

(その他)

【建築物の位置関係等】

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

【租税特別措置法第41条の5用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)		フリガナ 氏 名		電 話 番 号	()
----------------------------------	--	-------------	--	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

1 譲渡した資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月	
譲渡先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日			年 月 日	年 月 日
譲 渡 し た 年 月 日			年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額	①	円	円	円
取 得 費	取 得 価 額	②	円	円
	償 却 費 相 当 額	③	円	
	差 引 (② - ③)	④	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用		⑤	円	円
居住用財産の譲渡損失の金額 (① - ④ - ⑤)		⑥	円	円

この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

2 買い換えた資産に関する明細

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況・利用目的	面 積		m ²	m ²
買 換 資 産 の 取 得 (予 定) 日			年 月 日	
居住の用に供した(供する見込)日			年 月 日	
買 換 資 産 の 取 得 (予 定) 価 額		円	円	円
買入れ先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先) 円	

関 与 税 理 士 名
(電 話)

税 務 署 整 理 欄	資産課税部門	個 人 課 税 部 門	
		純損失 (有・無)	

記載要領等

1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例（措法第41条の5）」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「**居住用財産の譲渡損失の金額（⑥）**」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
 - (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
 - (3) 「居住の用に供した（供する見込）日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した（供する見込）日を記載してください。
 - (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記（1）又は（2）の場合、別途「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」（国税庁ホームページ【<https://www.ntago.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「**居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ**」をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》
(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)		フリガナ 氏 名		電 話 番 号	()
-----------------------------------	--	-------------	--	------------	-----

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページでは、画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

【譲渡した資産に関する明細】

		合 計	建 物	土地・借地権
資 産 の 所 在 地 番				
資産の利用状況	面 積		m ²	m ²
居 住 期 間			年 月 ~ 年 月	
譲渡先	住 所 又 は 所 在 地			
	氏 名 又 は 名 称			
譲 渡 契 約 締 結 日			年 月 日	年 月 日
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先			(借入先) 円	
譲 渡 し た 年 月 日			年 月 日	年 月 日
資 産 を 取 得 し た 時 期		年 月 日	年 月 日	
譲 渡 価 額		円	円	円
取 得	取 得 価 額	円	円	円
	償 却 費 相 当 額	円	円	
費	差 引 (③ - ④)	円	円	円
譲 渡 に 要 し た 費 用		円	円	円
特 定 居 住 用 財 産 の 譲 渡 損 失 の 金 額 (② - ⑤ - ⑥)		円	円	円

この金額を「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

関 与 税 理 士 名
(電話)

税 務 署 整 理 欄	資産課税部門	個 人 課 税 部 門
		純損失 (有・無)

(令和3年分以降用)

【租税特別措置法第41条の5の2用】

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額については、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。

(注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。

※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

【令和 年分】
譲渡所得の内訳書
(確定申告書付表)
【総合譲渡用】

住所		電話 番号	()	名簿 番号					
氏名	(フリガナ)	職業		関与 税理士	(電話				)

1 譲渡(売却)された資産について記載してください。

譲渡された 資産の名称		種 類		利用 状況		数 量	
所在地等							

譲渡先の (買主の)	住所 (所在地)		氏名 (名称)		職業	
売買契約の日	年 月 日	引き渡した日	年 月 日	登記、登録等の日	年 月 日	

【参考事項】

売却理由	☐ 買主から頼まれたため	代金の受領状況	1回目	年 月 日	円	譲渡価額 ① 円
	☐ 他の資産を購入するため		2回目	年 月 日	円	
	☐ 事業資金を捻出するため		3回目	年 月 日	円	
	☐ 借入金を返済するため		未収金	年 月 日 (予定)	円	
	☐ その他 ()					

2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。

購入に 要した 費用	費用の種類	購入先・支払先等 住所(所在地)	氏名(名称)	購入支払年月日	購入支払価額
	譲渡資産の 購入代金			・ ・	円
				・ ・	円
				・ ・	円
				・ ・	円
	小 計				

取得費	資産の購入価額(※) 償却費相当額 円 - 円 = ② 円
-----	----------------------------------

3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。

譲渡に 要した 費用	費用の種類	支払先 住所(所在地)	氏名(名称)	支払年月日	支払金額
				・ ・	円
				・ ・	円
				・ ・	円
譲渡費用					③ 円

4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用条文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E 譲渡所得金額 (C-D)
短期	所法条の 措 の	円	円	円	円	円
長期	所法条の 措 の	円	円	円	円	円

○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、第二表」に転記します。

整理欄

○ この用紙は、土地・建物や株式等以外の資産を譲渡(売却)した場合の譲渡所得金額の計算に使用します。

買換え（交換・代替）の特例の適用を受ける場合※の譲渡所得の計算

※ 買換え（交換・代替）の特例の適用を受けた場合、買換え（交換・代替）資産として取得された（される）資産を将来譲渡したときの取得費やその資産が業務用資産であるときの減価償却費の額の計算は、その資産の実際の取得価額ではなく、譲渡（売却）された資産から引き継がれた取得価額を基に一定の計算をすることになりますので、ご注意ください。

5 買換え（交換・代替）資産として取得された（される）資産について記載してください。

買換え資産等の所在地等	種類	数量	用途	契約（予定）年月日	取得（予定）年月日	使用開始（予定）日
				・ ・	・ ・	・ ・
				・ ・	・ ・	・ ・

○ 取得された（される）資産の購入代金など（取得価額）について記載してください。

費用の内容	支払先住所（所在地）及び氏名（名称）	支払年月日	支払金額
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
		・ ・	円
買換え（交換取得・代替）資産の取得価額の合計額			④ 円

（注）買換え（代替）資産をこれから取得される見込みのときは、「買換え（代替）資産の明細書」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を提出し、その見込額を記載してください。

6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換え（交換取得・代替）資産の取得価額の合計額」により譲渡所得金額の計算をします。

(1) 特定の事業用資産の買換え（交換）の場合（措法37・37の4）

区分		F 収入金額	G 必要経費	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(② + ③) × 20%	(F - G)		(H - J)
① > ④		(① - ④) + ④ × 20%	(② + ③) × $\frac{F}{①}$			
短期・長期	措法 条の 条	円	円	円	円	円

(2) 固定資産の交換（所法58）・収用代替（措法33）の場合

区分		L 収入金額	M 必要経費	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
交換	特例適用条文	① - ④	(② + ③) × $\frac{L}{①}$	(L - M)		(N - P)
収用代替		① - ③ - ④	② × $\frac{L}{① - ③}$			
短期・長期	所法 措 条	円	円	円	円	円

【記載上の注意事項】

- この内訳書は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して提出してください。
- 譲渡（売却）された資産が二つ以上ある場合には、その譲渡（売却）された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、まとめて記載していただいても差し支えありません。
- また、譲渡（売却）等された資産が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。」欄の区分（短期・長期）ごとに二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の各欄の上段に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 原則として、総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年以内にされた譲渡による所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の取得の日以後5年を超えた後にされた譲渡による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額（C、H、N欄の合計）が50万円に満たない場合には、その金額〕が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5,000万円の特別控除の適用を受ける場合には、その5,000万円控除後の残額から更に、この50万円の特別控除をすることができます。
- 総合課税の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。また、土地建物等の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課税の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。
- 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産（ゴルフ会員権等）を譲渡して生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。
- 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法が分かりにならないような場合には、税務署にお尋ねください。
- 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書（確定申告書付表）」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）で計算した金額を「2」の②欄に転記してください。

【令和 年分】
保証債務の履行
のための資産の
譲渡に関する
計算明細書
(確定申告書付表)

譲渡者	住所		氏名		電話番号	()
関与者	住所		氏名		電話番号	()

保証債務の明細	主たる債務者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	債権者	住所又は所在地		氏名又は名称	
	保証債務の内容	債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額	
		年 月 日		円	
	保証債務の履行に関する事項	保証債務を履行した年月日	保証債務を履行した金額	求償権の額	
		年 月 日	円	④ 円	
求償権の行使に関する事項	求償権の行使不能となった年月日	求償権の行使不能額	④のうち既に支払を受けた金額		
	年 月 日	⑤ 円	円		

保証債務を履行するため譲渡した資産の明細	短期・長期の区分	短期・長期		短期・長期		短期・長期		
	資産の所在地番							
	資産の種類							
	資産の利用状況	資産の数量	m ² (株(口)・m ²)	m ² (株(口)・m ²)		m ² (株(口)・m ²)		
	譲渡先	住所又は所在地						
		氏名又は名称	(職業)	(職業)	(職業)			
	譲渡した年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
	譲渡資産を取得した時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
譲渡価額の総額	円	円	円	円				

譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額	求償権の行使不能額 (上の⑤の金額)	⑥	円	譲渡所得 所得税法第64条第2項適用前の山林所得金額の 合 計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫) 円	総合課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書B第一表の③+④に相当する金額。赤字のときは0)	⑭	円
	総所得金額 (申告書B第一表の⑫に相当する金額)(注1)	⑦	円		分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (⑬の金額)	⑮	円
	山林所得金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額)	⑧	円		分離課税の一般株式等・上場株式等に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑬の金額のうち、譲渡所得の金額。それぞれ赤字のときは0)	⑯	円
	退職所得金額 (申告書第三表の⑭に相当する金額)	⑨	円		分離課税の先物取引に係る譲渡所得の金額(繰越控除後) (⑬の金額のうち、譲渡所得の金額。赤字のときは0)	⑰	円
	小計 (⑦+⑧+⑨。赤字のときは0)	⑩	円		合 計 (⑭+⑮+⑯+⑰)	⑱	円
	分離課税の短期・長期譲渡所得の金額 (申告書第三表の⑬に相当する金額。赤字のときは0)	⑪	円		山林所得金額 (⑬の金額。赤字のときは0)	⑲	円
	分離課税の一般株式等・上場株式等に係る譲渡所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑬+⑭に相当する金額。それぞれ赤字のときは0)	⑫	円		譲渡所得又は山林所得のうちないものとみなされる金額 (⑥・⑦・⑱のうち低い金額又は⑥・⑦・⑲のうち低い金額)	⑳	円
	分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額(損益通算及び繰越控除後) (申告書第三表の⑮に相当する金額)	⑬	円				
	分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額(繰越控除後) (申告書第三表の⑯に相当する金額。赤字のときは0)	⑭	円				
	合 計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)	㉑	円				

求償権が行使不能となった事情の説明	
-------------------	--

(注) 1 総合課税の長期譲渡所得又は一時所得のある人の「㉑」の金額は、申告書B第一表の「⑬+⑭+⑮」× $\frac{1}{2}$ の金額となります。
2 「所得税法第64条第2項適用前の各種所得の合計額」欄は損益通算後の金額を、「所得税法第64条第2項適用前の譲渡所得又は山林所得の金額」欄は損益通算前の金額を、それぞれ記載してください。
3 「㉑」の金額は、譲渡所得、株式等に係る譲渡所得又は山林所得に関する各計算明細書の「必要経費」欄の上位に「⑬×××円」と二段書きしてください。
(資6-12-A4統一)
(令和2年分以降用)

保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得（山林所得）のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「⑩」欄から「⑮」欄までの各欄には、所得税法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

年分 青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表
《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

氏名 _____

○ 国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等

資産の名称	A 収入金額	B 必要経費	C 損失金額 (B－A)	D Bの必要経費のうち 減価償却費の金額	E 国外中古建物の損失金額の うち償却費の金額 (CとDのうちいずれか少ない方の金額)	F 国外中古建物の損失金額の うち償却費以外の金額 (C－E)
	円	円	円	円	円	円
合計					(Mに転記)	(Kに転記)

○ 国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）以外の国外不動産の所得金額

資産の名称	G 収入金額	H 必要経費	I 所得金額 (G－H)
	円	円	円
合計			(Jに転記)

○ 国外不動産所得の損失の金額の計算

J 国外中古建物（所得が赤字になる場合）以外の国外不動産の所得金額の合計額 【Iの合計を転記】	円
K 国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額の合計額 【Fの合計を転記】	
L 国外不動産の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額 【J－K】（赤字の場合は0）	
M 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額の合計額 【Eの合計を転記】	
N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額 【M－L】（赤字の場合は0）	

青色申告決算書又は収支内訳書（不動産所得用）付表 《国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例》

この付表は、令和3年分以後の各年において、国外中古建物による不動産所得を有する方が、租税特別措置法（以下「措法」といいます。）41条の4の3（国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例）に規定する国外不動産所得の損失の金額がある場合において、その金額を計算するために使用します。この付表は、青色申告決算書（不動産所得用）又は収支内訳書（不動産所得用）とともに申告書に添付して提出してください。

1 記載要領等

○ 「国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）の損失金額等」欄

国外中古建物の貸付けによる不動産所得の損失の金額を資産ごとに計算してください。なお、国外中古建物の貸付けによる所得金額が赤字にならない場合はこの欄には記入しないでください。

○ 「国外中古建物（所得金額が赤字になる場合）以外の国外不動産の所得金額」欄

所得金額が赤字にならない国外中古建物や国外中古建物以外の国外にある不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる不動産所得の金額を資産ごとに計算してください。

○ 「国外不動産所得の損失の金額の計算」欄

不動産所得に係る減価償却費の合計額（青色申告決算書（不動産所得用）の⑩の計欄又は収支内訳書（不動産所得用）の⑩の計欄）から「N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額」欄の金額を差し引いた金額を、青色申告決算書（不動産所得用）の⑧欄又は収支内訳書（不動産所得用）の⑦欄に記入してください。

青色申告決算書（不動産所得用）又は収支内訳書（不動産所得用）の「○ 減価償却費の計算」欄の摘要欄に、国外中古建物ごとに損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額の累積額を記入してください。「L 国外不動産の所得金額（国外中古建物の損失金額のうち償却費以外の金額控除後）の合計額」欄の金額がある場合は、国外中古建物ごとに損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額を算出する必要があるため、「N 損益通算ができない国外不動産所得の損失の金額」欄の金額に「E 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額」欄の合計額のうち各国外中古建物の「E 国外中古建物の損失金額のうち償却費の金額」欄の金額の占める割合を乗じて計算した金額を各国外中古建物の摘要欄に累積額として記入してください。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

措法 41 条の 4 の 3

被災した住宅、家財等の損失額の計算書

住 所 _____ 氏 名 _____

損害年月日	・ ・	損害の原因			
住 宅 ・ 家 財 等 の 損 失 額 の 計 算					
住 宅 の 種 類	住宅・その他 ()		住宅・その他 ()		
住 宅 の 区 分	平屋・二階建・その他 ()		平屋・二階建・その他 ()		
住 宅 の 構 造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()		木造・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 鉄骨造・その他 ()		
住 宅 の 取 得 年 月	年 月		年 月		
住 宅 の 床 面 積	m ²		m ²		
被 害 の 区 分	全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		全壊・流出・埋没・倒壊・半壊 ・一部破損・床上浸水 cm・床下		
浸 水 時 間	24時間以上・24時間未満		24時間以上・24時間未満		
土 砂 (海 水) の 流 入	有 ・ 無		有 ・ 無		
1 住 宅 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 住宅の取得価額	①	円	円	
	(2) (1) 以外の場合 1 m ² 当たりの工事費用×総床面積	②	_____千円/m ² × _____m ² = _____円	_____千円/m ² × _____m ² = _____円	
	(①・②) × 0.9 × 償却率 (_____) × 経過年数 (_____ 年)	③			
	被災直前の時価相当額 ((①・②) - ③)	④			
	損害額 (④ × 被害割合 (_____%))	⑤			
	保険金などで補てんされる金額	⑥			
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦			
2 家 財 の 損 失 額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円		
	(2) 家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢 _____ 歳 : 夫婦 ・ 独身)	⑨	円		
	(1)以外 の場合	生計を一にする親族による加算額 大人 (18歳以上の者) 1人につき 1,300,000円 子供 (18歳未満の者) 1人につき 800,000円	⑩	大人 1,300,000円 × _____人 = _____円 子供 800,000円 × _____人 = _____円 計 _____円	
		被災直前の時価相当額 (⑨ + ⑩)	⑪	円	
		損害額 ((⑧・⑪) × 被害割合 (_____%))	⑫		
	保険金などで補てんされる金額	⑬			
	差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭			
3 車 両 の 損 失 額	普 通 ・ 軽 の 区 分		普 通 ・ 軽	普 通 ・ 軽	
	取 得 年 月		年 月	年 月	
	車 両 の 取 得 価 額	⑮	円	円	
	⑮ × 0.9 × 償却率 × 経過年数 (_____) (_____ 年)	⑯			
	被災直前の時価相当額 (⑮ - ⑯)	⑰			
	損害額 (⑰ × 被害割合 (_____%))	⑱			
	保険金などで補てんされる金額	⑲			
差引損失額 (⑱ - ⑲)	⑳				
差 引 損 失 額 の 合 計 (⑦ + ⑭ + ㉑)		㉑			

書 き 方

1 この計算書は、災害による被害を受けたことにより、雑損控除の適用を受けようとする方が、個々に損失額を計算することが困難な場合に、一定の算定方式により、損失額を計算するためのものです。

2 各欄の記載に当たっては、次の点に注意してください。

「損 害 年 月 日」欄： 災害の始まった日を記載してください。

「損 害 の 原 因」欄： 「〇〇地震」などと記入します。

「住 宅 の 種 類」欄： 該当するものを○で囲んでください。

「住宅の区分」、「住宅の構造」欄： 該当するものを○で囲んでください。

なお、三階建て以上又は地下階のある住宅については、「住宅の区分」欄の「その他」を○で囲み、()内に「〇階建て」又は「地下階あり」と記載してください。

「住 宅 の 取 得 年 月」欄： 住宅の取得年月を記載してください。

「住 宅 の 床 面 積」欄： 住宅の総床面積を記載してください。

「被 害 の 区 分」欄： 該当する事項を○で囲んでください。

なお、床上浸水の場合には、床板上の浸水の高さを記載してください。

「浸 水 時 間」欄： 浸水した時間で該当する事項を○で囲んでください。

「土砂(海水)の流入」欄： 土砂(海水)の流入の有無(床上・床下を問いません)について、該当するものを○で囲んでください。

「住宅・家財等の損失額の計算」欄

イ 「1 住宅の損失額」欄： 被災した住宅ごとにそれぞれ記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

住宅の取得時期及び取得価額が明らかなでない場合は(2)により計算してください。

②欄の1㎡当たりの工事費用は、参考4を参照してください。

③欄の償却率は、参考1の構造の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

④欄の計算に当たっては、参考1の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑤欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ロ 「2 家財の損失額」欄： 家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかな場合は(1)に記載してください。

家財の個々の取得時期及び取得価額が明らかなでない場合は(2)により計算してください。

なお、(1)による場合は、別紙「被災した家財の個別明細書」により計算し、当該別紙の「⑤時価」の「合計」欄の金額を転記してください。

⑨欄の家族構成別家財評価額は、参考5を参照してください。

⑫欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ハ 「3 車両の損失額」欄： 被災した車両(生活に通常必要でないものを除きます。)ごとに記載してください。

なお、「普通・軽の区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

⑯欄の償却率は、参考2の種類の区分に応じた償却率を記載します。

経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない端数は切り捨てます。

⑰欄の計算に当たっては、参考3の耐用年数を全て経過していても、被災資産の取得価額の5%に相当する金額は残ります。

⑱欄の被害割合については、参考3を参照してください。

ニ 「保険金などで補てんされる金額」欄： 保険金や共済金、損害賠償金などの支払を受ける場合に、その支払を受ける金額がその対象となった被災した資産の区分(住宅、家財、車両の区分)ごとに判明するときはその被災した資産の区分ごとに、判明しないときは被災財産の被害額等により配分したところにより、記載してください。

参考 1：住宅の構造別耐用年数表

構 造		耐用年数	償却率
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造		70 年	0.015
れんが造、石造又はブロック造		57 年	0.018
金属造	骨格材の肉厚 4mm 超	51 年	0.020
	骨格材の肉厚 3mm 超 4mm 以下	40 年	0.025
	骨格材の肉厚 3mm 以下	28 年	0.036
木造又は合成樹脂造		33 年	0.031
木骨モルタル造		30 年	0.034

(注 1) 耐用年数は、通常の耐用年数を 1.5 倍したものとなっています。

(注 2) 償却率は、旧定額法で記載しています。

(注 3) 上記以外の資産の償却率については、税務署にお問い合わせください。

参考 2：車両の種類別耐用年数表

種 類	耐用年数	1.5 倍した年数	償却率
普通自動車	6 年	9 年	0.111
軽自動車	4 年	6 年	0.166

参考 3：被害割合表

区分	被害区分		被害割合		摘要
			住宅	家財	
損壊	全壊・流出・埋没・倒壊		100	100	被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合
	(倒壊に準ずるものを含む)				住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 70%以上である場合
	半壊		50	50	住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の 20%以上 50%未満であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の 20%以上 70%未満で残存部分を補修すれば再び使用できる場合
	一部破損		5	5	住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合
浸水	床 上 1.5m以上	平屋	80 (65)	100 (100)	・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水 (24 時間以上) の場合には、各割合に 15% を加算した割合を使用します。 ・「床上」とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 ・「二階建以上」とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。
		二階建以上	55 (40)	85 (70)	
	床 上 1 m以上 1.5m未満	平屋	75 (60)	100 (100)	
		二階建以上	50 (35)	85 (70)	
	床 上 50cm 以上 1 m未満	平屋	60 (45)	90 (75)	
		二階建以上	45 (30)	70 (55)	
	床 上 50cm 未満	平屋	40 (25)	55 (40)	
		二階建以上	35 (20)	40 (25)	
	床 下		15 (0)	—	

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合を 100% とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

参考４：地域別・構造別の工事費用表（１㎡当たり）【令和３年分用】

（単位：千円）

		木造	鉄骨鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄骨造
全国平均（注）		172	268	260	250
札幌局	北海道	182	622	260	250
仙台局	青森	172	268	260	250
	岩手	180	268	260	250
	宮城	172	279	274	250
	秋田	172	268	260	250
	山形	176	268	260	250
	福島	177	633	260	250
関東信越局	茨城	172	268	260	250
	栃木	172	268	260	250
	群馬	172	268	298	250
	埼玉	172	358	261	254
	新潟	180	268	260	250
	長野	193	268	264	250
東京局	千葉	172	269	268	253
	東京都	176	338	320	298
	神奈川	172	268	299	275
	山梨	186	268	294	250
金沢局	富山	183	268	260	250
	石川	180	268	290	254
	福井	175	268	260	250
名古屋局	岐阜	172	323	260	250
	静岡	178	268	260	250
	愛知	173	268	260	260
	三重	184	304	260	250
大阪局	滋賀	172	268	261	250
	京都	174	268	260	264
	大阪	172	297	260	250
	兵庫	172	268	260	250
	奈良	172	268	260	250
	和歌山	172	268	260	252
広島局	鳥取	181	268	260	250
	島根	178	268	260	250
	岡山	185	268	260	250
	広島	172	268	260	250
	山口	180	268	260	250
高松局	徳島	172	268	260	250
	香川	186	268	260	250
	愛媛	172	268	260	250
	高知	184	268	260	250
福岡局	福岡	172	268	260	250
	佐賀	172	268	260	250
	長崎	173	268	260	250
熊本局	熊本	175	312	260	250
	大分	172	268	260	250
	宮崎	172	268	260	250
	鹿児島	173	268	260	250
沖縄所	沖縄	178	268	260	253

（注）該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。

参考５：家族構成別家財評価額

世帯主の年齢	夫 婦	独 身
歳	万円	万円
～ 29	500	300
30 ～ 39	800	
40 ～ 49	1,100	
50 ～	1,150	

（注１）大人（年齢18歳以上）１名につき130万円を加算し、子供（年齢18歳未満）１名につき80万円を加算します。

（注２）配偶者と死別している場合は、「家族構成別家財評価額」の「夫婦」欄を使用し、大人１名分（130万円）を差し引いて計算します。

被災した家財の個別明細書

(この用紙は、「被災した住宅、家財等の損失額の計算書」の2(1)を計算する場合に使用します。)

① 品 名	② 取得年月	③ 取 得 価 額	④ $(③ \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数})$	⑤ 時 価 $(③ - ④)$
	年 月 ・	円	円	円
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
合 計				

居住形態等に関する確認書

Confirmation of the Type of Resident Status etc.

(令和3年分)

氏名 Name (Last, First, Middle)														
住所又は居所 Domicile or residence														
電話番号 Telephone number														
国籍 Nationality														
在留カード番号等 Residence Card number or Alien Registration number														
居住形態等 (Type of Resident Status)														
1 下記事項を記入してください。(Please fill out the following items.)														
(1) 当初の入国年月日 (Date of original entry into Japan)										(Year) 年	(Month) 月	(Day) 日		
(2) 在留資格 (Visa status in Japan)														
(3) 在留期間 (Permitted period of stay in Japan)														
2 令和3年中に出国しましたか。(Did you leave Japan anytime during 2021?) ☐ (Yes) はい ☐ (No) いいえ														
3 2の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to 2 is “Yes”, please fill out the following items.)														
(1) 出国の期間 (Period of absence from Japan)										月	日	～	月	日
										月	日	～	月	日
										月	日	～	月	日
(2) 出国の目的 (Purpose of absence from Japan)														
4 令和3年中の居住形態による期間区分 (Period of each type of resident status during 2021)														
(1) 非居住者期間 (Period of Non-resident Taxpayer)										月	日	～	月	日
(2) 非永住者期間 (Period of Non-permanent Resident Taxpayer)										月	日	～	月	日
(3) 永住者期間 (Period of Permanent Resident Taxpayer)										月	日	～	月	日
5 (1) 4 (2)の非永住者期間があるときは、その期間中に国外に源泉のある所得はありますか。 (If you were a Non-permanent Resident Taxpayer during any period of 2021, did you receive any foreign source income during that period?) ☐ (Yes) はい ☐ (No) いいえ														
(2) (1)の答えが「はい」の人は下の欄に記入してください。 (If your answer to (1) is “Yes”, please fill out the following items.)														
① 国外に源泉のある所得の金額 (Amount of foreign source income)										円				
② ①のうち国内で支払われた金額 (Amount paid in Japan out of ①)										円				
③ ①のうち国外から送金された金額 (Amount remitted to Japan out of ①)										円				

一面

住所又は居所を有していた期間の確認表

Confirmation Table of the Period of Resident Status

二面

○ 平成23年1月1日から令和2年12月31日までにおいて国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding 10 years (2011～2020).

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)							年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Year) 年	(Month) 月	(Day) 日	～	(Year) 年	(Month) 月	(Day) 日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
年	月	日	～	年	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.							年	月	日

○ 令和3年において国内に住所又は居所を有していた期間を記入してください。

Please fill out the periods during which you have maintained domicile or residence in Japan during 2021.

住所又は居所を有していた期間 (Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan)					年数・月数・日数 (The number of years, months and days)		
(Month) 月	(Day) 日	～	(Month) 月	(Day) 日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
月	日	～	月	日	年	月	日
住所又は居所を有していた期間の合計 (Total) (注) 年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、30日を1月、12月を1年として計算します。 Please add the above number of years, months, days respectively. If the total number of days is over 30, 30 days is calculated as 1 month. If the total number of months is over 12, 12 months is calculated as 1 year.					年	月	日

(令和3年分)

Resident Status

The scope of taxable income is determined by your resident status. Therefore, first of all, you are requested to make clear what your resident status is.
Resident status is divided into three categories: Non-permanent Resident, Permanent Resident, Non-resident.

The following is a brief explanation of resident status.

[1] Resident

A person who has a “JUSHO” (domicile) in Japan, or has had a “KYOSHO”(residence) in Japan for one year or more.

NOTE : In general, you have a “JUSHO” in Japan if your base of living is in Japan, and you have a “KYOSHO” in Japan if you are staying or living in Japan regardless of your “JUSHO”.

- (i) Non-permanent resident
A resident who has not Japanese nationality and has had his/her “JUSHO” or “KYOSHO” in Japan for period or periods in the aggregate 5 years or less in last 10 years.
- (ii) Permanent resident
A resident other than non-permanent resident.

[2] Non-resident

A person other than resident.

Taxable Income

The following table shows the scope of taxable income according to your resident status.

SCOPE OF TAXABLE INCOME				
CLASSIFICATION		INCOME OTHER THAN FOREIGN SOURCE INCOME	FOREIGN SOURCE INCOME	
			PAID IN JAPAN	PAID ABROAD
RESIDENT	PERMANENT RESIDENT	Taxable		
	NON-PERMANENT RESIDENT	Taxable	Taxable	Only the portion deemed remitted to Japan is taxable. (This means that the remainder retained abroad is not taxable.)

CLASSIFICATION		DOMESTIC SOURCE INCOME	INCOME OTHER THAN DOMESTIC SOURCE INCOME
NON-RESIDENT		Taxable in principle	Not Taxable

NOTE: Salaries, wages or other remuneration for personal services performed in Japan are treated as “domestic source income”, whether they are paid in Japan or abroad.

“Confirmation Table of the Period of Resident Status”

- “Periods during which you have maintained domicile or residence in Japan within the preceding ten years” may be checked in the manner as mentioned below.
 - To check the dates of emigration and immigration as stamped in your passport when you keep your passport covering that period.
- In place of stating periods during which you have maintained domicile or residence in Japan, you may attach to this confirmation table a copy of your passport.

「住所又は居所を有していた期間の確認表」の記載について

- 「過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間」については、次の方法により確認することができます。
 - その期間の旅券を保管している場合には、その旅券に記録された出入国の履歴
- 国内に住所又は居所を有していた期間の記載に代えて、旅券の写しを添付することができます。